#### (2) <del>巡</del>

# 第1部 監査の概要

## 第1.監査の種類

地方自治法第252条の37の規定に基づく包括外部監査

第2.選定した特定の事件

県税の賦課・徴収事務について

第 3 ·

監査対象年度

平成21年度。ただし、必要に応じて過年度まで遡及するとともに、平成22年度の一部についても監査の対象とした。

## 第4.監査対象部局

総務部税務課、各県税事務所及び自動車税事務所

## 第5.監査実施期間

平成22年4月1日から平成23年3月15日まで

# 第6.事件を選定した理由

岐

岐阜県は、平成21年3月、県が直面すると考えられる課題を長期的な視点から検討したうえで、地域の活力と暮らしの安心・安全を実現するため、「岐阜県長期構想」「岐阜県行財政改革指針」を策定した。この指針では、平成21年度から平成24年度を「緊急財政再建期間」と位置づけており、「岐阜県行財政改革アクションブラン」を平成22年3月に公表した。

アクションプランでは、向こう3年間に約920億円の財源不足が見込まれているが、このような構造的な財源不足の解消に向け、「歳出削減対策」、「人件費の削減」、「歳入確保対策」の3つの対策を実施することにより、平成25年度当初予算までの間に段階的に財源不足を解消することを目指している。

このうち「歳入確保対策」では、県税収入の確保、債権管理の強化など、県税の徴収対 策に全力で取組むこととされており、その点で適正な徴収事務を通じて徴収率向上を目指すことは、県民にとっても非常に大きな関心事となっている。

よって、県税の賦課・徴収事務が、関係諸法令に従い適法・適切かつ効率的に実施されているかを検証することは有用であると考え、監査テーマとして選定した。

## 第7.監査の要点

県税の賦課及び徴収事務は関連法令や条文等に準拠して行われているか 県税の賦課及び徴収事務は効率的に行われているか 県税の賦課及び徴収事務は網羅的に行われ、公正性が確保されているか

税務事務情報管理システムは適切に管理運用されているか

## 第8.主な監査手続

関係法令、条文、規則等の根拠規定を確認し、制度の趣旨及び事務の手続きの流れ 等を確認した。

かつ効率的に行われているかを確認した。

県税事務所等に往査し、賦課・徴収事務、滞納整理事務が関連法令等に基づき適正

課税客体の捕捉状況について質問を実施し、関連資料を閲覧した。 税務事務情報管理システムは適切に管理運用され問題がないか確認した。

その他監査の実施過程で必要と認められた監査手続を行った。

# 県税の概要

# 第1.行財政改革アクションプラン

安心・安全を実現するために、平成30年までの10年間に県が取組むべき政策を県民に提示 長期的な視点で県が直面すると考えられる課題を検討したうえで、地域の活力と暮らしの 岐阜県では、平成21年3月、本格的な人口減少など大きな時代の変化を正面から見据え、

針においては、平成21年度から平成24年度までの4年間を「緊急財政再建期間」と位置づけ、 直し、平成25年度当初予算において、構造的な財源不足の解消を目指すこととしている。 段階的に財政構造の転換を図ることとし、その間、あらゆる角度から現在の財政構造を見 た「岐阜県行財政改革指針」を同時に策定し、行財政改革の取組みを進めている。当該指 とから、「岐阜県長期構想」の策定と併せ、今後10年間の行財政改革の方向性を明らかにし この構想で示した政策を実現するためには、持続可能な財務基盤の確立が急務であるこ

までの向こう3年間における構造的な財源不足を解消させるため行財政改革アクションプ 立ち上げ、財源不足の解消に向けた具体的な取組みを検討し、平成22年度から平成24年度 平成21年 4 月、岐阜県はこの指針の取組みを実現させるため、「行財政改革推進本部」を 岐

# 第2.岐阜県の財政状況

平成16年度から実施された国の「三位一体改革」などによる一般財源の大幅な減少や、社会保障関係経費などの義務的経費の大幅な増加、公債費の増加により岐阜県の財政状況が極めて厳しくなったことから、平成18年3月に「行財政改革大綱」を策定し、公共投資を抑制するとともに、職員定員の削減、事務事業の見直しなどの取組みを進めてきた。しかしながら平成20年のアメリカのリーマンショックに端を発した世界同時不況の影響により、県税収入が大幅に減少したことから、一段と県の財政状況は厳しくなり、平成22年度以降向こう3年間は毎年300億円程度、総額で920億円の財源不足が発生することが見込まれている。

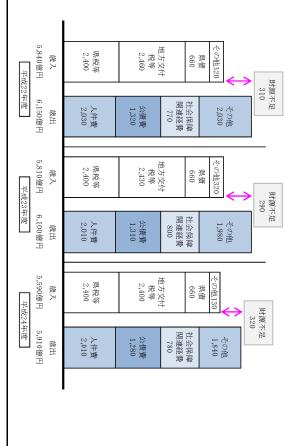
そして、このまま何も対策を講じないと財政再生団体()への転落も危惧される

#### 「財政再生団体」

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、岐阜県の場合、実質赤字比率が3.75%を超えると「早期健全化団体、5%を超えると「財政再生団体」に転落することになるため、約170億円を超える赤字額となれば「早期健全化団体」、約225億円を超える赤字額となれば「財政再生団体」に転落する可能性がある。 財政再生団体になった場合、国の管理下に置かれ財政再建を目指すこととなり、起債(借金)に制限が加えられたり、大幅な給与カットや職員の削減、さらには教育や福祉

【図表1-1】今後3年間の財源不足額見込み 県費ベース (一般財源に県債を加えたもの)(単位:億円

を含むあらゆる分野の住民サービス水準の見直しなど厳しい県政運営が求められる。



# 第3.財源不足解消に向けた基本的な考え方

## . 基本的な考え方

財源不足解消に向けた見直しにあたっては、次の考え方を基本としている.

赤字予算、「財政再生団体」への転落回避

# 県民生活への配慮や未来の岐阜県を見据えた政策の展開

厳しい財政状況の中でも、県民の生命・安全安心の確保や、岐阜県の活力づくり、人づくり等の分野は優先的に存続を図るなど、県民生活への影響や、未来の岐阜県づくりに出来る限り配慮する観点から、メリハリをつけた見直しを実施する。

【配慮する分野】

医療・福祉 子育て支援

暮らしの安全・安心

雇用創出・人材育成

中小企業支援 新規市場開拓

新規市場開拓 ぎふ清流国体 など

# 構造的な財源不足の段階的な解消

平成24年度までの「緊急財政再建期間」中の財源対策総額について、「歳出削減対策、「人件費の削減」、「歳入確保対策」の3つの対策を実施し、平成25年度当初予算までの間に、段階的に構造的な財源不足の解消を目指している。

#### . 雅進体制

平成21年4月7日に、知事を本部長、副知事を副本部長、部長等を本部員とする「行財政改革推進本部」を立ち上げるとともに、その中に課長をリーダーとする「外郭団体」「公の施設」「組織」「情報システム」「事業見直し」「予算編成等」「歳入確保」の7つの分科会を設置。以降、行財政改革推進本部で大きな方向性について検討するとともに、分科会では分科会ごとに設定された調査・研究事項について、業務と直接関係のない職員も加わり、全庁体制で議論を進めてきた。

### 検討のプロセス

「分科会案」の作成 市町村、関係団体等との意見交換

意見交換を踏まえた所管部局による検討

# 第4.財源不足解消に向けた取組み

. 歲出削減対策 削減効果額計:約373 億円

県事業の見直し 削減

削減効果額:約202億円

政策経費(削減効果額:約126億円) 事業の優先度に応じた見直しを行う。

縮小・廃止…165事業(全事業数…268事業)

施設・情報システム等の管理経費(削減効果額:約58億円)

施設等の管理経費については、管理内容の更なる見直しを行い、10%程度削減。 情報システムの管理経費については、新規開発、機器更新を原則凍結するなど、一時

縮小・廃止…96事業(全事業数…139事業)

コストを抑制するとともに、運用コストを20%程度削減する。

投資的事業(削減効果額:約18億円)

交通安全や自然災害への備え、既存のインフラを将来にわたって活用するための補修・修繕等を最優先させることを基本とする。

公の施設等の見直し [

削減効果額:約23億円

<対象とした施設>

92施設(県の公の施設のうち88施設と公の施設以外で対象に加えた4施設)

<見直しする施設>

46施設(特別養護老人ホーム、障害者支援施設、児童養護施設などの福祉施設や県民生活に関わりが深い県営住宅などの施設を除き、見直しを行う。)

<見直しの考え方>

- 施設で実施している個々の事業の必要性について、見直しを行う。
- 管理手法について、指定管理者制度の導入による維持管理経費の見直しを行う。
- 費用対効果、サービス内容の観点から、経費削減の見直しを行う。
- 休廃止する施設
   【9施設】

   機能を見直す施設
   【8施設】

   事業主体を変更する施設(譲渡又は管理移管を含む)
   【6施設】

   指定管理者制度を導入する施設
   【7施設】

   事業縮小などにより経費削減を図った施設
   【16施設】

外郭団体の見直し

削減効果額:約9億円

<対象とした団体>

35 団体 (県の出資・出捐率が25%以上の団体)

<見直しする団体>

24 団体 ( (社福)岐阜県福祉事業団など、人的あるいは財政的な県の関与が小さい団体 (11 団体)を除き、見直しを行う。)

<見直しの考え方>

- 各団体で実施している個々の事業の必要性について見直しを行う
- 費用対効果の観点から、経費削減の見直しを行う。

・解散する団体 【4団体】 ・統合する団体 【4団体】 ・運営の見直しや事業の縮小により経費削減を図る団体 【6団体】

補助金の見直し

削減効果額:約139億円

補助金・委託料を削減した団体

【10 回体】

<見直しの考え方>

次の観点から対象事業を点検し、事業費や補助率等に関して見直しを行う。

- ・進度調整(\*1)が可能な事業かどうか。
- ・終期を迎える事業の継続性の必要性。
- 継ぎ足し補助金(\*2)の必要性。
- 他の都道府県の実施状況や補助水準等。
- 曹洙中教の苗間を沿岸オスニンド 1年よたこの東流
- 1...事業実施の期間を延長することで、1年当たりの事業費を削減するもの。
- 2...国庫補助事業に県が独自に上乗せしている補助金

市町村補助金(削減効果額:約97億円)

縮小・廃止…50事業 (全事業数…66事業)

各種団体等補助金(削減効果額:約42億円)

縮小・廃止…57事業 (全事業数…87事業)

2

## 人件費の削減 削減効果額計:約 297 億円

きる組織への見直しを行う。また、緊急財政再建期間中の臨時的な措置として、職員給与 の抑制を実施する。 定員削減を着実に実施するとともに、人口同規模県で最少となる職員数で職務を遂行で

職員定員の削減

削減効果額:約25億円

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 24 年	平成 20 年と平成 24 年の比較	と平成 24
		4月1日	4月1日 (見込み)	(目標)	削減数	削減率
知事の事務部局等	4,691人	4,515人	4,316人	4,116人	- 575人	- 12.3%
教育委員会	16,710人	16,477人	16,710人 16,477人 16,254人 16,199人	16,199人	- 511人	- 3.1%
警察本部	3,882人	3,860人	3,876人	3,869人	- 13人	- 0.3%
公営企業 (病院等)	1,708人	1,708人 1,733人	168人	152人	152人 - 1,556人	- 91.1%
計	26,991人	26,555人	26,555人 24,614人 24,336人 - 2,655人	24,336人	- 2,655人	- 9.8%

削減数には、地方独立行政法人化によって見込まれる減少数を含む。

職員給与の抑制

削減効果額:約 272 億円

抑制率【特別職】 知事 副知事 教育長

..30%

代表監査委員 ...20%

( 平成 22 年度分、各職員団体へ提案済 )

【一般職】

色鎌色
見直
$\stackrel{\sim}{\sim}$
平成 22
年4
 四
日から
ら実施]

新設	地方独立行政法人化	統合	<b>休</b> 上	廃止	分類
ぎふ清流大会推進課(~平成 24 年度) APEC 推進室(平成 22 年度限り)	県立看護大学、県立 3 病院	「農業改良普及センター」の農林事務所への統合	ニューヨーク駐在	名古屋事務所、生物工学研究所	対象となる組織等

〔平成23年4月1日からの実施〕

現地機関(109 機関)のうち、7種56 機関を対象に組織を再編

- 対象機関…振興局、県税事務所、保健所、農林事務所、土木事務所、建築事務所、 教育事務所
- 総合出先機関としての振興局廃止
- 盤整備系の事務所の2種類に再編することを念頭に検討 福祉、環境、保健行政等を担う、県民生活系の事務所と、農林土木行政を担う基

に見直しを検討 旅券センターや子ども相談センター等その他の単独現地機関については、機関ごと

県立高校事務の集約化を検討

# 3. 歳入確保対策

活用可能額計:約250億円

がら、引き続き歳入確保に努める。 部資金の導入や県税の徴収対策に全力で取組むとともに、臨時的な歳入対策も織り交ぜな 地域主権を進めるにあたって、 自主財源の確保は非常に重要になっていることから、外

# 各種基金等の活用

活用可能額:約235億円

は一部取り崩すとともに、決算剰余金の全部または一部を財政調整基金に積み立てて、 財源対策に活用する 県営住宅償却充当準備基金、土地開発基金等活用可能な特定目的基金を、廃止また

また、外郭団体の見直し内容を踏まえ、団体が保有する基金等を県に寄付するよう

<活用する基金等の名称及び平成 22~24 年度の 3 年間の活用可能額>

19.億円	外郭団体等が保有する基金等
86 億円	財政調整基金
20 億円	土地開発基金
110 億円	県営住宅償却充当準備基金
活用可能額	基金等の名称

県有財産の売却促進

活用可能額:約15億円

効果の高いものから順次売却。 現在利用中の施設・土地を含め、 その必要性、利用状況等を踏まえたうえで、収入

- ・ラピロス六本木、旧オリベ会館、旧県政資料館は売却済み
- 今後、旧岐阜盲学校、岐阜総合庁舎などの売却を検討
- 職員宿舎については、入居者の集約化を進め、売却を検討

# <売却済の主な施設及び売却額>

0.9億円		1101	旧県政資料館
1.0億円		101	旧オリベ会館
11.8億円		*	ラピロス六本木
売却額	俎	彔	施

#### 県税収入の確保

## 個人県民税徴収対策

民税の直接徴収を強化。 の徹底や、市町村から滞納案件とともに徴収職員を県に受け入れて実施する、個人住 立した「ぎふ税収確保対策協議会」を活用し、個人住民税の給与天引き(特別徴収) 市町村との連携強化のため、県と県内全市町村を構成員として、平成 21 年 4 月に設

## 自動車税徴収対策

発送により納期内納付を徹底。また、滞納整理の早期着手、勤務先への給与照会及び 差押え、車輪止め装置による移動の制限を行うタイヤロックの実施などの滞納処分を インターネットを利用したクレジットカード納税等の普及促進、納税通知書の早期

適正課税の推進

脱税事案の発生を防止するため、課税調査や犯則調査を一層強化。 の捕捉や適正・迅速な課税を徹底。特に軽油引取税については、不正軽油の流通及び 課税資料の早期・適切な収集、課税調査の計画的・効率的な実施により、課税客体

### 外部資金等の導入

県有施設へのネーミングライツの導入

県有施設の駐車場の有料化

県が作成する封筒、ホームページ画面、県有施設に企業等の広告を掲載し広告料

県有財産への自動販売機設置(約700台)について、福祉団体が設置するものや スポーツ団体連携に伴うものなどの一部を除き、競争入札制度を導入

<県有施設における自動販売機の公募> (平成22年4月設置分の概ね3年間分)

落
*
10
数
菭
<u>*</u>
₩
額

### 債権管理の強化

債権回収の強化

収を実施。 債権回収を強化するとともに、債務者本人以外の関係者に対しても、 催告、

迤

滞納の未然防止

債務者等に対する制度の周知や債務者(連帯保証人)の状況調査などを適切に

# 4.岐阜県の取組みの総括

年間の財源不足額を解消することとしている。 「人件費の削減」「歳入確保対策」の3つの対策を実施することで、平成24年度までの3 市町村や関係団体等との意見交換を進めた結果、以下のような内訳で「歳出削減対策」

#### 【図表1-2】

3年間の計で 一般財源ベース	<b>削減効果額・活用可能額は、平成22~24年度の3年間の計で、一般財源ベース</b>
920億円	平成22~24年度までの財源対策総額
15億円	県有財産の売却促進
235億円	特定目的基金の廃止等による活用
250億円	藏入確保対策
272億円	職員給与の抑制
25億円	職員定数の削減
297億円	人件費の削減
42億円	
97億円	市町村補助金
139億円	補助金
9億円	外郭団体
23億円	公の施設等
18億円	投資的事業
58億円	施設・情報システム等の管理経費
126億円	政策経費
202億円	県事業
373億円	<b>歳</b> 出削減対策
削減効果額·活用可能額	区分

則減划未額,活用可能額1g、半放22~24年度03年间Offで、 一般的派へース

減」「歳入確保対策」の3つの対策の実施を図っている。 以上のように、岐阜県では構造的な財源不足の解消に向け「歳出削減対策」「人件費の削

すことは必要不可欠な取組みである 策に全力で取組むこととされており、その点で適正な徴収事務を通じて徴収率向上を目指 このうち「歳入確保対策」では、県税収入の確保、債権管理の強化など、県税の徴収対

第 5 . 行財政改革アクションプランの平成 22 年度フォローアップ状況

8)

(

告がされており、それは以下のとおりである。 実績及び平成23年度取組予定~」が公表され、その中で「県税収入の確保」について現状報 平成 23 年 2 月にば 行財政改革アクションプラン フォローアップ報告 ~ 平成 22 年度取組

## 個人県民税徴収対策

年度・直接徴収実績:約5億円(12月末現在)) について、体制の拡充を図り県内全域を網羅した取組みを実施しました。(平成 22 県による直接徴収(市町村から滞納案件とともに徴収職員を県が受け入れて実施)

また、市町村との協働により、特別徴収(給与天引き)の徹底に努めました。

### 自動車税徴収対策

報

納期内納付の促進に努めました。〔平成 22 年度実績:76.6%(件数ベース、対前年 クレジットカードによるネット納税の普及促進、事業主等への啓発強化により、

など滞納処分の強化を図りました。 勤務先への給与調査や差押え、自動車のタイヤロックを集中的に実施する

### 適正課税の推進

違反(製造等承認義務違反)嫌疑事件に係る強制調査を実施しました。( 平成 17 年 速な課税に努めました。軽油引取税については、昨年12月、警察と合同で地方税法 以来5年振りの実施) 法人二税や個人事業税、不動産取得税などについて、課税客体の捕捉や適正・迅

は、実施の評価をすることは難しい。 これらについては、アクションプランに事前数値目標等が設定されていないため、現状で

ションプランとは別に、結果を明確に評価できるような数値目標を提示できないか そこで、県民の理解という観点から、「行財政改革アクションプラン」を踏まえた上でアク

開するとしている, 的な滞納繰越額等の数値目標を立て公表しており、滞納対策に取組んだ結果を毎年市民に公 規定に基づき、「多治見市債権管理計画」「多治見市徴収計画」を策定し、平成22年度に具体 身近な例で、多治見市では、平成21年12月14日に議決された「多治見市債権管理条例」の

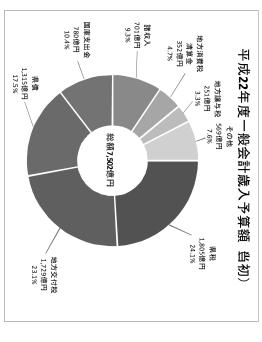
> により、ひとりひとりの意識を高めることも必要なのではないか、 果を次の施策に活かすような、 重要なのは、何をするのかを事前に明らかにし、その結果を正しく明確に評価し、評価結 経緯及び結果をホームページ等により適時に分析・公表し、県民の理解を促進すること プランを具現化した施策の遂行である。例えば数値目標を掲

正しく税金を支払っている納税者が不公平感を持たないようにし、県民の理解を得る必要が して、まずは支払うべき税金を支払わない滞納者に対して確固たる姿勢で滞納処分を行い、 岐阜県の危機的な財政状況を乗り切るには、歳入の確保が必至であり、確保すべき歳入と

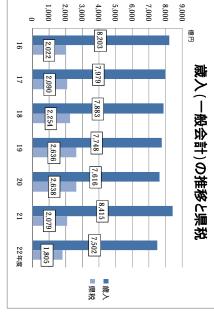
# 第6.岐阜県の収入状況

平成22年度の県の一般会計歳入予算(当初)は7,502億円で、このうち県税は、 ,805億円で、全体の24.1%を占めており、県の大切な財源となっている。

【図表1-3】



【図表1-4】

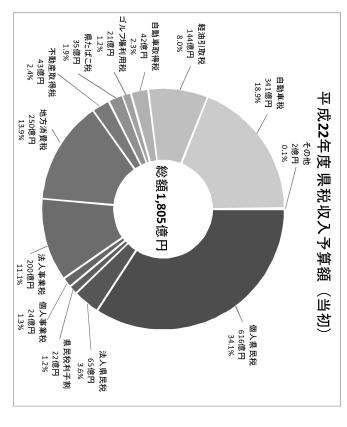


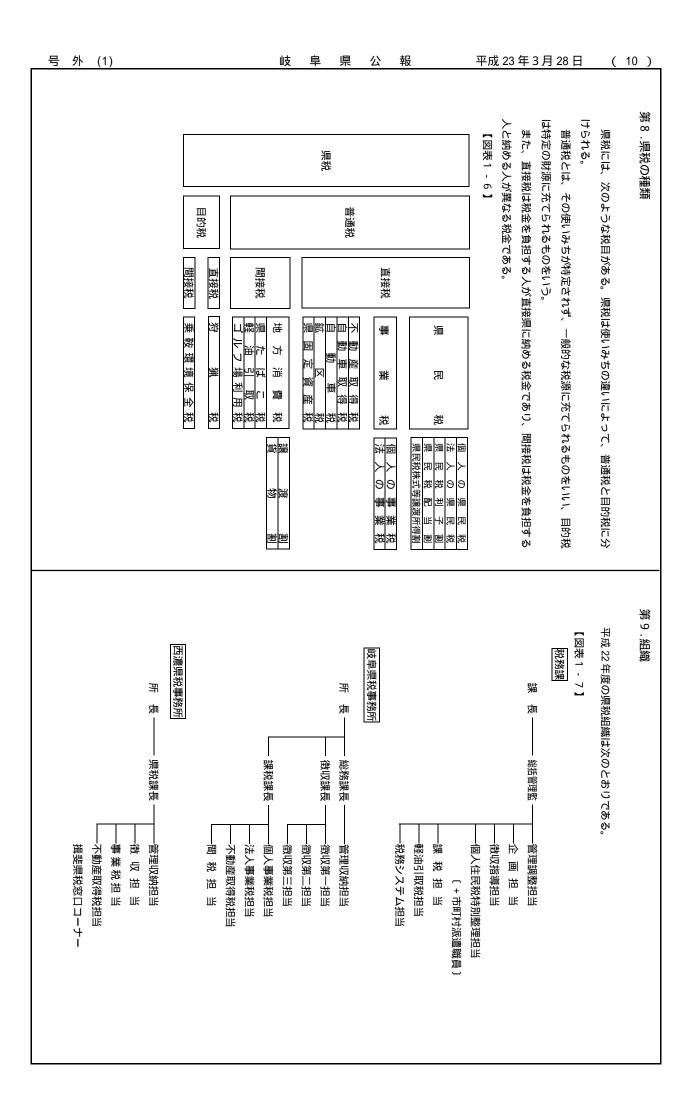
(注)16年度から21年度までは決算額、22年度は当初予算額である。

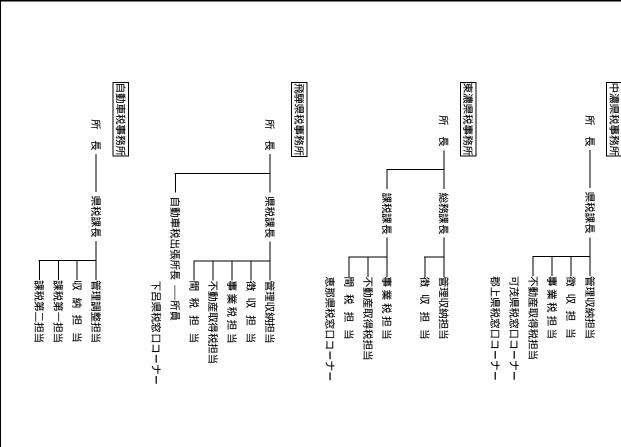
### 第7.県税収入

県税は、自主財源の中でも最も大きな割合を占めており、県の事業を進めていく上で重要な財源となっている。県税収入の内訳は次のとおりである。

【図表1-5】





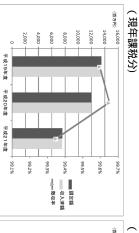


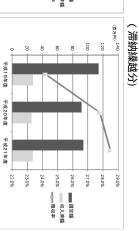
## 第 10.調定額等の推移

主な県税の平成 19 年度から 21 年度までの調定額等の推移は次のとおりである。

【図表1-8】法人県民税の調定額等の推移

	=	<b>╨</b> □	Þ		Ŋ	越	"	瓷	誰	Ä	稅	鰈	: 年	現		
収入未済額	不納欠損処理額	徴収率	収入済額	調定額	収入未済額	不納欠損処理額	徴収率	収入済額	調定額	収入未済額	不納欠損処理額	徴収率	収入済額	調定額		
92,645,230	48,237,126	99.0%	13,437,759,197	13,578,641,553	39,030,535	47,669,565	24.2%	27,699,104	114,399,204	53,614,695	567,561	99.6%	13,410,060,093	13,464,242,349	平成19年度	
100,311,026	7,583,839	99.1%	11,927,745,316	12,035,640,181	58,792,577	7,302,120	27.8%	25,439,333	91,534,030	41,518,449	281,719	99.7%	11,902,305,983	11,944,106,151	平成20年度	
108,951,678	7,462,078	98.5%	7,529,053,870	7,645,467,626	60,214,745	7,058,271	28.5%	26,811,610	94,084,626	48,736,933	403,807	99.3%	7,502,242,260	7,551,383,000	平成21年度	(単位:円)
	92,645,230 100,311,026	不納欠損処理額 48,237,126 7,583,839 収入未済額 92,645,230 100,311,026	微収率99.0%99.1%不納欠損処理額48,237,1267,583,839収入未済額92,645,230100,311,026	13,437,759,19711,927,745,3167,99.0%99.1%理額48,237,1267,583,83992,645,230100,311,026	調定額13,578,641,55312,035,640,181収入済額13,437,759,19711,927,745,316徴収率99.0%99.1%不納欠損処理額48,237,1267,583,839収入未済額92,645,230100,311,026	収入未済額     39,030,535     58,792,577       調定額     13,578,641,553     12,035,640,181       収入済額     13,437,759,197     11,927,745,316       徴収率     99.0%     99.1%       不納欠損処理額     48,237,126     7,583,839       収入未済額     92,645,230     100,311,026	不納欠損処理額     47,669,565     7,302,120       収入未済額     39,030,535     58,792,577       調定額     13,578,641,553     12,035,640,181       収入済額     13,437,759,197     11,927,745,316       徴収率     99.0%     99.1%       不納欠損処理額     48,237,126     7,583,839       収入未済額     92,645,230     100,311,026	機収率     24.2%     27.8%       不納欠損処理額     47,669,565     7,302,120       収入未済額     39,030,535     58,792,577       調定額     13,578,641,553     12,035,640,181       収入済額     13,437,759,197     11,927,745,316       投収率     99.0%     99.1%       不納欠損処理額     48,237,126     7,583,839       収入未済額     92,645,230     100,311,026	収入済額     27,699,104     25,439,333       徴収率     24.2%     27.8%       不納欠損処理額     47,669,565     7,302,120       収入未済額     39,030,535     58,792,577       調定額     13,578,641,553     12,035,640,181       収入済額     13,437,759,197     11,927,745,316       投収率     99.0%     99.1%       不納欠損処理額     48,237,126     7,583,839       収入未済額     92,645,230     100,311,026	調定額     114,399,204     91,534,030       収入済額     27,699,104     25,439,333       微収率     24.2%     27.8%       不納欠損処理額     47,669,565     7,302,120       収入未済額     39,030,535     58,792,577       調定額     13,578,641,553     12,035,640,181       収入済額     13,437,759,197     11,927,745,316       投収率     99.0%     99.1%       本納欠損処理額     48,237,126     7,583,839       収入未済額     92,645,230     100,311,026	収入未済額     53,614,695     41,518,449       調定額     114,399,204     91,534,030       収入済額     27,699,104     25,439,333       徴収率     24.2%     27.8%       不納欠損処理額     47,669,565     7,302,120       収入未済額     39,030,535     58,792,577       調定額     13,578,641,553     12,035,640,181       収入済額     13,437,759,197     11,927,745,316       機収率     99.0%     99.1%       本納欠損処理額     48,237,126     7,583,839       収入未済額     92,645,230     100,311,026	不納欠損処理額 567,561 281,719 III人未済額 53,614,695 41,518,449 iii定額 114,399,204 91,534,030 IIII人済額 27,699,104 25,439,333 徴収率 24.2% 27.8% 不納欠損処理額 47,669,565 7,302,120 III人未済額 39,030,535 58,792,577 iii定額 13,578,641,553 12,035,640,181 IIII人济額 13,437,759,197 11,927,745,316 機収率 99.0% 99.1% 不納欠損処理額 48,237,126 7,583,839 IIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIII	徴収率     99.6%     99.7%       不納欠損処理額     567,561     281,719     40       収入未済額     53,614,695     41,518,449     48,77       調定額     114,399,204     91,534,030     94,04       収入済額     27,699,104     25,439,333     26,8       微収率     24.2%     27.8%       不納欠損処理額     47,669,565     7,302,120     7,02       収入未済額     39,030,535     58,792,577     60,22       調定額     13,578,641,553     12,035,640,181     7,645,44       収入清額     13,437,759,197     11,927,745,316     7,529,02       費収率     48,237,126     7,583,839     7,44       収入未済額     48,237,126     7,583,839     7,44       収入未済額     99.0%     99.1%     7,44	収入済額	調定額 13,464,242,349 11,944,106,151 7,551,39	調定額         平成19年度         平成20年度         平成21年度           調定額         13,464,242,349         11,944,106,151         7,551,33           収入済額         13,410,060,093         11,902,305,983         7,502,22           微収率         99.6%         99.7%         99.7%           小納欠損処理額         567,561         281,719         44           収入未済額         114,399,204         91,534,030         94,00           収入済額         27,699,104         25,439,333         26,8           水納欠損処理額         47,669,565         7,302,120         7,02           収入未済額         47,669,565         7,302,120         7,02           収入未済額         13,578,641,553         12,035,640,181         7,645,44           収入未済額         13,437,759,197         11,927,745,316         7,529,0           機収率         13,437,759,197         11,927,745,316         7,529,0           機収率         13,437,759,197         11,927,745,316         7,529,0           機収率         13,437,759,197         11,927,745,316         7,529,0           機収率         13,637,759,197         11,927,745,316         7,529,0           機収率         13,637,759,197         11,927,745,316         7,529,0           大納欠損処理額         13,637,759,1





現年課税分の調定額は、毎年度減少傾向にある。平成20年の(アメリカの)リーマンショックに端を発した世界同時不況の影響等によるものと推測され、平成21年度の調定額は平成19年度の調定額ベースでマイナス43.9%と大幅に減少している。徴収率については毎年度99%台となっており、高い水準を維持している。 微収率についており、満に額は平成20滞納繰越分について、平成19年度に多額の不納欠損処理が行われており、調定額は平成20

年度以降1億円を下回っている。徴収率は、上昇傾向にある。

【図表1-9】法人事業税の調定額等の推移

(単位:円)

l -					Ι										1
	=	<b>╙</b> □	Þ		'n	越	"	答	誰	'n	税	⊯	: 仟	現	
収入未済額	不納欠損処理額	徴収率	収入済額	調定額	収入未済額	不納欠損処理額	徴収率	収入済額	調定額	収入未済額	不納欠損処理額	徴収率	収入済額	調定額	
344,552,886	201,156,131	99.2%	70,492,775,121	71,038,484,138	155,316,066	199,733,431	16.9%	72,045,941	427,095,438	189,236,820	1,422,700	99.7%	70,420,729,180	70,611,388,700	平成19年度
303,536,296	57,051,907	99.4%	61,919,048,775	62,279,636,978	217,546,254	56,691,007	17.9%	59,985,617	334,222,878	85,990,042	360,900	99.9%	61,859,063,158	61,945,414,100	平成20年度
360,083,392	10,269,000	98.9%	32,984,898,109	33,355,250,501	232,419,487	9,809,800	15.6%	44,802,314	287,031,601	127,663,905	459,200	99.6%	32,940,095,795	33,068,218,900	平成21年度
	344,552,886 303,536,296	不納欠損処理額 201,156,131 57,051,907 収入未済額 344,552,886 303,536,296	徴収率     99.2%     99.4%       不納欠損処理額     201,156,131     57,051,907     10,26       収入未済額     344,552,886     303,536,296     360,08	70,492,775,12161,919,048,77532,984,8999.2%99.4%理額201,156,13157,051,90710,26344,552,886303,536,296360,08	調定額     71,038,484,138     62,279,636,978     33,355,25       収入済額     70,492,775,121     61,919,048,775     32,984,89       徴収率     99.2%     99.4%       不納欠損処理額     201,156,131     57,051,907     10,26       収入未済額     344,552,886     303,536,296     360,08	収入未済額     155,316,066     217,546,254     232,41       調定額     71,038,484,138     62,279,636,978     33,355,25       収入済額     70,492,775,121     61,919,048,775     32,984,89       徴収率     99.2%     99.4%       不納欠損処理額     201,156,131     57,051,907     10,26       収入未済額     344,552,886     303,536,296     360,08	不納欠損処理額     199,733,431     56,691,007     9,80       収入未済額     155,316,066     217,546,254     232,41       調定額     71,038,484,138     62,279,636,978     33,355,25       収入済額     70,492,775,121     61,919,048,775     32,984,89       機収率     99.2%     99.4%       不納欠損処理額     201,156,131     57,051,907     10,26       収入未済額     344,552,886     303,536,296     360,08	徴収率	収入済額     72,045,941     59,985,617     44,80       徴収率     16.9%     17.9%       不納欠損処理額     199,733,431     56,691,007     9,80       収入未済額     155,316,066     217,546,254     232,41       調定額     71,038,484,138     62,279,636,978     33,355,25       収入済額     70,492,775,121     61,919,048,775     32,984,89       費収率     99.2%     99.4%       本納欠損処理額     201,156,131     57,051,907     10,26       収入未済額     344,552,886     303,536,296     360,08	調定額     427,095,438     334,222,878     287,03       収入済額     72,045,941     59,985,617     44,80       微収率     16.9%     17.9%       本納欠損処理額     199,733,431     56,691,007     9,80       収入未済額     155,316,066     217,546,254     232,41       調定額     71,038,484,138     62,279,636,978     33,355,25       収入済額     70,492,775,121     61,919,048,775     32,984,89       収入素済額     201,156,131     57,051,907     10,26       収入未済額     344,552,886     303,536,296     360,08	収入未済額 189,236,820 85,990,042 127,66  調定額 427,095,438 334,222,878 287,03  収入済額 72,045,941 59,985,617 44,80   徴収率 16.9% 17.9%   不納欠損処理額 199,733,431 56,691,007 9,80   調定額 71,038,484,138 62,279,636,978 33,355,25   収入済額 70,492,775,121 61,919,048,775 32,984,89   徴収率 99.2% 99.4%   不納欠損処理額 70,492,775,121 61,919,048,775 32,984,89   大納欠損処理額 70,492,775,121 67,919,048,775 32,984,89   収入未済額 201,156,131 57,051,907 10,26	不納欠損処理額     1,422,700     360,900     45       IX人未済額     189,236,820     85,990,042     127,66       調定額     427,095,438     334,222,878     287,03       IX人済額     72,045,941     59,985,617     44,80       機収率     16.9%     17.9%       不納欠損処理額     199,733,431     56,691,007     9,80       IX人未済額     71,038,484,138     62,279,636,978     33,355,25       IX人済額     70,492,775,121     61,919,048,775     32,984,89       機収率     70,492,775,121     61,919,048,775     32,984,89       機収率     99.2%     99.4%       不納欠損処理額     201,156,131     57,051,907     10,26       IX入未済額     344,552,886     303,536,296     360,08	微収率 99.7% 99.9%   TA納欠損処理額 1,422,700 360,900 45   III	収入済額 70,420,729,180 61,859,063,158 32,940,09	調定額 70,611,388,700 61,945,414,100 33,068,21 [以入済額 70,420,729,180 61,859,063,158 32,940,09

(現年課税分) 99.9% (銀河門) 80.000 99.5% 銀河門 80.000 現式 新聞 99.5% 銀河門 80.000 東京 平成20年度 平成21年度 99.4%

(百万円) 450 (滞納繰越分) 150 200 250 300 350 平成19年度 平成20年度 平成21年度 - 16.0% · 18.0% 14.0% 14.5% 15.0% 16.5% 17.0% 

現年課税分の調定額は、法人住民税同様、毎年度減少傾向にある。平成20年の(アメリカの)リーマンショックに端を発した世界同時不況の影響等によるものと推測され、平成21年度の調定額は平成19年度の調定額ベースでマイナス53.1%と大幅に減少している。徴収率については毎年度99%台となっており、高い水準を維持している。

滞納繰越分について、平成19年度に多額の不納欠損処理が行われており、調定額は減少傾向にあるものの、収入済額も減少傾向にあり、徴収率が低下している。

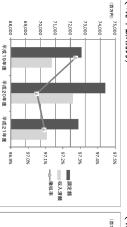
# 【図表1-10】個人県民税の調定額等の推移

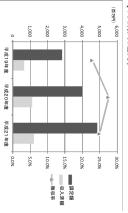
(単位:円)

	_	<b>╙</b> □	Þ		Ŋ	越	<b>編</b>	密	雏	Ä	稅	祟	: 年	現	
収入未済額	不納欠損処理額	徴収率	収入済額	調定額	収入未済額	不納欠損処理額	徴収率	収入済額	調定額	収入未済額	不納欠損処理額	徴収率	収入済額	調定額	
3,919,268,518	239,804,057	94.5%	71,407,987,249	75,567,059,824	1,944,264,863	234,107,267	22.9%	648,328,340	2,826,700,470	1,975,003,655	5,696,790	97.3%	70,759,658,909	72,740,359,354	平成19年度
4,852,287,595	233,625,774	93.5%	73,270,759,640	78,356,673,009	2,694,053,998	199,870,277	27.6%	1,103,135,408	3,997,059,683	2,158,233,597	33,755,497	97.1%	72,167,624,232	74,359,613,326	平成20年度
5,443,364,784	310,288,283	92.6%	71,638,646,313	77,392,299,380	3,368,073,438	278,301,503	25.0%	1,216,121,931	4,862,496,872	2,075,291,346	31,986,780	97.1%	70,422,524,382	72,529,802,508	平成21年度

### (現年課税分)

#### (滞納繰越分)





現年課税分の調定額は、平成20年度で増加しているが、平成21年度においては平成19年度と同水準となっている。徴収率は平成19年度から平成21年度においては、97%台前半で推移している。

一方で滞納繰越分の調定額は、平成19年度から増加傾向にあるが、収入済額も増加傾向にある。徴収率は、平成19年度の22.9%から上昇し20%台後半へ改善しているものの、現年課税分の徴収率に比べ、依然低い状況にある。

【図表1-11】個人事業税の調定額等の推移

(単位:円)

現年課稅分一	調定額 収入済額 機収率 不納欠損処理額 収入未済額	平成19年度 2,978,589,100 2,880,400,943 96.7% 0 98,188,157 424,831,666	平成20年度 2,933,057,100 2,813,925,683 95.9% 2,600 119,128,817 365,658,829	平成21年度 2,560,216,900 2,471,780,835 2,471,780,835 96.5% 0 88,436,065 355.728.773
莊	調定額	424,831,666	365,658,829	355,728,773
2000	徴収率	30.6%	29.5%	
類	不納欠損処理額	26,641,922	18,917,891	16,171,420
Э	収入未済額	268,185,172	238,765,256	244,581,591
	調定額	3,403,420,766	3,298,715,929	2,915,945,673
>	収入済額	3,010,405,515	2,921,901,365	2,566,756,597
뿌 미	徴収率	88.5%	88.6%	
=	不納欠損処理額	26,641,922	18,920,491	16,171,420
	収入未済額	366,373,329	357.894.073	220 212 220

(百万円) 3,500 (現年課税分) 2,000 2,500 平成20年度 平成21年度 95.4% 96.0% 96.2% 96.6% 95.6% 95.8% 96.4% 96.8% 

(滞納繰越分) 350 -300 -250 -200 -150 -400 平成20年度 28.0% ■ 額定額 収入済額 27.0% ■ 模収率 24.0% 25.0% 29.0% 30.0%

年度に96%台へと回復している。 ると推測できる。徴収率については平成20年度において、95%台へ悪化しているが、平成21 ンショックに端を発した世界同時不況の影響による、個人の事業所得の減少によるものであ 現年課税分の調定額は毎年度減少傾向にある。これは、平成20年の(アメリカの)リーマ

であったが、平成21年度には26.7%へ3.9ポイント減少している。 滞納繰越分の調定額は、毎年度減少傾向にある。しかし、徴収率は、平成19年度では30.6%

# 【図表1-12】不動産取得税の調定額等の推移

(単位:円)

	=	<b>₩</b> 0	Þ		'n	越	"	鹆	雏	Ŋ	稅	ൂ	年	規	
収入未済額	不納欠損処理額	徴収率	収入済額	調定額	収入未済額	不納欠損処理額	徴収率	収入済額	調定額	収入未済額	不納欠損処理額	徴収率	収入済額	調定額	
431,776,562	68,548,019	92.8%	6,406,162,166	6,906,486,747	283,215,356	65,361,419	28.4%	138,467,572	487,044,347	148,561,206	3,186,600	97.6%	6,267,694,594	6,419,442,400	平成19年度
438,946,756	24,060,697	92.8%	5,941,069,687	6,404,077,140	264,702,379	23,402,997	26.2%	102,157,664	390,263,040	174,244,377	657,700	97.1%	5,838,912,023	6,013,814,100	平成20年度
336,926,689	68,188,012	92.0%	4,669,318,155	5,074,432,856	214,062,317	68,078,912	32.2%	133,742,927	415,884,156	122,864,372	109,100	97.4%	4,535,575,228	4,658,548,700	平成21年度

4,000 3,000 5,000

> 97.4% 97.7%

(現年課税分)

97.3% ■ 調定額
97.2% ■ 収入済額
97.2% ■ 徴収率 (百万円) 600 (滞納繰越分) 300 平成19年度 平成20年度 平成21年度 0.0% 5.0% 10.0% 15.0% 20.0% 25.0% 30.0% 35.0% ■■調定額 収入済額

台を維持している ている。不動産売買等の活動が縮小されたことが推測できる。徴収率については毎年度97% 現年課税分の調定額は、毎年度減少傾向にある。特に平成21年度において、大幅に減少し

平成19年度 平成20年度

平成21年度

97.1%

97.0% 96.9% 96.8%

1130 おいてはいずれも増加している。また、徴収率も平成21年度において、30%台へと上昇して 滞納繰越分の調定額、収入済額は、平成20年度に一時減少しているものの、平成21年度に (現年課税分)

【図表1-13】自動車税の調定額等の推移

(単位:円)

	現	年	ൂ	稅	'n	誰	瓷	"	越	Ŋ		Þ	<b>╙</b> □	=	
	調定額	収入済額	徴収率	不納欠損処理額	収入未済額	調定額	収入済額	徴収率	不納欠損処理額	収入未済額	調定額	収入済額	徴収率	不納欠損処理額	収入未済額
平成19年度	36,148,190,000	35,484,399,646	98.2%	426,800	663,363,554	1,764,372,909	548,066,802	31.1%	183,665,466	1,032,640,641	37,912,562,909	36,032,466,448	95.0%	184,092,266	1,696,004,195
平成20年度	35,441,656,100	34,983,229,442	98.7%	228,600	458,198,058	1,654,413,150	614,979,728	37.2%	157,850,729	881,582,693	37,096,069,250	35,598,209,170	96.0%	158,079,329	1,339,780,751
平成21年度	34,903,207,436	34,479,354,730	98.8%	631,500	423,221,206	1,307,801,468	389,198,522	29.8%	123,040,359	795,562,587	36,211,008,904	34,868,553,252	96.3%	123,671,859	1,218,783,793

(滞納(株理な分))

((高が用) 2,200

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1,500

(1

現年課税分の調定額は、毎年度減少傾向にある。ガソリンの高騰や、平均年収の低下等を理由とした、課税対象となる自動車台数の減少によるものであると推測される。徴収率は、毎年度上昇傾向にあり、納付手段の拡大や納期内納付の徹底の成果がうかがえる。

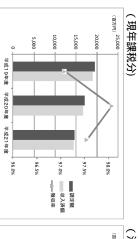
平成19年度

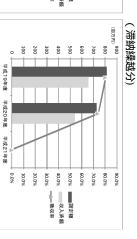
平成20年度

滞納繰越分の調定額も、毎年度減少傾向にある。収入済額及び徴収率について、平成20年度に増加したものの、平成21年度では徴収率は30%を下回っている。

# 【図表1-14】軽油引取税の調定額等の推移

	=	<b>╙</b> □	Þ		Ŋ	越	※	密	誰	Ŋ	稅	黨	年	現		
収入未済額	不納欠損処理額	徴収率	収入済額	調定額	収入未済額	不納欠損処理額	徴収率	収入済額	調定額	収入未済額	不納欠損処理額	徴収率	収入済額	調定額		
726,098,389	1,917,931	96.4%	19,619,811,833	20,347,828,153	157,055,521	1,917,931	80.5%	655,596,758	814,570,210	569,042,868	0	97.1%	18,964,215,075	19,533,257,943	平成19年度	
515,543,544	0	97.1%	17,247,255,304	17,762,798,848	188,242,065	0	74.1%	537,856,324	726,098,389	327,301,479	0	98.1%	16,709,398,980	17,036,700,459	平成20年度	
360,755,185	0	97.6%	14,374,403,856	14,735,159,041	0	0		0	0	360,755,185	0	97.6%	14,374,403,856	14,735,159,041	平成21年度	(単位:円)





# 第3部 監査の結果及び意見

# 第1.法人二稅 (法人県民稅及び法人事業稅)

## ・法人県民税の概要

## 法人県民税の趣旨等

法人県民税とは、負担分任思想、すなわち「地方団体の住民等は当然にその経費を分担しあうべきである」という考え方の下に、地方団体(都道府県・市区町村)がその住民その他の地方団体と何らかの密接な関係を持っている個人及び法人に対して広く課する住民税の一形態として、県が当該法人に対して課するものである。

### 法人県民税の構成

法人県民税は、所得の多寡にかかわらず均等額で課される「均等割」と、所得の多寡に応じた比例額で課される「法人税割」とからなる。

#### 納税義務者

# - <del></del>	納税義務のある割	のある割
/#AODET	均等割	法人税割
県内に事務所又は事業所(1)を有する法		( ) )
$\lambda$		( 4)
県内に寮等を有する法人(県内に事務所又は		:
事業所を有するものを除く。)		×
県内に事務所又は寮等を有す		
る法人でない社団又は財団で		
代表者又は管理人の定めのあ		( +
るもの(3)		

- 収益事業を行わない場合には非課税とされる法人にあっては、収益事業を行う事 務所又は事業所に限る。
- 2 公益法人等については、収益事業を行う事務所又は事業所を有する場合に限る
- 収益事業を行わないものは非課税
- 収益事業を行う事務所又は事業所を有する場合に限る

#### 均等割

2 万円	上記以外の法人
5万円	資本金等の額が 1千万円超 1億円以下である法人
13 万円	資本金等の額が 1億円超 10億円以下である法人
54 万円	資本金等の額が 10億円超 50億円以下である法人
80 万円	資本金等の額を有する法人で 資本金等の額が 50 億円を超える法人
税額(年額)	法人の区分

#### 法人税割

5.8%	上記以外の法人
5.0%	資本金の額又は出資金の額が 1億円以下であって、かつ、 課税標準となる法人税額が 年1千万円以下である法人
税率	法人の区分

## 2 . 法人事業税の概要

## 法人事業税の趣旨等

法人事業税とは、「事業は、地方団体が提供する各種行政サービスの原因を作り出し、かつ、これを受益していることから、住民税とは別にその受益に応じた負担をすべきである」という考え方の下に、都道府県がその区域内で事業を行う法人に対して課するものである。

### 法人事業税の構成

法人事業税は、法人が事業によって得る所得を課税ベースとする「所得割」、所得が担税力の尺度とならない特殊な事業を行う法人について、当該所得の代わりに収入金額を課税ベースとする「収入割」、法人が創出する付加価値を課税ベースとする「付加価値割」、法人が保有する資本金等の額を課税ベースとする「資本割」の4つからなる。

#### 納税義務者

県内に事務所又は		納税義	納税義務のある割	
事業所を有する法人の区分	所得割	個人別	付加価値割	資本割
電気供給業、ガス供給業又は保 保険業を行う法人	×		×	×
外形標準課税対象法人(1)		×		
上記以外の法人(2)		×	×	×
	* □ # □ <b>*</b>	c, # 2 = Ut	+ -	

- 1 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人
- 資本金の額又は出資金の額が1億円以下である普通法人、公共法人、公益法人等、特別法人、人格なき社団等

非課税(平成22年10月1日現在)

公益法人等、人格なき社団等及び外国法人の清算所得 算定が困難なため、非課税とされている	課税技術上の 問題による 非課税
公益法人等又は人格なき社団等が行う 収益事業以外の事業から生じた所得または収入金額	事業内容の 公益性等による が益性等による
鉱物の掘採事業 鉱産税との二重課税を回避するための措置	二重課税回避 のための 非課税
社会保険診療に係る所得 社会保険制度の普及及び充実を図ることを目的として非課税 とされているもの	非課税
林業 産業育成の観点から非課税とされているもの	政策目的
高度に公共的な業務を遂行する法人のうち 特に非課税とする必要性が認められるもの 社会保険診療報酬支払基金	
国または地方公共団体の出資を受け、 これらが行うべき事業を行う法人 公営企業金融公庫、地方住宅供給公社等	人的非課税
租税又は公課により公共目的を遂行する法人 国、都道府県、市町村等	
対象となる法人、事業又は課税標準	非課税区分

#### 所得割

#### 課税標準

原則として、法人税の計算例により算出された所得又は清算所得が課税標準となる。

#### 税率

法人]	「鞋/吸枕 率適用	以外の法人	남	事業年度の未3以上の都道3以上の都道る法人で資本の法人で資本円以上のもの(軽減税率不		
清算所得	所得金額	所得金額	所得金額	業年度の末日においる 以上の都道府県に事 法人で資本金の額又 以上のもの 軽減税率不適用法人)	3	ŧ
	年 800 万円超	年 400 万円超 年 800 万円以下の部分	年 400 万円以下	業年度の末日において  以上の都道府県に事務所又は事業所を有す  法人で資本金の額又は出資金の額が1千万  以上のもの	<b>机率区</b> 刀	4 <del>本</del> 位人
	F 30%	4.0%	2.7%	5.3%	一般法人	
2.970	2 00%	2.2%	1.5%	2.9%	外形標準  課税対象法人	税率
	3.6%		2.7%	3.6%	特別法人	

#### 収入割

#### 課税標準

7	その他の損害保険、少額短期保険
100	
真	自動車損害賠償責任保険
積荷保険	倹
ĬÝ.	団体保険 〔団体年金保険を除く。〕 【
固人保険 ( 貯蓄保険を除く。)	·)
<u>@ii</u>	収入保険料に次に掲げる割合を乗じて得た額
収入金額の総額から补 固定資産売却収入、份 有価証券売却収入等る	収入金額の総額から補助金、 固定資産売却収入、保険金、 有価証券売却収入等を控除した額
4	<b>禄先宗年へみる以入並領</b>

税率

0.7%

付加価値割、資本割(外形標準課税対象法人のみ) 付加価値割 ⑺ 課税標準

付加価値割の課税標準は、付加価値額(収益配分額±単年度損益) 収益配分額=報酬給与額+純支払利子+純支払賃借料

三 税率 0.48%

資本割

⑺ 課税標準

三 乾率 0.2% 資本金等の額

3.岐阜県における状況

平成 21 年度における法人二税の徴収金額等

【図表2-1】

現年分					(単位	:
県税事務所	区分	調定済額	調定件数	収入済額	不納欠損額	収入未済額
	県民税(a)	4, 254, 129	27,107	4,234,541	346	19,242
F D	事業税(b)	21, 022, 658	11,659	20, 977, 502	459	44, 697
¥ †	法人二税(a+b)	25, 276, 787	38, 766	25, 212, 043	805	63, 939
	地方法人特別税	-	_	5,834,755	_	_
	県民税(a)	1,054,078	9, 118	1,048,124	_	5,954
用	事業税(b)	3, 982, 485	3,625	3,974,130	_	8,355
I R	法人二税(a+b)	5, 036, 563	12,743	5,022,254	_	14, 309
	地方法人特別税		_	1,280,478	_	_
	県民税(a)	1, 131, 501	9,121	1,126,646	_	4,855
计	事業税(b)	4, 422, 133	3,413	4,409,926	_	12,207
7	法人二税(a+b)	5, 553, 634	12, 534	5, 536, 572	1	17,062
	地方法人特别税	-	-	1,081,382	1	1
	県民税(a)	751, 957	9,550	735, 125	20	16, 812
<b></b>	事業税(b)	2,497,112	3,636	2,436,120	1	60,992
À	法人二税(a+b)	3, 249, 069	13, 186	3, 171, 245	20	77, 804
	地方法人特別税	_	_	663, 016	1	1
	県民税(a)	359, 718	5, 188	357, 806	37	1,875
4	事業税(b)	1, 143, 831	1,702	1, 142, 417	1	1,414
∑∂ 8 †	法人二税(a+b)	1, 503, 549	6,890	1,500,223	37	3, 289
	地方法人特別税	1	1	323, 379	1	1
	県民税(a)	7, 551, 383	60, 084	7, 502, 242	403	48, 738
	事業税(b)	33, 068, 219	24,035	32,940,095	459	127, 665
7 =	法人二税 (a+b)	40,619,602	84, 119	40, 442, 337	862	176, 403
	地方法人特別税	1		9,183,010	1	1

地方法人特別税について

ることとされた。 るまでの間に暫定措置として創設された国税であり、法人の事業税と合わせて申告納付す 地方法人特別税は、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の抜本的な改革が行われ

都道府県に「地方法人特別譲与税」として譲与される。 なお、地方法人特別税の収入額は、使途を限定しない一般財源として、平成21年度から

平成21年度における区分別法人数及び事務所別職員数

【図表2-2】

	1, 621	252	47,082		計	
14	95	40	40,773	±\_	単独法人	杯山
1	1, 409	198	4, 691	他県本店	カロカムへ	丰
	117	14	1,618	本県本店	<b>公</b> 型注 i	
	64	6	4, 343		計	
ı	8	1	4,047	¥,	単独法人	) R 8#
9	50	27	204	他県本店	2) 6122/	調
	6	1	92	本県本店	/ 本庫 //	
	181	25	7, 711		計	
1	14	01	6,746	λ.	単独法人	¥
૭	150	18	723	他県本店	7) H112-/	<b></b>
	17	2	242	本県本店	/ 书库分	
	142	24	7, 293		単	
ı	22	01	6, 542	<u>*</u>	単独法人	Ť
9	107	17	544	他県本店	2) 61324	日海
	13	2	207	本県本店	公里注 k	
	212	48	7, 039		탁	
t	14	15	6, 067	<u>*</u>	単独法人	Ī
5	168	28	688	他県本店	2) 61324	用
	30	27	284	本県本店	公里注 k	
	1,022	149	20, 696		라	
c	37	14	17, 371	<u>*</u>	人採職員	¥ †
D.	934	130	2, 532	他県本店	JI BIILA A	Ā IP
	51	21	793	本県本店	公里注人	
職員数	外形法人	連結申告法人	全法人	ď	区分	県税事務所
赘、人)	(単位:法人数					

分割法人…複数の都道府県に事務所又は事業所を設置して活動する法人

本県本店法人…分割法人のうち、岐阜県内に本店を有する法人

他県本店法人…分割法人のうち、岐阜県以外の都道府県に本店を有する法人

単独法人…岐阜県内にのみ事業所等を有する法人

岐

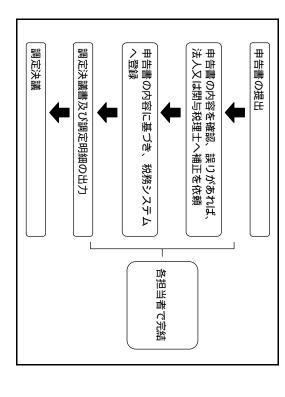
### 外部監査の結果

税務システムへの登録内容の検証

#### ¥ X

確定申告または予定申告の際の、納税義務者から申告書等の提出を受けた後、調定決議に至るまでの各県税事務所での業務のフローは以下のとおりである。

#### 【図表2-3】



税務システムへ申告内容の登録が正確に行われているか検証するため、申告書と税務システムから出力された調定決議書及び調定明細の照合を行うことは重要な統制であり、多くの県税事務所では全件について行われていた。しかし、一部の県税事務所では、調定件数が多く照合作業が実務上困難であるとの理由から、調定決議書と調定明細の調定件数の一致など最小限の検証を行うにとどめていた。

## 監査の結果 (指摘)

税額の確定がなされる「調定」という行為にあたって、調定決議書及び調定明細に誤りがないことを担保することは、県税事務所の最も重要な職務であるため、その入力内容については、各県税事務所で適切な検証を実施する必要がある。また、県税事務所によって、検証の取扱いが異ならないようすべての県税事務所が統一した手続きを実施し、課税の公平性を保持する必要がある。

### 予定申告額の算定

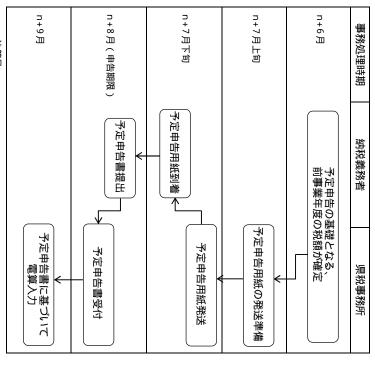
#### 超级

法人県民税及び法人事業税の予定申告額は、本庁の税務課で税務システムにより事業年度を開始した日から6月を経過した日の前日までに確定した税額を基礎として算出され、予定申告用紙に記載される。税務課で出力された予定申告用紙は各県税事務所から

予定申告に関する県税事務所の事務フローは以下のとおりである

納税義務者へ発送される。

#### 【図表2-4】



#### =洪昇月

予定申告額は、事業年度を開始した日から6月を経過した日の前日までに確定した税額に基づいて算出される。県税事務所では、法的義務ではないが慣行として、事業年度を開始した日から6月を経過した日の前日までに確定した税額に基づく予定申告に係る税額が記載された予定申告用紙を発送している。

6月末までに発送した場合、 ではその変更を、発送する予定申告用紙に反映する仕組みはない。 しかし、当該修正申告書が予定申告用紙発送準備時期に到着した場合には、県税事務所 ここで、納税義務者が、税務調査等により n 月末確定申告に対する修正申告書を、n+ 予定申告による納税額の基礎は変更していることとなる。

を発送し、納税義務者は当該予定申告用紙に基づいて予定申告を行う可能性がある。 よって、この場合、県税事務所は修正前確定申告による税額に基づいた予定申告用紙

## 監査の結果(意見)

いが、納税する納税義務者の資金繰りには少なからず影響があるため、納税義務者全体 の課税の公平性を保つ必要がある 予定申告であることから、最終的には確定申告で調整され、年間の納付額に影響はな

することが望ましい。 の税額等が反映されていない場合には、白紙又は税額等を修正した予定申告用紙を送付 具体的には、県税事務所は、発送予定である予定申告用紙の内容について修正申告後

## 休業」の判断について

物的設備があり、継続して事業が行われる場所であるか否かで判断する 法人県民税及び法人事業税の納税義務の有無は、事業の必要から設けられた人的及び

成する「法人事業休(廃)業申立書」の提出を求めている 県税事務所は納税義務の有無について参考とするため、各県税事務所において任意に作 しかし、上記内容について、法人ごとに実態を判断するには時間的な制約があり、

休業の実態の確認を行う形式になっている。8つの項目は以下のとおりである。 この「法人事業休(廃)業申立書」には休業に至った経緯のほか、8つの項目により

- 事務所の有無
- 従業員の有無
- 決算書の有無
- 会社の登記簿の状況
- 国税への申告
- 市町村への申告
- 法人としての事業再開の見込み
- 代表者の現在の状況

## 監査の結果 (指摘)

完結しており、県税事務所の判断として取り扱われていない。これは、「法人事業休 として決裁する対象となっていないことが理由と考えられる (廃)業申立書」が法律や規則で作成が義務付けられたものではないため、県税事務所 「法人事業休(廃)業申立書」により休業とし課税をするか否かの判断は、担当者で

必要がある。現在は判断が担当者に委ねられているため、担当者によって判断基準が異 課税される部分があるため、課税の公平性の観点から、休業の判断は、慎重に取り扱う を実施するものではないため、虚偽の申立がされる可能性もある なる可能性があり、また休業の状況の確認は申立者へのヒアリングで行われ、実態調査 たとえ課税所得が発生していなくても、法人県民税や法人事業税には、所得割以外で

する必要がある。 よって、休業について岐阜県全体で統一した客観的な判断が可能となる仕組みを構築

# 税務システムの利用について

の機能を利用して、不申告法人の不申告の経緯や理由、先方との接触履歴をデータに残 を作成して各法人の情報を管理している県税事務所がある 能があるが、県税事務所がこの機能を利用するか否かは任意となっている。よって、こ している県税事務所がある一方、この「補助記録欄」を使用せず、別のデータベース等 税務システムには、法人別にその法人に関する情報を「補助記録欄」に登録できる機

## 監査の結果 (指摘)

れた職員にしか閲覧できず、他の職員については閲覧ができない可能性がある。 不申告等の法人の情報を管理しているが、その情報を閲覧しようとした場合には、 税務システムに履歴を登録していない県税事務所は、別のデータベース等を作成して

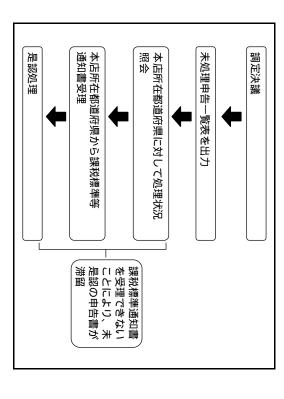
の情報を一元的に管理し、業務の効率化を図る必要がある。 よって、すべての県税事務所が税務システムの「補助記録欄」を活用して、不申告等

## 未処理となった申告書

きない申告書が発生する。これが発生する主な原因は、他県に本店があり、岐阜県内に 事業所がある法人は、本店が所在する都道府県から課税標準等通知書を受理しなけれ 県税事務所では、法人県民税及び法人事業税について調定決議を行ったあと、是認で 課税標準が判明しないため、是認ができないことが原因である

是認がされていない申告書については、別途管理されているものの、その中で最も古いものは平成13年6月30日決算法人の申告書であり、その他にも是認ができず保管されている申告書が散見された。

#### 表2-5】



## 監査の結果(指摘)

岐

是認行為は、岐阜県税事務処理規程第94条により行わなければならないものとされている。申告書の内容が他県から入手した課税標準等通知書に照らして適正であるか確認し是認する行為は、申告に関わる業務を完結させるために必要な業務であり、これが行われていない場合は、早急に対応が必要である。

## 自主決定法人の調査方法

#### 相相

自主決定法人は、原則全法人を対象として、税法で遡及可能な5年を超過しないよう計画し、ローテーションで申告内容の調査が行われている。調査の方法は、机上調査である。

## 監査の結果(意見)

自主決定法人調査については、通達及び事務指導要領により一定の基準が示されているが、机上調査の具体的な調査の方法は担当者に任されているため、調査が同一水準で行われない可能性がある。よって、調査の公平性・網羅性を確保するため、各県税事務所間で調査方法の情報を共有し、横の連携を強めることにより、調査方法の均一性を確保していく必要がある。

また、調査は計画に基づき5年のローテーションで実施されているが、過去の調査歴を時系列で一覧表を作成し、5年のローテーションを明瞭に管理している県税事務所もあれば、年度ごとの調査歴のみ記録している県税事務所もあった。調査歴の記録の方法についても、統一した方法によることが必要である。

# 鉱物採掘法人(自主決定法人)の対象の判断

#### 我

鉱物採掘法人の対象法人であるかどうかは、法人登録の際に登記簿謄本等で確認をしている。また、鉱物採掘法人は、鉱産税を市町村税として市町村に納めているので、鉱産税の納付の有無と鉱物採掘法人に該当しているかどうかはリンクしている。

## 監査の結果 (指摘)

市町村税の鉱産税の納付状況と岐阜県で把握している鉱物採掘法人の照合は行っていない。 しかし、鉱物採掘法人の対象法人の網羅性を確認するためにも、市町村から納付データを取り寄せて、検証作業を実施することが、課税の網羅性・公平性を保つ観点か

## 鉱物採掘法人の課税標準

らも必要である。

#### 無期

「法人の県民税、事業税に関する取扱いについて(通達)(平成4年3月27日付け税第927号各県税事務所長あて総務部長通達)」によれば、課税標準となる所得金額の算定には、課税標準の算定期間中に申告納付した市町村税の鉱産税の課税標準である鉱物の価格が使用される。また、鉱産税の課税標準とされた価格と時価(実際の山元販売価格)との差が著しい場合は、これに依らないことも認められており、依らない場合は納税者に鉱産税の申告を法人の県民税及び事業税で使用した価格に基づくよう修正させる指導を行うことが求められている。

しかし、現在は市町村税の鉱産税のデータの確認はしておらず、また山元販売価格の データの入手も行っていない。

## 監査の結果(指摘)

村税である鉱産税のデータを取り寄せる等、市町村との連携を図ることが必要である。 通達に沿った課税所得金額の算定が行われているかどうかを確認するためには、市町

# 外形標準課税対象法人の法人事業税の課税調査

法人の課税標準の調査を実施している。なお、平成21年度までは、本庁の税務課が当該 調査を実施していた。 平成22年度より岐阜県税事務所で岐阜県内に本店を有するすべての外形標準課税対象

告の指導的な役割であったが、制度の定着に伴い指導的な面を発揮する場面が減り、業 平成22年度からは原則机上調査に変更している。 事務所に移したものである。また、平成21年度までは原則実地調査を実施していたが、 務量も減少してきたことに伴い、担当の人員数を削減すると同時に担当部署を岐阜県税 この調査業務が移管された背景は、外形標準課税の導入当初は、調査の目的が適正申

担当し、専属の担当者が兼務担当者を養成しながら調査業務に当たっている 一定の時間を要する。そのため、平成22年度は専属担当者1名と兼務担当者2名で調査を 調査には税法の専門的な知識が必要であるため、調査担当者を養成するまでに

## 監査の結果(意見)

謬が発生する可能性は高いと考えられ、外形標準課税対象法人調査は、課税の適正・公 平な執行を確保するために欠かせないものである 外形標準課税はその課税標準の算出が複雑であり、故意ではなくとも申告において誤

査を実行するため、担当者の調査能力が引き継がれていく必要がある。 わたり、調査の網羅的な実施や調査の品質は一定のレベルを保ち、効率的・効果的な調 したがって、調査業務に当たる人員の減少や担当部署の移管があっても、 今後将来に

## 第2.個人県民税

## . 個人県民税の概要

## 個人県民税の趣旨等

個人県民税は、県の仕事に必要な費用を広く県民に負担してもらうものである。

#### 納税義務者

納税義務者は、毎年1月1日現在を基準として、以下のように定められている。

内に住所がある個人	均等割と所得割
内に事務所、事業所及び家屋敷を持ってい 個人で、その所在する市町村内に住所のな 個人	均等割のみ

にる。

#### 納税額

の合計金額となっている。 納税額は、「均等割(法第38条、条例第24条)」と「所得割(法第32条、条例第19条)」

۴

#### 均等割

県民税	1,000円
市町村民税	3,000円

#### 所得割

所得割=課税標準額(所得金額-所得控除額)×税率-税額控除

所得金額は、「収入金額 - 必要経費」で計算される。

所得控除額の種類は以下の種類が存在する(法第34条、条例第20条)。

項目	控 除 額
	(損失額 - 保険金等による補てん額)- (総所得金額等の 1/10)
雑損控除	
	災害関連支出の金額 - 5万円
	のいずれか多い方の金額
	(医療費 - 保険などによる補てん額) - (総所得金額等の
医療費控除	5/100又は10万円のいずれか低い額)
	<最高200万円>
社会保険料控除	支払った金額
小規模企業共済等掛金控除	支払った金額
生命保険料控除	支払った金額等に応じて算定される額

項目	控 除 額
地震保険料控除	支払った金額の1/2の額(最高2万5千円)経過措置として、平成18年末までに締結した長期損害保険(保険期間が10年以上で満期返戻金の支払いがあるもの)に係る保険料については従前どおり、損害保険料控除を適用できる。
障害者控除	26万円 (特別障害者30万円)
寡婦(寡夫)控除	26万円(扶養親族である子を有し、合計所得金額が500万円以下の寡婦30万円)
勤労学生控除	26万円
配偶者控除	33万円(老人38万円、同居特別障害者56万円、老人で同居特別障害者61万円)
配偶者特別控除	33万円(配偶者の所得に応じて減額)
扶養控除	33万円(老人38万円、特定扶養親族45万円、同居の特別障害58万円、同居の特別障害者で特定扶養親族68万円など)
******	33万円

税額控除は「調整控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除 税率は県民税が4%、市町村民税が6%となっている(法第35条、条例第21条)。 寄附金税額控除」がある(法第37条)。

申告(法第45条の2、45条の3)

岐

申告は、個人の市町村民税と併せて行う。

所得税の確定申告をした人又は給与所得のみの人、公的年金等に係る所得のみの人 申告は前年1年間の所得について3月15日までの間に住所地の市町村に申告する。 は住民税の申告書の提出は必要ない。

賦課徴収 (法第41条、条例第26条)

のとする。 個人の道府県民税の賦課徴収は、市町村が個人の市町村民税の賦課徴収と併せて行うも

徴収の方法

普通徴収

納期は原則6月、 8月、10月及び翌年の1月中において市町村の条例で定められ

#### 特別徴収

年6回の年金給付の支払の際に徴収する。 給与所得者は6月から翌年5月までの12ヶ月で徴収し、特別徴収対象年金所得者は

### 徴収取扱費交付金

交付先

市町村に交付する。

交付時期 7月、10月、1月、4月の各月20日までに市町村から前3ヶ月間の徴収取扱費の報告が

あり、その報告があった日から30日以内に交付

#### 交付基準

以下の穴~矧の合計額である

- ♡ 納税義務者×3,000円(但し、平成19年度課税分及び20年度課税分については、 3,000円を4,000円に、平成21年度課税分及び22年度課税分については3,300円と
- 県民税の過誤納に係る還付金額及び還付加算金額に相当する金額
- Ū 県民税の納期前納付に対する報奨金の額に相当する金額
- E 県民税所得割より控除することができなかった、配当割額又は株式等譲渡所得割 額を市町村が還付充当した場合にその金額に相当する額
- 平成18年度以前に賦課決定されたもので、市町村が県に払い込んだ県民税に係る により特例による徴収の引継を受けたことにより徴収した徴収金については除 徴収金額×7/100及び納税通知書の通知数×60円。ただし、県が法第48条の規定

E

## 2.岐阜県における状況

個人県民税(均等割及び所得割)の調定額等の推移

徴収率の推移(過去3年分)

100.0%

80.0% 90.0%

おりである。

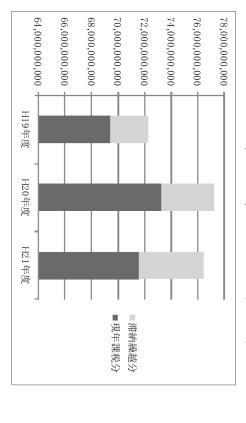
7
人県民税(
堀
税(
(Ft
业
匀等割
젔
Ĝ
産
鄃
쁘
ĕ
の最近
Ë
ω
併
Σ,
の調定額
<u></u> ≡
EXE [TI]
严
₹
$\overline{A}$
ė
均等割及び所得割)の最近3年分の調定額は以下のと

【図表2-6】 (単位:円)

92.5%	93.4%	94. 2%	徴収率	
5, 443, 364, 784	4, 852, 287, 595	3,919,268,518	収入未済額	
310, 288, 283	233, 625, 774	239, 804, 057	不納欠損額	現年・滞納合計分
70,679,282,563	72, 182, 927, 061	68, 104, 611, 495	収入額	
76, 432, 935, 630	77, 268, 840, 430	72, 263, 684, 070	調定額	
25.0%	27.6%	22.9%	徴収率	
3, 368, 073, 438	2, 694, 053, 998	1,944,264,863	収入未済額	
278, 301, 503	199, 870, 277	234, 107, 267	不納欠損額	滞納繰越分
1, 216, 121, 931	1, 103, 135, 408	648, 328, 340	収入額	
4,862,496,872	3, 997, 059, 683	2,826,700,470	調定額	
97.1%	97.0%	97.1%	徴収率	
2,075,291,346	2, 158, 233, 597	1,975,003,655	収入未済額	
31, 986, 780	33, 755, 497	5, 696, 790	不納欠損額	現年課税分
69, 463, 160, 632	71, 079, 791, 653	67, 456, 283, 155	収入額	
71, 570, 438, 758	73, 271, 780, 747	69, 436, 983, 600	調定額	
H21年度	H20年度	H19年度		

# 【図表2-7】調定額の推移(過去3年分)





#### (単位:円)

#### 20.0% 10.0% H19年度 H20年度 H21年度

30.0%

50.0% 40.0%

> ---滞納繰越分 ▲ 現年課税分

60.0% 70.0%

平成20年度は調定額及び徴収率ともに前年度を上回ったが、平成21年度に再度減少傾向

平成21年度の県税事務所別個人県民税(均等割及び所得割)の調定額等の状況

平成21年度の調定額等を各県税事務所別で比較した場合、以下のとおりとなる。

にある。

						1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
		岐阜県税事務所	西濃県税事務所	中濃県税事務所	東濃県税事務所	飛騨県税事務所
	調定額	29,908,901,905	13,123,563,371	12,621,156,820	11,505,175,997	4,411,640,665
	収入額	28,995,177,878	12,738,621,130	12,161,830,952	11,261,655,775	4,305,874,897
現年課税分	不納欠損額	3,622,035	1,253,429	25,298,125	1,743,976	69,215
	収入未済額	910,101,992	383,688,812	434,027,743	241,776,246	105,696,553
	徴収率	96.9%	97.1%	96.4%	97.9%	97.6%
	調定額	2,271,669,899	773,139,950	871,463,076	731,476,209	214,747,738
	収入額	527,431,855	200,177,750	205,437,065	230,391,572	52,683,689
滞納繰越分	不納欠損額	131,694,417	25,733,713	60,229,770	50,594,806	10,048,797
	収入未済額	1,612,543,627	547,228,487	605,796,241	450,489,831	152,015,252
	徴収率	23.2%	25.9%	23.6%	31.5%	24.5%
	調定額	32,180,571,804	13,896,703,321	13,492,619,896	12,236,652,206	4,626,388,403
i	収入額	29,522,609,733	12,938,798,880	12,367,268,017	11,492,047,347	4,358,558,586
接 強 は に に に に に に に に に に に に に	不納欠損額	135,316,452	26,987,142	85,527,895	52,338,782	10,118,012
I	収入未済額	2,522,645,619	930,917,299	1,039,823,984	692,266,077	257,711,805
	徴収率	91.7%	93.1%	91.7%	93.9%	94.2%
現年課税分・徴収率順位	·徴収率順位	4	3	5	1	2
*** 6# 6# 1# / \	滞納繰越分・徴収率順位	ъ	2	4	_	ω

ことが県全体の徴収率向上に寄与すると思われる。 滞納繰越調定額で46.7%を占めているため、岐阜県税事務所管内市町村の徴収率を上げる 現年課税分・滞納繰越分ともに東濃県税事務所管内市町村の徴収率が最も良くなってい 最も調定額の大きい岐阜市を管轄している岐阜県税事務所が、現年調定額で41.8%、

岐

# 個人県民税(均等割及び所得割)の徴収率と全国順位

【図表2-9】

స	о Л	18	25.0	ນ	07 1	
全国順位	徴収率	全国順位	徴収率	全国順位	徴収率	H21年度分
	파	滞納繰越分	滞納約	果税分	現年課税分	
28	93.4	9	27.6	33	97.0	
全国順位	徴収率	全国順位	徴収率	全国順位	徴収率	H20年度分
	파	滞納繰越分	滞納約	果税分	現年課税分	
26	94.2	14	22.9	26	97.1	
全国順位	徴収率	全国順位	徴収率	全国順位	徴収率	H19年度分
	파	滞納繰越分	滞納約	果税分	現年課税分	
(単位:%)						

参考:平成21年度東海三県比較)

三重県 96.7 40 23.4 27 91.5	愛知県 97.1 31 19.2 43 92.4	岐阜県 97.1 33 25.0 18 92.5	徴収率 全国順位 徴収率 全国順位 徴収率	The second secon
91.5	92	92.5	徴収率	
38	33	32	全国順位	

滞納繰越分の徴収率では、全国平均を上回っており、岐阜県独自方式の徴収成果が出ているものと思われる。ただし、滞納繰越分に比べて金額の割合が大きい現年課税分の徴収率が悪いことから、合計の全国順位も平成21年度では全国平均以下となっている。滞納繰越分の徴収率を上げることも必要であるが、現年課税分の徴収率を上げ、滞納繰越分の金額を減らす努力が求められる。

そのための政策として、普通徴収で納付している給与所得者の徴収方法を、特別徴収へ 切り替えることを、より一層推進することが求められる。

# 岐阜県独自方式による個人住民税徴収対策

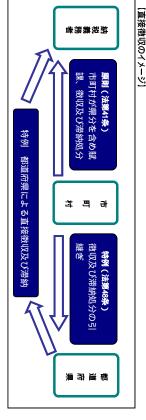
## 個人県民税の賦課徴収

原則:個人の県民税の賦課徴収については、各市町村が個人の市町村民税の賦課

徴収と併せて行うものとされている。(法第41条第1項)

特例:知事が市町村の同意を得て、個人の県民税及び市町村民税について、直接徴収及び滞納処分をすることができる。(法第48条)

【図表 2 - 10】



直接徴収制度を活用した市町村との協働による岐阜県独自の徴収方式

直接徴収開始当初より、市町村からの滞納案件を引き継ぐだけでなく、その市町村の徴税職員も併せて実務研修生(現:派遣職員)として受け入れ、県の徴税職員の指導の下、自分の市町村の引受案件に対して徹底した滞納処分(差押、捜索、公売)を行う、独自の徴収方式を実施。

# 【岐阜県独自方式のメリット】

市町村の滞納圧縮に直結 市町村職員は、知識と経験が豊富な県の徴税職員の指導の下、自分の市町村の個人住民税の滞納処分を進めることができる。

市町村職員の徴税ノウハウ習得、市町村の徴税能力の向上

市町村職員は、差押、捜索などの様々な徴収方法を実地で学び、ノウハウと経験を身に付け、市町村復帰後は徴税部門の中心職員として、他の職員へ、県の滞納処分手法を伝達することで市町村全体の徴税能力を向上できる。

県と市町村、市町村間の連携強化

県職員と市町村職員が同じ職場で、ともに徴税に取組むことで県と市町村、市町村間の連携が強化できる。

組織・体制

#### 

#### 徴収状況等

引受け市町:28市町

・引受け市町:県庁(岐阜市、関市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、瑞穂 本巣市、海津市、岐南町、笠松町、垂井町、関ヶ原町、神

戸町、揖斐川町、大野町、北方町)

: 東濃 ( 多治見市、中津川市、恵那市、土岐市 )

引受済市町:県庁(大垣市、山県市、養老町、輪之内町、安八町、富加町)

: 東濃 ( 瑞浪市 )

(注)引受け市町…平成21年度引き受け市町

|受済市町…平成 20 年度以前において引き受け実績がある市町

【図表2-12】

	17~18年度	19年度	20年度	21年度	아 라
引受滞納税額 (A)	340,507	425,831	496,722	1,107,394	2,370,454
(4	(1,149)	(2,121)	(2,293)	(3,202)	(8,765)
直接徴収額 (B)	224,537	269,012	291,389	487,034	1,271,972
敳収見込額 注1 (C)	74,308	110,946	103,627	326,321	615,202
会計 (D) = (B) + (C)	298,845	379,958	395,016	813,355	1,887,174
數収見込み率 (D)/(A)	87.8%	89.2%	79.5%	73.4%	79.6%
多管予告効果額 注2 (E)	57,000	29,200	46,227	94,829	227,256
延滞金·督促手数料徴収額 注。(F)	18,106	33,865	49,476	74,880	176,327
徴収等合計額 (D)+(E)+(F)	373.951	443.023	490.719	983.064	2.290.757

### 差押財産の状況

【図表2-13】

**き押財産数(累計**) 債権 預貯金 売掛金 能山綿 その他 563 不動産 135 動産 564 自動車 198 その句 咖啡

合計:H17.11.1~H22.3.31までの合計数値

搜索状况 延べ捜索回数 (99回) (H22.3.31現在)

主な差押(押収)品:現金、 主な捜索場所:滞納者自宅、滞納者経営店舗(飲食店、風俗店等) 金融機関貸金庫等 普通・軽自動車、絵画、装飾品(指輪、ネックレス、ハンドバックな

ど) 家電製品(テレビ、DVDプレイヤーなど) スポーツ用品、スロットマシーン等

### 【図表2-14】

## )書:搜索実施市町村数

岐阜県独自方式の直接徴収参加市町の個人県民税徴収率の状況(県税決算時点)

#### 【図表2-15】

										洏		과										展	鯳			
41111	10 10 10 10	大垣市	羽島市	美濃加茂市	可児市	山県市	瑞穂市	本巣市	海津市	岐南町	笠松町	養老町	垂井町	神戸町	輸之内町	安/川	揖斐川町	大野町	北方町	富加町	中津川市	瑞浪市	恵那市	土岐市	*	
	現年	97.9	97.9	97.0	97.8	98.1	98.2	97.6	97.6	96.7	98.2	97.2	98.6	97.3	96.2	97.7	98.7	97.6	97.0	99.0	96.6	98.6	98.3	97.0	-	07 9
16年度	繰越	20.2	12.7	13.4	14.7	22.7	13.5	15.6	13.5	12.5	13.0	13.0	12.0	11.8	9.0	9.1	16.9	19.1	10.6	15.6	12.1	17.8	15.0	11.4	-	17 1
14-11	計	90.9	90.7	87.3	91.6	94.1	92.7	91.9	89.3	85.5	92.4	90.0	92.2	91.0	81.2	89.6	93.1	89.8	86.9	92.6	90.3	95.1	92.2	85.6	-	0 3
	現年	98.1	97.8	96.7	97.6	98.0	97.9	98.1	97.4	97.2	97.8	97.3	98.8	97.3	96.2	98.1	98.8	97.2	97.2	98.8	98.0	98.5	98.5	96.9	98.1	07 8
17年度	繰越	17.4	16.4	18.6	17.6	21.8	14.3	31.1	13.7	18.6	24.0	16.8	24.2	25.0	9.7	18.0	29.0	17.1	13.0	14.9	14.6	19.4	20.7	11.4	25.0	170
P-41	빡	91.2	90.6	87.5	90.9	93.5	92.5	92.7	89.1	87.6	92.2	90.2	94.9	91.2	86.6	92.2	95.1	89.8	86.8	92.4	91.1	95.0	92.6	85.5	92.5	2
	現年	97.9	97.2	96.4	97.8	98.5	97.9	97.8	97.4	97.0	98.1	97.3	95.7	97.5	97.9	97.5	99.1	97.9	95.8	98.3	97.9	98.6	97.9	96.5	97.5	07 9
18年度	繰越	20.3	30.5	21.1	19.2	29.1	15.3	32.4	21.4	33.8	24.0	18.7	21.9	18.1	63.1	43.3	34.6	28.6	13.7	21.7	13.7	24.2	18.4	14.7	25.0	2
NHI	빡	91.9	92.7	88.5	91.6	94.6	93.1	93.6	90.6	90.9	93.7	92.0	93.3	91.4	94.1	92.6	96.3	92.6	86.4	93.0	91.4	95.5	92.5	86.3	91.7	3
	現年	97.1	97.1	95.1	97.1	95.5	97.1	97.1	96.8	96.7	97.8	98.0	95.3	97.9	97.8	98.1	98.5	98.2	96.7	98.4	97.6	97.8	97.7	96.5	97.2	07 1
19年度	繰越	23.4	24.2	17.5	22.6	53.6	16.8	31.7	30.3	38.6	35.9	32.9	32.6	28.4	63.5	44.6	40.3	50.9	17.9	41.8	15.3	31.1	23.8	20.2	31.0	22 7
P41	빡	94.0	94.4	90.8	94.0	94.2	94.5	95.0	94.1	94.1	95.8	95.4	93.7	94.8	96.7	96.2	97.5	96.8	91.1	96.7	93.8	96.2	94.7	91.2	94.9	0 0 0
	現年	96.8	96.6	94.5	96.7	97.5	96.8	98.1	96.9	96.7	97.9	97.0	98.2	98.0	97.6	98.7	98.5	97.2	96.5	98.3	97.5	97.8	97.8	96.6	97.2	97 0
20年度	繰越	24.6	27.8	17.3	27.9	77.7	23.7	39.6	39.2	51.3	41.6	23.2	46.9	30.3	48.7	47.3	47.5	41.7	31.8	51.3	18.9	37.1	37.3	31.5	31.9	27 G
Nest.	빡	92.9	93.3	88.6	93.3	95.7	93.5	95.4	93.9	94.4	95.8	93.1	95.6	94.8	96.0	97.1	97.3	95.3	91.5	97.0	93.1	95.8	94.7	91.7	93.9	93.4

注) 1.数値は税務システムの帳票(個人県民税市町村別調定収入状況)による。 2.\*計は、当該年度研修生を派遣した市町村平均数値。

徴収率が大幅に上昇していることがわかる。例えば、平成17年度から、いち早く当該制度を

岐阜県独自方式の直接徴収参加市町の個人県民税徴収率の状況をみると、特に滞納繰越額の

# ◆ 岐阜県独自方式の直接徴収参加市町村の推移

【図表2-16】

38		Ö			c		20.0
00000	<b>о</b>	5	7	9	ກ	S	男
0000-							白川村
000-							御嵩町
00-							東白川町
0 -							白川町
							八百津町
`							七宗町
0							川辺町
_							富加町
0							坂祝町
4							北方町
0							池田町
4							大野町
6							揖斐川町
_							安八町
2							輪之内町
ω							神戸町
2							関ヶ原町
4							垂井町
ω							養老町
ω							笠松町
4							岐南町
49	15	13	9	6	5	1	市計
5							海津市
							下呂市
0							郡上市
6							本巣市
0							飛騨市
ω							瑞穂市
2							山県市
4							可児市
2							各務原市
ω							土岐市
ω							美濃加茂市
ω							惠那市
ഗ							羽島市
ω							瑞浪市
0							美濃市
ω							中津川市
_							関市
2							多治見市
0							高山市
							大垣市
2							岐阜市
参加工商	22年度	21年度	20年度	19年度	18年度	17年度	

岐

阜

理を積極的に行った結果が徴収率のアップに結び付いており、一定の成果が表れているといえ いて、滞納繰越額を中心に徴収率が改善していることがみてとれる。差押を中心とした滞納整 率が、制度導入後では4年連続して30%を超えている。このように制度を導入した市町村にお 導入した本巣市においては、導入前の平成16年度ではわずか15.6%であった滞納繰越額の徴収

#### 外部監査の結果

岐阜県知事への報告

ω

#### 奴州

岐阜県税事務処理規程の第75条では、以下のように定めている。

<岐阜県税事務処理規程第75条> 県税事務所長は、第七十二条第一項の規定による調査をしたときは、次の各号に掲げ

る報告をそれぞれ当該各号に定める日までに、別記第百七十三号様式による報告書に

賦課状況報告 八月十五日

より知事に報告しなければならない。

- 賦課額異動状況報告 一月十六日
- 徴収金の清算に関する報告 五月十五日
- 2 県税事務所長は、前条の規定による調査をしたときは、清算状況の報告を七月十五日までに別記第百七十四号様式による報告書により知事に報告しなければならない。

上記規程にあるように、県税事務所長は市町村において賦課徴収した県民税における年度末の清算未決了金の有無を確認調査し、その結果を「個人の県民税清算状況報告書」により、知事に対し定められた期日までに報告しなければならない旨が規定されている。

## 監査の結果 (指摘)

「個人の県民税清算状況報告書」の提出期日がその期限を過ぎて報告されていた事務所があった。調査の結果判明した未決了金については速やかに収入処理はなされていたが、報告期日までに報告が確実になされるよう徹底する必要がある。

### 滞納金額の不一致

県民税の年度末滞納状況については、市町村から「滞納状況報告書」により6月末を期限として各県税事務所に報告され、会計上調定処理がなされる。岐阜県税事務処理規程第73条では、以下のように定めている。

# < 岐阜県税事務処理規程第73条 >

県税事務所長は、規則第五十三条第三項又は第四項に規定する個人の県民税の滞納状況報告書又は不納欠損報告書の提出があった場合において、必要と認めるときはその

状況を調査しなければならない

この規程により、「滞納状況報告書」が提出された場合において、県税事務所長は必要と認めるときはその状況を調査しなければならない。

## 監査の結果(意見)

報告された滞納額について、3月末の状況として先に報告されている「徴収金の清算に関する報告書」による額と差異が大きく、その理由について調査が必要と考えられる市町村があった。市町村の協力を得て、十分な調査確認をすることが望ましい。

## 第3.個人事業税

#### . 個人事業税の概要 個人事業税の趣旨等

個人事業税は、事業を行うに際して道路や橋など各種の公共施設を利用するなど、様々な行政サービスを受けていることから、これらにかかる行政の経費の一部を負担してもらうものである。

納税義務者(法第72条の2第3項、条例第38条第3項) 県内に事務所・事業所を設けて、事業を行っている個人に課税される。

課税対象事業及び税率(法第72条の2第8項~10項、法第72条の49の13、条例第44条の

個人事業税は個人の行う事業のうち、地方税法で定められている事業(法定業種)に対してのみ課税される。

課税事業は、第1種事業、第2種事業及び第3種事業に分けられている。

	1.			**	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・						第2種事業							第1種事業							事業の区分
・装蹄師業	・印刷製版業	測量士業	公衆浴場業(銭湯)	理容業	不動産鑑定業	社会保険労務士業	・税理士業	行政書士業	・獣医業	医業	畜産業	冠婚葬祭業	・広告業	・遊覧所業	・公衆浴場業	・仲立業	飲食店業	席貸業	・印刷業	倉庫業	運送業	電気供給業	・物品貸付業	物品販売業	
・あんま、マッサージ、指圧、は! 整復その他の医業に類する事業		・土地家屋調査士業	・歯科衛生士業	・美容業	・デザイン業	・コンサルタント業	・公認会計士業	・公証人業	・弁護士業	・歯科医業	・水産業		・興信所業	・商品取引業	・演劇興行業	・問屋業	・周旋業	・旅館業	・出版業	・駐車場業	・運送取扱業	・土石採取業	・不動産貸付業	・保険業	サ米ソルボ
指圧、はり、きゅう、柔道 領する事業		・海事代理士業	・歯科技工士業	・クリーニング業	・諸芸師業	・設計監督者業	・計理士業	・弁理士業	・司法書士業	・薬剤師業	・薪炭製造業		・案内業	・不動産売買業	・遊技場業	・両替業	・代理業	・料理店業	・写真業	・請負業	・船舶ていけい場業	・電気通信事業	・製造業	・金銭貸付業	
所得の3/100					2 1400						所得の4/100							所得の5/100							171-7-

駐車場業	不動産資付業
次の規模以上の自動車のための場所を提供する事業 駐車(可能)台数が10台以上または駐車区分がされていない ただし、立体式・地下式などの建築物である駐車場につい	不動産の種類に応じて、原則として次の基準以上の貸付2 住宅用
規模以上の自動車のための場所を提供する事業 (可能)台数が10台以上または駐車区分がされていないものは駐車場面積が300㎡以上。 し、立体式・地下式などの建築物である駐車場については、駐車台数を問わない。	不動産の種類に応じて、原則として次の基準以上の貸付を行う事業

納税額は以下の算定式により算出される

前年中の事業の総収入額 事業の必要経費(専従者控除額を含む) П

所得金額

所得金額 諸控除額 税率 П 税額 課税所得金額

×

(注)所得金額は、原則として所得税における事業所得や不動産所得の計算と同じであるが、 得税の青色申告特別控除の制度は、適用できない。

上記算定式における諸控除額は、以下のものがある。

項目	控除の内容
事業主控除	年額290万円(事業の期間が1年に満たない場合は、月割りによって計算)
損失の繰越控除 (青色申告者)	事業によって生じた損失(赤字)は、その生じた年の翌年から3年間にわたって繰り越して控除できる
被災事業用資産の損失 の繰越控除	震災・風水害・火災などの災害により事業用資産に損害を受けた場合は、損失の生じた年の翌年から3年間にわたって繰り越して控除できる
事業用資産の譲渡損失 控除及び譲渡損失の繰 越控除	事業に使用していた機械、車両などを譲渡したために生じた損失についても事業による所得の計算上控除することができる。 なお、青色申告者については、翌年から3年間にわたって繰り越して控除できる。
事業専従者控除	事業を行う人と生計を一にする15歳以上の親族で、専らその事業に従事する者がいる場合は、次の金額が必要経費となる。 青色事告者 … 青色事業専従者に支払われた適正な給与額 白色申告者 … 事業専従者1人について次のいずれか少ない額 白色申告者 … 86万円 その他の事業の事業専従者 … 80万円 その他の事業の事業専従者 … 50万円

# 賦課の方法(法第72条の50)

国税準拠個人…個人の前年中の所得税の課税標準である所得のうち不動産所得及び 税を課する。 事業所得について、その個人が税務署に対して申告した課税標準を基準として事業

を併せて行う個人等については、調査によって所得を決定し事業税を課する。 用を受ける者、事業税を課されない事業とその他の事業(事業税を課される事業)と 自主決定個人…医業等を行う個人で、社会保険診療報酬に係る所得の課税除外の適

申告(法第72条の55・55の2、条例第46条、第46条の2)

申告書を提出した場合(年の中途において事業を廃止した者が所得税の確定申告書 出した場合を除く)には、個人事業税の申告がされたものとみなす。 した場合は4月以内)に提出すべきであるが、所得税の確定申告書または県民税の 申告書は、3月15日まで(年の中途において事業を廃止した場合は1月以内、 (死亡により事業を廃止した場合に提出するものを除く)または県民税の申告書を提

#### 徴収の方法

徴収の手続き…徴収は普通徴収の方法によって行われ、この場合において納税者に (法第72条の49の14、72条の52、条例第44条の7)。 交付する納税通知書は、その納期前10日までに納税者に交付しなければならない

る場合においては、これと異なる納期を定めることができる(法第72条の51、条例 納期…納期は8月及び11月中において県の条例で定める。ただし、特別の事情があ

個人事業税の減免(法第72条の62、条例第47条の2)

個人事業税には生活保護を受けていること、その他特別の事情による税の減免規定があ

次に掲げる者については、個人事業税を減免することができるとされている

♡ 天災その他の災害により自己又は自己と生計を一にする親族の所有する資産に損害

┤/ 貧困により生活のための公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者

なお、(イ)については規則で以下のとおり定められている,

生活保護法第11条1項に規定する保護(生活扶助)を受けている者

あると認められる場合に限り、当該医療費の金額の合計額のうち当該合計所得金額の いて納付すべき所得税額がないものについては、個人の事業税の納付が著しく困難で 金額の合計額が前年の合計所得金額の100分の5を超える者で、かつ前年の所得につ 月31日までの間において支払った自己又は自己と生計を一にする親族に係る医療費の 個人の事業税を賦課すべき年度の初日の属する年の前年の11月1日から当該年度の10 税の額を限度とする)を減免することができる 100分の5に相当する金額を超える額に個人の事業税の税率を乗じて得た額以下の額 (個人の事業税を賦課すべき年度において申請の日以後納期限が到来する個人の事業

のについては、5,000円以下の額の個人の事業税を減免することができる 税を賦課すべき年度の初日の属する年の前年の合計所得金額が300万円以下であるも 障害者、寡婦若しくは寡夫に該当する者又は年齢65歳以上の者で、かつ、個人の事業

# 上記減免は、納期限前7日までに申請書を県税事務所に提出しなければならない。

## 2.岐阜県における状況

平成21年度の個人事業税(県税事務所別)の調定額等の状況 平成21年度の調定額等を県税事務所別で比較した場合、以下のとおりとなる。

【図表2-17】

×	分	岐阜県税事務所	西濃県税事務所	中濃県税事務所	東濃県税事務所
	調定額	1,163,709,700	443,135,200	434,570,800	366,379,000
	収入額	1,127,344,760	428,330,196	417,471,708	350,616,553
現年課税分	不納欠損額				
	収入未済額	36,364,940	14,805,004	17,099,092	15,762,447
	徴 収 率	96.9%	96.7%	96.1%	95.7%
	調定額	175,132,547	46,475,968	32,238,367	89,294,674
	収入額	46,498,861	14,950,975	9,315,509	19,903,730
滞納繰越分	不納欠損額	6,107,640	2,665,837	2,413,925	4,286,319
	収入未済額	122,526,046	28,859,156	20,508,933	65,104,625
	徴 収 率	26.6%	32.2%	28.9%	22.3%
	調定額	1,338,842,247	489,611,168	466,809,167	455,673,674
	収入額	1,173,843,621	443,281,171	426,787,217	370,520,283
現年滞納合計分	不納欠損額	6,107,640	2,665,837	2,413,925	4,286,319
	収入未済額	158,890,986	43,664,160	37,608,025	80,867,072
	徴収率	87.7%	90.5%	91.4%	81.3%
現年課税分	現年課税分·徴収率順位	2	3	4	5
// ## III ## / ##/	沙里科公司物,心种配的形	4	2	ω	ъ

が大きくなっている。他県税事務所の方法を参考にする等、徴収方法の見直しが望まれ 個人事業税は東濃県税事務所の徴収率が最も悪くなっており、他の県税事務所との乖離

個人事業税の徴収率全国比較

【図表2-18】

44	88.0	12	26.7	46	96.5	
全国順位	徴収率	全国順位	徴収率	全国順位	徴収率	H21年度分
+	막	滞納繰越分	滞納約	果税分	現年課税分	
43	88.6	5	29.5	46	95.9	
全国順位	徴収率	全国順位	徴収率	全国順位	徴収率	H20年度分
+	하	滞納繰越分	滞納線	果税分	現年課税分	
41	88.5	11	30.6	42	96.7	
全国順位	徴収率	全国順位	徴収率	全国順位	徴収率	H19年度分
+	막	滞納繰越分	滞納線	現年課税分	現年記	
(単位:%)						

【参考:平成21年度東海三県比較】

								١
10	94.0	2	34.9	25	97.8	洏		11
35	89.9	27	22.7	39	97.2	遍	知	煳
44	88.0	12	26.7	46	96.5	遍	中	빳
全国順位	徴収率	全国順位	徴収率	全国順位	徴収率			
	i	<b>滞</b>	滞酬	規牢課税分	規年語			

滞納繰越分については、滞納繰越分の全国順位は、比較的上位に位置している。

位も全国で下位となっている。 しかし、金額比率の大きい現年課税分の順位が全国順位でも下位であるため、合計順

### . 外部監査の結果

ω

## 転写・複写業務の効率化

各県税事務所では、所得税の申告を基に課税判断を行っているため、税務署に出向き 申告書の転写及び複写を行っている。

県税事務所での判断作業に必要な申告書のみを転写及び複写する等の効率化を図ってはいるものの、申告書の転写及び複写業務に多くの日数及び人員数が割かれている。

以下は平成21年度の転写及び複写作業に費やした日数及び人員数である。

【図表 2 - 19】

	726						빡
33 11,000				5.5	6	計止	飛騨
7,000				24	2	中津川	X ji
106 12,000	1	6	4	16	1	多点无	H ₩
52 6,000		20	1	5 22	2 1	\$ W. B	计
71 10,000		20	ے	35	1	累	<del>j</del>
107 20,840	1:	4 8 10	324	8 20 3	3 2 4	大垣	西濃
150 25,000	1:	9 - 1 9 7 2	-ω4ω	10 22	-1N	岐阜南	ž †
159 31,000	1:	ω <u>→</u> σ <del>ζ</del>	-υ4ω <u>-</u> -	8 20	<b>-&gt;</b> N ω	岐阜北	Ā W
復写枚数(概数) (枚)	延べ日数計(日)	日数 d(日)	小 ル 日日雇用職員 (嘱託員含む)	日数	職員 (専門職含む) a(人)	税務署	県税事務所

## 監査の結果(意見)

転写・複写の作業が必要となるのは、申告が、多くの場合紙ベースで行われていることに起因する。現在、所得税の申告において電子申告を推進しているが、この電子申告が普及することで、作業が効率化されることが想定される。

よって、所得税を含めた電子申告のPR活動に積極的に参加し、県内の電子申告率を上げることにより、将来にわたる作業の効率化に結び付けることが望まれる。

また、複写・転写の作業を行うにあたり、事前に分析を実施した後に、必要分のみ複写業務を行うことで、対象人数に比して延べ日数及び複写枚数が少ない県税事務所もある。こうした事前準備を行い、効率的に作業を行うことも有益な方法であると思われる。

## 業務の標準化・最低限の品質の確保 課税判断の複数チェック体制の整備

#### 区 概要

個人事業税の課税判定作業を、異なる担当者が一次チェック及び二次チェックを行っている県税事務所と、担当者1名で一次チェックのみ行っている県税事務所があった

また、課税の判定は主として過年度の課税歴を参考にするため、事業内容に変更が生じなければ、一度課税対象事業と判断された場合は、継続して課税対象事業と判断されることが多い。

さらに、課税失格となり、課税対象外となった事案について、全て決裁を取ってい る県税事務所と取られていない県税事務所があった。

#### (イ) 監査の結果

二次チェックの実施(指摘)

二次チェックが行われていない県税事務所は、物理的に件数が多く、二次チェックが困難であるという理由であった。

しかし、担当者1名の判断では、恣意性の介入や判定ミスの発生可能性が存在する。よって、一次チェック者の判断結果を異なる者が二次チェックすることで、判断の正確性・公平性・信憑性を高めることが望まれる。特に初年度の判定は、その判定結果が継続する可能性が高いので、慎重に行うことが要求される。

課税失格となった場合の取扱い(指摘)

課税失格となった場合の各県税事務所の取扱いについては統一されていないが、 一担当者のみで課税判断が決定されてしまうことのないよう、各県税事務所で統一 した取扱いを実施することが望ましい。

## 課税判断結果の均質化

#### ア類関

個人事業税の課税判断は、県税事務所ごとに課税対象事業(限定列挙)に該当するか否かによって行われる。近年は業種業態の多様化に伴い、どの課税対象事業に該当するかの判断が困難な業種もある。判断に迷う場合は、他の県税事務所へ同様の事例がないか問い合わせるなどの対応をしている。

特に第1種事業の中の請負業については、これに該当するか否かの判断方法が、各県税事務所で異なっていた。

請負業に該当するか否かの判断には事業性があるのか、それとも単に自己の労務の提供に対する対価なのかを検討する必要がある。この検討に際し、申告書を用い、収入に対する経費の割合や経費の内容(仕入や外注が行われているか、減価償却費が発

生しているか等)、収入の各月の状況等をチェックしている県税事務所もあれば、こうし た具体的な判断基準を個別に定めていない県税事務所もあった。

#### (イ) 監査の結果

実例集の更新(意見)

いるが、更新は毎年行われているわけではない。情報を適宜に集約させるため、更新頻 度を高めることが望まれる, 上記請負業の課税判断のように、判断が困難な場合、現在は実例集を作成し参照して

税務課への個別案件問い合わせに替わる体制の構築(指摘)

び公平性の確保が可能となる。各県税事務所で行われた判断は貴重な情報であるた 所が同一の事案について同様の判断を行うことができ、課税判断の効率化、精緻化及 ることのないよう、 また、各県税事務所が実例集を参照できる体制を構築することにより、各県税事務 これを蓄積し、 それぞれの事案について慎重に検討し判断することが望ましい。 画一的な基準の運用により各県税事務所間での公平性が損なわれ

### 課税判断の人員数

岐

判断にかかわる人員数が、作業量及び締め切りまでの時間数に比べて少ない傾向にあ 岐阜県の経費削減方針のもと、人件費が抑制されていることから、労力を要する課税

人員不足により、課税判定の二次チェックがなされていない事務所もあった。

## (イ)監査の結果 ( 意見 )

断の正確性、公平性を確保する体制を構築することが望まれる。 よって、判断作業が集中する時期のみ、臨時の職員を採用する等の施策を行い、課税判 を削減することで課税判断の正確性に影響が生じることは、回避しなければならない。 課税に際して発生する費用と、それによって得られる税収の兼ね合いもあるが、費用

#### 修正時の統制

がその内容を認知していなければ、担当者の独自判断により修正されてしまう可能性が テム上出力することが出来ない。よって、仮にある担当者が内容を修正した場合、上司 課税判断や金額の数値を税務システムで修正した場合、修正履歴及び修正一覧をシス

## 監査の結果(指摘)

施するなどし、不適正事案の発生防止に努めることが望ましい。 理を行った場合、課税の公平性が失われる可能性もある。修正履歴及び修正一覧表の出 力については費用対効果の面から困難であるが、職員の担当地区の見直しを定期的に実 税務システム上、修正が各自の判断で行われる可能性がある状況では、職員が不正処

## 第4.不動産取得税

## . 不動産取得税の概要

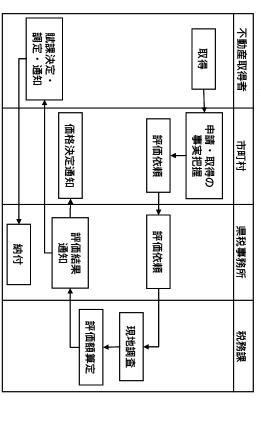
不動産取得税の定義 不動産取得税は、不動産を取得したときに取得した者に対して一度だけ課税される税金である。

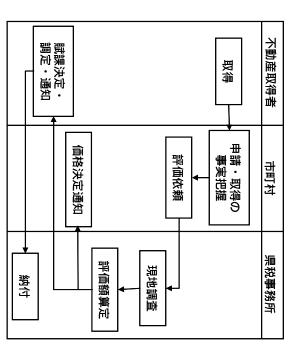
不動産とは、土地や家屋のことであり(法第73条1項)、不動産の取得とは、有償であると無償であることを問わず、またその原因が売買、交換、贈与、寄附、法人に対する現物出資、建築等原始取得、承継取得の別を問わない(取扱通知第5章第1三 》

#### 原始取得

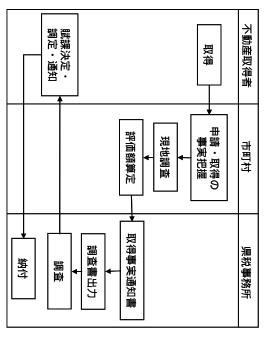
家屋の新築等による取得

(延床面積が500㎡以上の非木造家屋のうち、市町村から評価依頼のあったもの) 税務課評価(延床面積が3,000㎡以上の非木造大規模家屋、特定チェーン店等の取得)





市町村評価 ( 木造家屋、延床面積が500㎡未満の非木造家屋



県税事務所評価(延床面積が500㎡以上3,000㎡未満の非木造家屋)

#### 賦課決定・ 調定・通知 遗付申告 登記申請 取得 登記簿製本 法務局調査 市町村調査 武課效更 (過位) 税額算定 绝付

不動産取得者 法務局 県税事務所

納税義務者

不動産取得者

#### 納税の計算方法

	<b>W</b>		重	
住宅以外 (事務所、店舗等)	住宅	土地	不動産の種類	取得時期
3%			<b> </b>	平成15年4月1日
3.5%	3%	3%	<b> </b>	平成18年4月1日
4%			<b>\$</b> 平成 24 年 3 月 31 日	平成 20 年 4月 1日

不動

挩 産 9 亩 桮

寍

×

挩

掛

Ш

挩 寍

> 条の13第1項) 不動産取得税の課税標準は、不動産を取得した時における不動産の価格とする(法第73

該改築に因り増加した価格とする(法第73条の13第2項) 家屋の改築をもって家屋の取得とみなした場合に課する不動産取得税の課税標準は、当

### 不動産の価格~

固定資産課税台帳に登録されている不動産の価格

のとする。ただし、当該不動産について増築、改築、損かい、地目の変換その他特別な 当該価格により当該不動産に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を決定するも 事情がある場合において当該固定資産の価格に依り難いときは、この限りでない (法第 県知事は、固定資産課税台帳に固定資産の価格が登録されている不動産については、

# 固定資産課税台帳に登録されていない不動産の価格等

73条の21第1頃)

準によって、当該不動産に係る不動産取得税の課税標準となる価格を決定するものとす る (法第73条の21第2項) 73条の21第1項但書の規定に該当する不動産については、固定資産税の固定資産評価基 県知事は、固定資産課税台帳に固定資産の価格が登録されていない不動産または法第

動産取得税の課税標準額については、次のような特例措置がある ただし、宅地及び宅地比準土地(市街化区域農地や雑種地等)を取得した場合の不

─ ~平成 24 年 3 月 31 日	取得時期	
固定資産課税台帳登録価格の2分の	課税標準額	

#### 免税点

れている(法第73条の15の2第1項、条例第54条の2第1項) 課税標準額が一定額未満のものについては、徴税コスト観点から、課税しないものとさ

区分	免税点
土地の取得	10万円未満
家屋の建築(新築、増築、改築)	23 万円未満(一戸あたり)
家屋のその他の取得	12万円未満(一戸あたり)

適用される場合 控除額 建築した住宅が次の要件に当てはまる場合																
適用される場合 控除額	適用される場合 控除額				Щ	H	F I	<b>H</b>	#				用品	新築		
接除額 1,200 万円 ( 1,300 万円) ( 1,300 万円) ( 1,300 万円)  新築年月日	接線額 (1,200 万円 (1,300 万円 (1,300 万円 )	- 横の仕分とは母別を引きる 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19	場合は、アに該当するもの	証明かされたものであること。 平成 17 年 3 月 31 日以前に取得した住宅の		年1日1日より前に新築さりたま	であること。 3和 57 年1月1日以降に新築されたもの		に該当する場合 ( ) ア 即得の日前 20 年(鉄母浩(軽量鉄母浩を	総床回復)が 20 m以上 240 m以下の中占住宅(既存住宅)を取得した場合で、次のいずれか	自己の居住の用に供する床面積(一構の住宅のにたまなが、アージントのでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、	建築した住宅が上記の床面積及び認定長期 優良住宅である場合(平成 21 年 6月 4日から 平成 24 年 3 月 31 日までの取得に限る)	・新築住宅が未使用新築住宅(建売住宅等)も含まれる。	あること (増・改築の場合は、増・改築後の全体の面 精)	建築した住宅が次の要件に当てはまる場合 床面積(一構の住宅の総床面積)が 50 ㎡(戸 建以外の貸家住宅は 40 ㎡)以上 240 ㎡以下で	適用される場合
	が	『笙)の関係にある家居今休を!!!	9.4.1~	~ H 9 . 3 .31	~ H 1 . 3 .31	7.1~S60.6.30	~ S 56. 6 .30	~ S 50.12.31	~ S 47.12.31	S 38.12.31			( 1,300万円)	1,200 万円		控除額

価格が各控除額に満たない場合はその額となる。 一構の住宅とは母屋と附属家屋(住宅用車庫・物置等)の関係にある家屋全体をいう。

一戸建以外の住宅については、独立した区画(共有部分を含む)ごとに控除される。

<住宅に対する不動産取得税の税額計算方法>

住宅の **値格** -控除額 ×

ω % П 热 盤

ごとに定められる。 知事の定めるところによる(条例第54条の3)、具体的には、納税者に交付する納税通知

徴収の方法

ければならない(法第73条の17第2項) 岐阜県の不動産取得税の場合(条例第54条の 納税者に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限前10日までに納税者に交付しな 普通徴収の方法による(法第73条の17第1項、条例第54条の4) この場合において、

(35)

定日として当月末を納期限としている。 他税目と納期限を揃えることにより収納事務の合理化を図ること等を鑑み、各月の10日を調 原則として、毎月10日付けで普通郵便により交付、当該月末を納期限としている。これは

住宅用土地の取得に対する減額

の適用を受ける住宅(特例適用住宅)の要件に該当する必要がある。 からA又はBいずれか多い額を減額する。いずれの場合も、新築・既存住宅の特例控除 土地を取得した場合に、次のいずれかの要件に該当する場合は、当該土地に係る税額

	书	用の出		新築谷	
中古住居用の土地	土地を住宅よりも 後に取得した場合	年 用 の 自己居住以外の場合 土 地	建 自己居住の場合 売	土地を住宅よりも先に 取得した場合	区分
・土地の取得者が、その土地を取得した日から1年以内に、その土地の上にある自己居住用の中古住宅を取得した場合・土地の取得者が、その土地を取得した日前1年以内にその土地の上にある自己居住用の中古住宅を取得していた場合	・土地の取得者が、その土地を取得した日前 1年以内に、その土地の上に特例適用住宅 を新築していた場合	・新築未使用の特例適用住宅とその土地を、 その住宅が新築されてから1年以内() に取得した場合 平成11年4月1日から平成16年3月31日までの間に土地を取得した場合以内	・土地の取得者が、その土地を取得した日から前後1年以内に、その土地の上にある新築未使用の特例適用住宅を取得した場合	・土地を取得した日から3年以内に、その土地の上に特例適用住宅が建築された場合ただし、土地の取得者が住宅の新築までその土地を引き続き所有している場合または特例適用住宅の新築が当該取得者から当該土地を取得した者により行われる場合に限る。	要件

岐

#### <減額する額>

A:45,000 円

ω .. あたりの価格 土地 1 ㎡

×

(一戸あたり 200 ㎡が限度) 住宅の床面積の2倍 × 3 %

被収用代替不動産の取得に対する減額

73条の27の2第2項、条例第58条の2第1項) 当する額(宅地評価土地の場合は、2分の1)に税率を乗じて得た額を減額する(法第 う。) にかわるものと認められるときは、当該不動産の取得に対して課する不動産取得 譲渡し、若しくは譲渡した土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた るため当該不動産以外の不動産を収用されて補償金を受け、当該不動産以外の不動産を 税については、当該税額から被収用不動産等の固定資産課税台帳に登録された価格に相 場合等において、当該不動産が当該収用等された不動産(以下「被収用不動産等」とい 不動産を取得した者が当該不動産を取得した日から1年以内に、公共事業の用に供す

#### ( 算式 ) 税額

被収用不動産の価格 × 税率

取扱いをしている。 納税時期 不動産取得税の納期限は知事が定めることとされているが、岐阜県では概ね次のような

	原則として登記(取得)の4ヶ月~6ヶ月後	中古家屋・土地
1	原則として完成後6ヶ月以内	上記以外の新築家屋
I	原則として取得した年の翌年の10月	個人向け住宅等小規模な新築家屋 (市町村において家屋評価した家屋)
	通常納税通知書を送付する時期	取得した不動産の種類

個人向け住宅等小規模な新築家屋(市町村において家屋評価した家屋)

の間で、課税データを県に貸与することで当該通知に替えることの覚書を締結してい の22)と定められているが、当該決定件数が膨大であること等の理由により県と市町村 市町村長が固定資産課税台帳に価格を登録した場合は、県に通知すること(法第73条

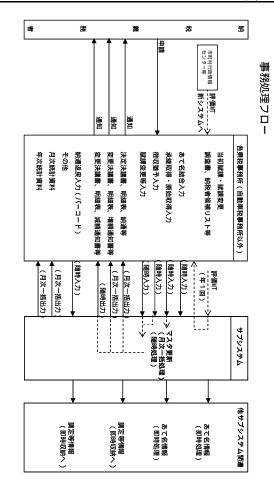
らに県税事務所は9月下旬までに当該調査書内容を調査のうえ、電算入力を行い、10月 税データ加工を6月に行い、調査書として各県税事務所へ7月初旬に配布している。さ 416条)ため、市町村からの課税データの貸与は5月下旬から可能となり、税務課で課 に課税している 課税台帳登録に登録する価格は当該台帳価格の縦覧期間を経てから決定する(法第

# 以外の新築家屋 (県評価家屋)

的に完成した家屋から順次調査を行い、計画的に課税を行っている。 格を決定している。なお、県が評価する家屋は大規模なため、当該借用図書は家屋の竣 も期間を要することにより、家屋の完成と同時に課税可能というものではないが、計画 工後間もなく出来上がるものでなく一定の期間を要すること、また評点付設に当たって し、現地調査を行った上、竣工図面や契約書を取得者より借用して評点付設を行い、価 延床面積が500m<sup>2</sup>以上の非木造新築家屋については、基本的に県が評価するものと

### 中古家屋・土地

数等を踏まえ、各県税事務所ごとに調査・課税計画を作成し、スケジュール管理した上 請書の閲覧可能開始時期が異なることや調査先市町村の対応状況、 ている状況である。 で課税を行っているものであり、県内では概ね所有権移転登記から6ヶ月以内に賦課し で、課税状況の調査、計算、電算入力を行い課税している。なお、法務局ごとに登記申 いわゆる承継不動産については、法務局で所有権移転登記を閲覧・写取りを行った上 各県税事務所の職員



# 2 . 岐阜県における状況 岐阜県における最近の不動産取得税の収入額の状況は次のとおりである。

【図表2-20】

	174,244	148,561	収入未済額	
109	658	3,187	不納欠損額	
4,535,575	5,838,912	6,267,695	収入額	淵
21,796	25,223	26,471	調定件数	
4,658,549	6,013,814	6,419,442	調定額	
5,774	14,467	8,539	収入未済額	
			不納欠損額	
299,269	500,527	457,409	収入額	飛騨県税
2,097	2,535	2,816	調定件数	
305,043	514,994	465,948	調定額	
9,490	37,819	23,600	収入未済額	
109		1,762	不納欠損額	
747,960	774,638	709,601	収入額	東濃県税
3,610	4,054	4,191	調定件数	
757,559	812,457	734,963	調定額	
5,602	26,628	13,888	収入未済額	
			不納欠損額	
839,843	1,087,966	1,324,178	収入額	中濃県税
4,478	5,175	5,485	調定件数	
845,445	1,114,594	1,338,066	調定額	
27,145	18,616	22,013	収入未済額	
			不納欠損額	
795,933	1,343,533	1,223,305	収入額	西濃県税
3,399	4,133	4,137	調定件数	
823,078	1,362,149	1,245,318	調定額	
74,853	76,714	80,521	収入未済額	
	658	1,425	不納欠損額	
1,852,571	2,132,248	2,553,201	収入額	岐阜県税
8,212	9,326	9,842	調定件数	
1,927,424	2,209,620	2,635,147	調定額	
平成21年度	平成20年度	平成19年度	分	×

문	タト	(1

岐 阜 県 公 報

平成 23 年 3 月 28 日

( 38 )

【図表 2 - 21】

×	Ð	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	調定件数	732	672	626
岐阜県税	収入額	66,187	38,661	50,799
	不納欠損額	46,073	12,897	10,691
	収入未済額	110,353	108,037	109,685
	調定額	69,264	63,276	50,783
	調定件数	307	271	
西濃県税	収入額	21,989	19,943	14,633
	不納欠損額	666	5,624	6,587
	収入未済額	46,609	37,709	29,563
	調定額	42,031	37,064	49,634
	調定件数	267	253	
中濃県税	収入額	13,156	10,440	26,005
	不納欠損額	3,071	1,980	2,050
	収入未済額	25,804	24,644	21,579
	調定額	126,850	111,351	118,096
	調定件数	396	389	
東濃県税	収入額	22,431	26,371	34,476
	不納欠損額	15,388	2,833	47,407
	収入未済額	89,031	82,147	36,213
	調定額	26,286	18,977	26,196
	調定件数	121	108	
飛騨県税	収入額	14,706	6,742	7,830
	不納欠損額	163	69	1,344
	収入未済額	11,417	12,166	17,022
	調定額	487,044	390,263	415,884
	調定件数	1,823	1,693	1,592
	収入額	138,468	102,158	133,743
洞計	不納欠損額	65,361	23,403	68,079
温				

【図表2-22】

336,926	438,947	431,777	収入未済額	
68,188	24,061	68,548	不納欠損額	
4,669,318	5,941,070	6,406,162	収入額	<b></b> 無計
23,388	26,916	28,294	調定件数	
5,074,433	6,404,077	6,906,487	調定額	
22,796	26,633	19,956	収入未済額	
1,344	69	163	不納欠損額	
307,099	507,269	472,115	収入額	飛騨県税
2,233	2,643	2,937	調定件数	
331,239	533,971	492,234	調定額	
45,703	119,966	112,631	収入未済額	
47,516	2,833	17,150	不納欠損額	
782,436	801,009	732,032	収入額	東濃県税
3,970	4,443	4,587	調定件数	
875,655	923,808	861,813	調定額	
27,181	51,272	39,692	収入未済額	
2,050	1,980	3,071	不納欠損額	
865,848	1,098,406	1,337,334	収入額	中濃県税
4,723	5,428	5,752	調定件数	
895,079	1,151,658	1,380,097	調定額	
56,708	56,325	68,622	収入未済額	
6,587	5,624	666	不納欠損額	
810,566	1,363,476	1,245,294	収入額	西濃県税
3,624	4,404	4,444	調定件数	
873,861	1,425,425	1,314,582	調定額	
184,538	184,751	190,874	収入未済額	
10,691	13,555	47,498	不納欠損額	
1,903,370	2,170,909	2,619,388	収入額	岐阜県税
8,838	9,998	10,574	調定件数	
2,098,599	2,369,215	2,857,760	調定額	
半成21年度	平成20年度	平成19年度	Я	×

## 外部監査の結果

ω

「不動産取得税のしおり」について

税が随時課税の税目であることから、税の公平性の見地には反してはいない。しかし り、県内で異なるタイミングで課税が実施されることになるが、これは、不動産取得 ず、県民に誤解を与えるおそれがある。 が多く周知されているところ、現状のしおりの記載は、課税の実態に合致しておら ながら、「不動産取得税のしおり」は公的なしおりであり、県民誰もが目にする機会 ルになっている県税事務所がある。そのため、県税事務所によって課税の時期が異な 間の課税・事務スケジュール上、初めから6ヶ月を超えて課税するようなスケジュー ととしている。ここで言う6ヶ月は、あくまでも課税時期の目安であることから、年 た場合、概ね原則として登記(取得)の 4 ヶ月 ~6 ヶ月後に納税通知書を送付するこ 「不動産取得税のしおり」平成 22 年度版によれば、既存家屋や土地を承継取得し

\mi

п

# 監査の結果(指摘)

月」はあくまでも課税の目安である旨を明記することが必要である。 「不動産取得税のしおり」上、不動産取得税は随時課税の税目であり、 냂 6

## 家屋評価の効率性

容が定められている。 県の家屋評価事務集約化実施要綱によれば、固定資産の評価に関して次のような内

等については税務課の家屋評価担当職員が評価を行うこととしている」 たもののうち、一棟当たりの延床面積が3,000㎡以上の非木造家屋、特定チェーン店 「新築家屋のうち延床面積が 500 ㎡以上の非木造家屋で市町村から評価依頼があっ

図ることを目的としたものである。 -部を家屋評価担当へ集約して行うことにより、家屋評価事務の適正化及び効率化を 延床面積 3,000 ㎡以上の大規模家屋、特定チェーン店等の取得の場合の評価の金額 これは、不動産取得税の賦課徴収に関する事務のうち家屋評価事務について、

験を有する税務課で実施し、特定チェーン店に関しては統一の評価により効率的かつ 的重要性、評価の困難性及び評価方法の類似性を考慮し、そのような場合に豊富な経 つきがある。平成 21 年度の西濃県税事務所では、予期せぬ人員の減少が生じたた 公平な評価を可能にする役割が税務課にあると考えられる しかしながら、次の表のように県税事務所間で税務課への依頼件数にかなりのばら

税務課分の比率が異常に高い結果となっている

# 【図表 2 - 23】市町村からの依頼件数

(単位:件)

区分	址	平成 19 年度	ХФ	k	平成 20 年度	ИФ	4	平成 21 年度	ИЩ
	全体	県税分	税務課分	全体	県税分	税務課分	全体	県税分	税務課分
岐阜県税事務所	151	132	19	97	81	16	75	55	20
西濃県税事務所	60	47	13	40	28	12	37	17	20
中濃県税事務所	110	91	19	80	69	11	53	47	6
東濃県税事務所	81	76	5	85	82	3	62	61	_
飛騨県税事務所	39	34	5	38	35	3	20	15	5
計	441	380	61	340	295	45	247	195	52

# 監査の結果(意見)

務所間の税務課への評価依頼件数割合(税務課への依頼件数/市町村からの依頼総件 が望ましい。 数)の平準化を図るべく、適正な人員の配置異動についても、臨機応変に対応すること し、臨機応変な対応により業務を実施した結果であると考えられる。今後は、各県税事 現状は、実際の評価実務の運用に当たり、急な人員の変動、評価のレベル等を考慮

#### 過分

設計となっているため、建築申請があるなど将来の住宅の建築が確実に認められない限 要件に合致すれば、また制度の設計上、 り、課税の公平上一旦は納税手続きを採らざるを得ない。 しかしながら、後々に軽減の 等、法制度上、土地を承継取得したあと一定の要件のもと、家屋等を土地の上に建築し れることになる。相当数の還付が生じているのが現状である 度の設計とはいえ、課税と還付のどちらも適正に行うには相当の時間とコストが費やさ た場合は、徴収した不動産取得税を一定額還付する法設計となっている。このような法 で、土地を取得した日から3年以内に、その土地の上に特例適用住宅が新築された場合 住宅用土地を取得したときの軽減として、例えば、新築住宅用の土地を取得した場合 税金の還付手続きを行わなければならない。制

# 監査の結果(意見)

制度の設計上、課税と還付の二度手間を回避することはできないため、手続きの緩和 現行の制度の改正を働きかけることが望まれる

## 納税通知書の送付

#### ž X

不動産取得税は、随時に賦課課税される税であるため、県において課税を決定した場合に、納税者に対して税額とその納期限を納税通知書により告知している。

そのため、不動産の取得から納税者に納税通知書が送付されるまでの期間が長引くと、その間は納税義務が生じないため、課税時期の公平性の点から、その通知の時期は非常に重要である。

新築家屋のうち、木造等の小規模な家屋については市町村によって評価され、固定資産課税台帳に登録された価格をもとに一括して電算処理をしているため、新築の翌年10月に一括して課税を行っている。これに対し、非木造等の大規模な家屋については、県において評価し価格を算出・決定するため、市町村における固定資産課税台帳の登録を待たずに課税が可能であることから、市町村評価分とは異なり、新築家屋ごとに随時課税を行っている。

課税をする場合には、県評価家屋は大規模で課税額も高額となるため、家屋の取得者に対し評価結果及び課税の説明を行ったうえで、説明後3ヶ月以内をおおよその目安として課税月を決定している。

しかし、なかには、納税者の諸々の事情を勘案して、おおよその目安である取得者への説明後3ヶ月を経過した月以降に課税月を決定し、納税通知書を送付しているケースがあった。

# 監査の結果(意見)

岐

県が評価を行う新築家屋に係る課税に当たっては、課税時期の公平性を保つため、同じ新築家屋である市町村評価家屋分とのバランスを考慮した課税時期を定める統一基準等を作成し、当該基準の定めにより納税通知書を送付することが望ましい。

### 保留地の整理

#### 找

税務課では、不動産取得税取扱通達集のなかで、保留地については、整理簿の作成を要求している。当該通達集では、「…資料を収集した場合については、取得事実を確認した都度保留地予定地等取得者整理簿を作成すること、当該保留地予定地等取得者整理簿は、土地区画整理事業の施行地区ごとに区分して作成し、土地区画整理法に基づく換地処分のあった日から5年間保存すること…」と取り決めている。

しかしながら、一部の県税事務所では、平成 17 年度以降整理簿は作成されていなかった。事実関係の認識・整理について、管理している担当者に変更がない場合などは、特に弊害は生じないかもしれないが、変更がある場合等事実関係、課税関係に問題が生

じる可能性がある。

# 監査の結果 (指摘)

どの県税事務所も通達に定められたルールを遵守することにより、例え担当者に変更があった場合などでも事実関係の誤認、引継不備を防止し、一定の品質レベルの業務を維持することが可能と考えられる。保留地の整理について、運用にあたっては、担当者が整理簿を適切に作成し、上司が承認することが必要である。

## 整理組合への対応

#### 井田田

整理組合が管理する保留地への対応ついて、地方税法第73条の8第1項では次のような旨が定められている。「…不動産取得税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、賦課徴収に関し直接関係があると認められる者に質問することができる…。」各県税事務所により、年間に一度直接整理組合に訪問する、照会する、書面、電話で問い合わせる等の方法に違いはあるものの、主に整理組合が保有する台帳を閲覧し、質問し、保有者等を写し取っているのが現状である。

しかしながら、例えば、誰がいつ整理組合に訪問し、整理組合の誰と対応したかなど、その訪問記録が残っていない。後日、質問した内容に関し整理組合に係る事実認識が不明確となる可能性がある。また、整理組合から資料を送付してもらうのみで現地には赴かないで対応している場合もある。

# 監査の結果(指摘)

まず、実態を確認する意味においても、整理組合に最低でも年間に一度は直接訪問することが必要と考えられる。さらに整理組合が保有する台帳を閲覧するのみならず、必ず質問も行うのが実情であるので、「不動産取得税調査書」の調査日、担当者印、摘要へのコメント等を記載し、事実認識の記録を明確に残すことが必要と考えられる。

#### 現地調査

#### 類

現地調査を実施する際に、原始取得者または建築業者から建築図面や工事請負契約書(以下、建築図面等)を受領する。その際、県側では事後的に建築図面等を返却したことを証明するため、借用書を発行し、建築図面等を返却する際に、借用書に先方の受領印を頂き建築図面等を返却する。しかし、建築図面等を返却する管理台帳が作成されていなかった。管理台帳を作成していない場合、建築図面等を先方に返却済みであるか否かは、個別に借用書の受領印の押印状況を確認しない限り判断できず、効率的な管

理が困難となる。

# 監査の結果(意見)

建築図面等の受払に関する管理台帳を作成し、建築図面等の入手した段階と建築図面等の返却段階で随時、建築図面等の受払に関する管理台帳に反映することによって適時適切な管理が可能となる。

# 不申告等に関する過料

#### Z X

本来不動産を取得した者は当該不動産取得の日から60日以内に不動産取得の事実その他不動産取得税の賦課徴収に関し申告し、又は報告しなければならない(法第73条の18第1項、条例第59条第1項》しかし、正当な事由なく申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対して3万円以下の過料を科する(法第73条の20、条例第50条の2、過去において申告がなかったとしても過料の実績はない。

不動産取得税は賦課課税であり、申告に基づく徴収を行っていない。仮に、申告を行っておらず市町村側で固定資産の取得を把握できなかった場合、徴収漏れとなり税を免れることとなると課税の公平性に反する可能性が想定される。

# 監査の結果(意見)

不申告による過料が存在することを納税義務者に知らしめることで、牽制機能の発揮による申告状況の改善や納税の活性化を期待することができる。これにより、県において今まで以上に固定資産の取得状況を正確に把握することができるようになり、不動産取得税の課税漏れの可能性を今まで以上に軽減させ、課税の公平性確保を高めることができると考えられる。

以上から、過料実施の有無を問わず、県でこれまで以上に制度の PK (「不動産取得税のしおり」、ホームページへの記載等)や市町村・住宅メーカーへの協力を働きかけることが望ましい。

### 事務連絡の徹底

#### 概要

平成8年3月12日付け事務連絡「不動産取得税調査書等の決裁区分について」において県評価分の原始取得の固定資産について本来課長決裁であることが通知されていたが、一部の県税事務所で10年以上に渡って当該通知が周知されていなかった。

事務連絡は各県税事務所間で処理の徹底・統一を図るため通知されたものであり、当

該事務連絡が通知されてから数年に渡って周知されていないことは通知の趣旨に反する こととなる。

# 監査の結果 (指摘)

今後は、通知通達等による処理の徹底・統一が図られるよう事務連絡の周知を図る必要がある。

# 過年度市町村評価分のシステムへの対応

#### 垂

市町村が評価を行った固定資産は取得事実を市町村からデータで入手し、市町村データから「不動産取得税」市町村評価分調査書」をシステムから出力し、調査及び賦課決定を行う。しかし、固定資産取得者が固定資産を取得したが、取得の届け出を行わず市町村側でも固定資産取得の事実把握が遅れ、県側への連絡が翌年度以降となる場合がある。過年度分の取得の事実は、システム上対応しておらず、「不動産取得税」市町村評価分調査書」をシステムから出力出来ない。そのため、市町村側では過年度の課税漏れとなっていた一覧を作成し県側に提出する作業が増え、県側では市町村から提出された一覧から賦課決定を手計算で行っている。そのため、通常の課税処理よりも多くの事務処理の手間と時間を要しており、効率的な課税が行えていない。

# 監査の結果(意見)

今後、システムの変更がある場合には過年度分の取得の事実を把握した固定資産についても、システム上対応できるように機能の追加を検討することが望ましい。

# 第5.自動車取得税

### . 自動車取得税の概要 自動車取得税の趣旨等

自動車取得税は、自動車の取得に対し、当該自動車の主たる定置場所在の道府県において当該自動車の取得者に課する道府県税である(法第113条第1項、条例第61条第1項) 自動車税取得税は、新車、中古車を問わず、地方税法に定めるすべての自動車の取得に対し、その取得の事実に担税力を認めて、その取得者に課税する流通税であるとともに道路損傷負担金的な性格をも併せ持っている。なお、平成21年度から道路整備のための目的税から、使い途に制限のない普通税に変更になった。

#### N 机 表 務 首

県内に主たる定置場のある自動車(道路運送車両法第3条《自動車の種別》に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車並びに同条の小型自動車及び軽自動車のうち二輪のもの(側車付二輪自動車を含む。)を除くもの。)を取得した人(割賦販売などで売主が自動車の所有権を留保している場合には、買主が自動車の取得者とみなされる。)である。

#### 納税額

軽自動車以外の自家用自動車	自動車の取得価	三の取得価額の5/100
軽自動車以外の営業用自動車	"	3 /100
軽自動車	"	3 /100

(注)自動車の取得価額には、自動車本体の価額のほか、ステレオ、エアコン等当該自 動車に付加して一体となっている物の価額を含む(法第113条第2項、条例第61 条第2項)

### 取得税の軽減化

平成21年4月1日以降に取得された排出ガス性能・燃費性能の優れた環境負荷の小さい 低燃費車・低公害車等については、次のような自動車取得税の軽減措置が受けられる。

#### 《新車》

### 低公害車特例

平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に取得された自動車(新車新規登録時に限 - ・

対象車種	車両総重量	排出ガス要件	然費要件	軽減後の税率
電気自動車	-	-		
天然ガス自動車	3.5t以下	車仰目「		
	3.5t超	平成17年排出ガス基準 値 + 10 % 以 上 低 減 (NOx)		
プラゲインハイブリッ ド自動車	-	「」自動車	平成22年度燃費基準 (ディー ゼルは平成17年度燃費基準) + 25% 達成車	
プラゲインハイブリッ ド自動車 ( バス・トラ	3.5t以下	「」自動車	平成22年度燃費基準(ディー ゼルは平成17年度燃費基準) + 25% 達成車	
	3.5t超	平成17年排出ガス規制 適合 + 10 % 以上低減 (NOxまたはPM)	平成27年度燃費基準達成車	非課税
ハイブリッド自動車 (バス・トラック以外 の自動車(乗用車))	-	「」自動車	平成22年度燃費基準 (ディ- t・ルは平成17年度燃費基準) + 25% 達成車	
ハイブリッド自動車 (バス・トラック)	3.5t以下	「」自動車	平成22年度燃費基準 (ディー ゼルは平成17年度燃費基準) + 25% 達成車	
	3.5t超	平成17年排出ガス規制 適合 + 10 % 以上低減 (NOxまたはPM)	平成27年度燃費基準達成車	
クリーンディーゼル乗 用車		平成21年自動車排出ガ ス規制適合車		

減(NOxまたは PM)

準達成車 平成 27 年度燃費基

税率の50%

自家用

2.50%

営業用 0.75%

営業用

1.50%

平成17年排出 ガス規制適合 + 10%以上低

平成 24年3月31日 平成 21 年 4 月 1 日

から

3.5t 超

 平成 21 年排出
 平成 27 年度燃費基

 ガス規制適合
 準達成車

税率の75%

自家用

1.25%

から 平成 24年3月 31日

2.5t 超 3.5t 以下 のバス・ トラック

平成 21 年排出 ガス規制適合

準達成車 平成 27 年度燃費基

税率の75%

自家用 1.25%

営業用 0.75%

平成22年4月1日

環境性能に優れたディーゼル車特例

取得時期

車両 総重量

排出ガス要件

燃費要件

軽減後の税率

1.50%

2.50%

0.75%

1.25%

1.50%

低公害車特例

営業用	軽減	⊞	ハベ・ドンダンで、自動車	
自家用	税率の 50%	平成 27 年度燃費基準達成	2.5t 超 3.6t 以下の	から 平成 24 年 3 月 31 日
営業用	軽減	⊞	「」」自動車	平成 22 年 4 月 1 日
自家用	税率の 75%	平成 27 年度燃費基準達成	2.5t 超3.5t 以下の	
営業用	軽減	半は十成 17 牛皮 / ※貝を 準 + 15%達成車		
10家用	税率の 50%	平成 22 年度(ディーゼル	]	平成 24 年 3 月 31 日
<b>営業用</b>	軽減	準+25%達成車	「 自動車	平成 21 年 4 月 1 日 から
自家用	税率の 75%	平成 22 年度(ディーゼル		
軽減後の税率	<b>華圣</b> 》	燃費要件	排出ガス要件	取得時期

2.50%

0.75%

1.25%

平成 21 年度から平成 23 年度までの間に取得された中古車

《中古車》 低公害車特例

	ゲラミク)	プラガインハイブリ		シボ自動車	プラガインハイブリ	◇窓と◇田野半	<b>日 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 </b>	龟刃臼剿牢	<b>制</b> 介 5	対象車種
3.5t 高	)  -  -	3.51 % 7	; <u>=</u> H			3.5t 超	3.5t 以下	,		車両総重量
(NOxまたはPM)	平成 17 年排出ガス規 割適合 + 10% N ト年減	一」日期中	<b>-</b>	一旦工作	다 작	平成17年排出ガス基準 値+10%以上低減 (NO×)	「」自動車	,		排出ガス要件
準達成車	平成 27 年度燃費基	17 年度燃費基準) + 25%達成車	平成 22 年度燃費基 準 ( ディーゼルは平成	17 年度燃費基準) + 25%達成車	平成 22 年度燃費基準(ディーゼルは平成			,		燃費要件
2.4%軽減	税率から	2.4%輕減	税率から	2.4%軽減	税率から	2.7%軽減	税率から	2.7%輕減	税率から	東至減?
営業用	自家用	<b>営業用</b>	自家用	营 業 用	自家用	音 業 用	自家用	営業用	自家用	軽減後の税率
0.6%	2.6%	0.6%	2.6%	0.6%	2.6%	0.3%	2.3%	0.3%	2.3%	

」自動車

トラック)

(2.5t超3.5t以下のバス・

取得価額から15万円を控除

平成 22 年 4 月 1 日

」自動車

平成27年度燃費基準達成車 (2.5t超3.5t以下のバス・ トラック)

取得価額から30万円を控除

平成24年3月31日

平成22年度(ディーゼル車 は平成17年度)燃費基準+

取得価額から15万円を控除

低燃費車特例 取得時期

排出ガス要件

燃費要件

控除額

平成22年度(ディーゼル車 は平成17年度)燃費基準 + 25%達成車

=	テ ム	ŦIX	<u> </u>	以 23 十 3 /	<u> 7 40 H</u>	( 44 )
		(バス・トラック)	ハイブリッド自動車		外の自動車(乗用 車))	ハイブリッド自動車 (パス・トラック以
	3. D.	o n+ + ##	3.3EX	3 <del>2</del> <del>1</del>		
	前週日キ10%以上1kk 減(NOxまたはPM)	平成17年排出ガス規		7		7
			日劉年		平 <sub>5</sub> 自動車 <sup>準</sup> 17	
	達成車	平成27年度燃費基準	17 年度燃費基準) + 25%達成車	平成 22 年度燃費基 準 ( ディーゼルは平成	平成 22 年度燃費基準 (ディーゼ III は平成 17 年度燃費基準 ) + 25%達成車	
	軽減	税率か	税率か ら2.7% 軽減		で 一 6%	税率か
	ら 業 用	自家用	ら 業 用	自家用	営 業 用	自家用
	0.3%	2.3%	0.3%	2.3%	1.4%	3.4%

# 環境性能に優れたディーゼル車(トラック・バス特例)

取得時期	車両総重量	排出ガス要件	燃費要件	軽減後の税率	)税率	
平成 21 年 4 月 1 日				1x	自家用 3.0%	
から 平成22年 9 月30日	3.5t超			祝率から2.0% 軽減	営業用	1.0%
三、五	12t以下	平成21年排出ガス規	平成27年度燃費		自家用	4.0%
から 平成23年 8 月31日		制(水人下新長期規制)適合	基準達成車	1.1.4 <u>4.5.</u> 7 1 0 0 7 年2 15.15.1	営業用 2.0%	N
平成 22 年 4 月 1 日	2.5t超			光年から1.0%時治	自家用	4.0%
ルら 平成22年 8 月31日	3.5t以下 12t超				営業用	2.0%

# クリーンディーゼル乗用車特例

取得時期	区分	-181	軽減後の税率	
平成22年4月1日から	平成21年自動車排出ガス規制	## <del>                                    </del>	自家用	4.5%
平成22年8月31日	(ポスト新長期規制)に適合	<b>が</b> 年 / 1、5 0 : 3 70 ₹至 / 収	営業用	2.5%
出せら田路丁しこと				

# 表甲の用語について

7	7
」自動車	」自動車
平成17年度排出ガス規制値より50%以上有害物質の排出を低減させた自動車	平成17年度排出ガス規制値より75%以上有害物質の排出を低減させた自動車

# 自動車取得税の減免

県では次の理由に該当するときに、自動車取得税の減免を行っている。

災害により自動車に被害を受けたために、それに代わる自動車を3ヶ月以内に取得 したとき

取得した自動車が一定の障害区分の等級数以上の身体障害者又は精神障害者のために利用されるとき

## 免税点と非課税等

国、非課税独立法人、都道府県、市町村等の取得

次の場合には自動車取得税は課税されない(法第115条第1項・第2項・第3項、120条

126条、条例第64条、70条 》

取得価額が50万円以下の場合

自動車販売業者などから取得した自動車で、その性能が良好でないなどの理由で、

相続による取得の場合 月賦完済などにより、所有権が売主から買主に移転した場合 法人の合併や分割による取得の場合 取得の日から1ヶ月以内に返還した場合

# 2.岐阜県における状況

れる税収は県の貴重な財源である。 っている。自動車は県民の生活に欠かせない存在となっていると同時に、自動車から得ら 自動車登録保有台数全国上位20位及び人口比全国上位10位は以下のとおりである。 岐阜県は自動車登録保有台数において全国順位16位となっており、人口比では8位とな

【図表) 24】自動車容線保有台数全国上位20位(平成21年3月末現在)

ドイ 計 計 計	<b>₽</b>	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	ω	2	1	順位
	<u>+</u>	E E	福島	宮城	栃木	岐阜	群馬	新潟	広島	長野	茨城	静岡	兵庫	福岡	千葉	北海道	大阪	埼玉	神奈川	東京	愛知	都道府県名
43,124,430	10 121 150	797,034	938,911	988,643	1,090,985	1,034,076	1,086,736	1,022,704	1,046,385	1,016,087	1,627,166	1,711,123	1,862,433	1,931,108	2,410,052	2,569,439	2,494,065	2,710,275	2,904,078	3,335,039	3,422,647	登録車
1,000,004	1 505 304	21,735	23,027	26,233	33,314	22,540	31,902	27,014	29,437	31,998	43,868	56,302	59,158	63,437	71,267	51,529	88,551	89,474	119,923	177,047	94,500	小型二輪
30,023,734	50 620 751	818,769	961,938	1,014,876	1,124,299	1,056,616	1,118,638	1,049,718	1,075,822	1,048,085	1,671,034	1,767,425	1,921,591	1,994,545	2,481,319	2,620,968	2,582,616	2,799,749	3,024,001	3,512,086	3,517,147	뽜
20,170,700	28 170 788	660,927	603,270	551,833	519,679	602,133	609,891	756,208	755,138	802,320	780,651	1,045,700	1,035,305	1,194,494	977,056	1,032,759	1,155,890	1,109,383	953,091	1,006,881	1,434,699	軽自動車 台数
70,000,342	78 800 5/2	1,479,696	1,565,208	1,566,709	1,643,978	1,658,749	1,728,529	1,805,926	1,830,960	1,850,405	2,451,685	2,813,125	2,956,896	3,189,039	3,458,375	3,653,727	3,738,506	3,909,132	3,977,092	4,518,967	4,951,846	☆計

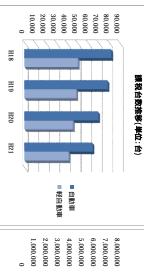
【図表2-25】人口比全国上位10位(平成21年3月末現在)

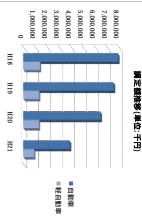
5	4	3	2	1	順位
栃木	茨城	<b>上</b>	長野	群馬	都道府県名
1.222	1.209	1.197	1.169	1.162	1台当たり人口
10	9	8	7	6	順位
三重	福井	岐阜	計	宮崎	都道府県名
1.276	1.261	1.260	1.252	1.247	1台当たり人口

全国平均 < 1.622 >

岐阜県における最近の自動車取得税の収入額の状況は次のとおりである。

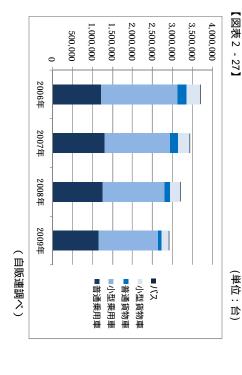
図表図決	図表 2 - 26】	】自動車取得税の賦課・徴収状況の推移	(得税の賦	課・徴収 対前年度比	状況の推 <sup>19</sup>	対前年度比	(単位 <sup>20</sup> 対前	台数 前年度比	台、金額
		課税台数	71,669	92.7	68,436	95.5	55,583	85.6	55,749
	自動車	一台当たりの	25.C C	108 1	2 228	9 66	2 269	101.8	
Ħ		課税標準額	2,23/	106.1	2,220	99.0	2,209	101.6	
刺早		課税台数	46,620	106.6	44,921	96.4	41,930	93.3	38,202
	軽自動車	一台当たりの	o a	110 6	920	98.3	971	105 5	1 024
		課税標準額	900	110.6	920	90.3	3/1	100.0	
		課税台数	10,421	97.4	10,179	97.7	11,143	109.5	8,593
	自動車	一台当たりの	2	à	2				
<del>]</del> <del> </del>		課税標準額	93/	103.9	959	102.3	900	100.9	
1		課税台数	3,889	116.0	4,112	105.5	3,935	95.7	3,505
	軽自動車	一台当たりの	SCS	116 7	500	9 30	550	1100	
		課税標準額	020	110.7	500	90.0	550	110.0	
		自動車	82,090	93.3	78,615	95.8	69,726	88.7	64,342
Πħ	<b>企数</b>	軽自動車	50,519	107.3	49,033	97.1	45,865	93.5	41,707
		酔	132,609	98.2	127,648	96.3	115,591	90.6	106,049
		自動車	7,927,258	99.7	7,555,001	95.3	6,444,792	85.3	3,879,053
DIII-	調定額	軽自動車	1,360,177	116.8	1,290,285	94.9	1,273,482	98.7	879,132
		中	9.287.435	101.9	8.845.286	95.2	7.718.274	87.3	4.758.185





も毎年減少しており、岐阜県も例外でないことがわかる る。以下の【図表2-29】に示したように、全国累計での新車販売台数(登録)において 平成18年度から平成21年度まで、課税台数及び調定額は右肩下がりであることがわか

響により、同年度の調定額は50億円を下回っている 新車販売台数の減少に加え、平成21年度からいわゆる「エコカー減税」が導入された影



次に、自動車取得税の減免台数及び減免金額の推移は以下のとおりである。

図表 2 - 28】	】自動車取得税	兑の減免台数及	!び減免金額の	推移 (単位	台数:台、	金額:千円)
年度	課税台数	減免台数	台数比率	課税金額	減免金額	金額比率
	(A)	(B)	(B) / (A)	(C)	( <b>D</b> )	(D)/(C)
17	131,671	3,410	2.6	9,112	300	3.3
18	132,810	3,156	2.4	9,587	295	3.1
19	127,851	3,292	2.6	9,155	305	3.3
20	115,374	2,827	2.5	7,918	228	2.9
21	115,987	2,635	2.3	4,883	144	2.9

岐

阜

県

障がい者の方に対する自動車取得税の減免については、県の定めた「減免を受けられる方の範囲」に該当し、さらに「減免の対象となる自動車」の要件を満たす場合には、申請によって300万円に自動車取得税の税率を乗じて得た額(税率 5 %の場合は税額15万円、税率 3 %の場合は税額 9 万円)を限度として減免している。

# 3 . 外部監査の結果

付加物に係る取得税について

要期

地方税法第122条に基づく自動車取得税の申告については、本来ならば納税義務者において申告すべきところであるが、その多くは自動車販売業者が代理で行っている。このため、岐阜県は自動車販売業者に対して、適正な申告指導を図ることを目的として、地方税法第116条及び岐阜県税事務処理規程第114条の規定に基づき、自動車の付加物(地方税法施行令第42条に規定するもの)に関する申告状況の訪問調査を行っている。

# 監査の結果(意見)

申告状況の調査結果は以下に示したとおり、平成21年度は、全調査数の71.3%において修正申告され、また、平成22年度は、全調査数の21.5%において修正申告されている。修正申告の割合は低下しているものの、依然として高い。

# 【図表 2 - 29】自動車付加物申告調査経歴

平成21	1年度	平成22年	2年度
調査数	157	調査数	205
修正数	112	修正数	44
修正割合	71.3%	修正割合	21.5%
修正全額円)	007 696	修正全額(円)	45 500

このような現状を踏まえ、今後も引き続き、申告状況の訪問調査を継続して行うことが必要と考えられるが、修正割合がより一層低下してくる場合には、その修正申告金額が少額であること等を踏まえ、費用対効果の観点から訪問調査数を限定することも考えられる。その場合には、付加物の捉え方が自動車販売業者によって異なることがないよう、岐阜県全体の自動車販売業者に対して、訪問調査に代わる指導活動や啓蒙活動を実施していくことが望まれる。

#### 第6. 自動車税

#### . 自動車税の概要 自動車税の趣旨等

する税金である。 ともに、道路を使用することに対して、その整備費などを負担してもらうという性格も有 自動車税は、自動車という財産に対してその所有者に課税される財産税の一種であると

#### 納税義務者

県内に主たる定置場のある自動車の所有者

割賦販売などで売主が自動車の所有権を留保している場合は、買主が自動車の所有者 とみなす。

## 自動車税額一覧

おりである。	自動車の種類、	約稅額
	用淚	
	排気量などによって税率が定められており、	
	主なものは、次の	
	汝のと	

	ひらん	_			I				<b>₩</b> 3	11 VIII					
く ボン超 8ト 最大積載量が8トンを超える イトンごとの加算額				最大積載量 11ン以下	6	4	4	3			2,	1		総排気量 1.	×
/ 7トン超 8トン以下 が8トンを超える 算額	3トン超 4トン以下 4トン超 5トン以下	2トン超 3トン以下	11ン超 21ン以下	トン以下	6,000cc超~	4,500cc超 6,000cc以下	4,000cc超 4,500cc以下	3,500cc超 4,000cc以下	3,000cc超 3,500cc以下	2,500cc超 3,000cc以下	2,000 cc超 2,500 cc以下	1,500cc超 2,000cc以下	1,000cc超 1,500cc以下	1,000㎝以下	分
\$ 40,500円 6,300円	20,500円 25,500円	16,000円	11,500円	8,000円	111,000円	88,000円	76,500円	66,500円	58,000円	51,000円	45,000円	39,500円	34,500円	29,500円	自家用
29,500円	15,000円	12,000円	9,000円	6,500円	40,700円	27,200円	23,600円	20,500円	17,900円	15,700円	13,800円	9,500円	8,500円	7,500円	営 業 用

#### 賦課徴収

#### 賦課期日

自動車税の賦課期日は4月1日午前0時である。

賦課期日後における納税義務の発生及び消滅

次のとおりである。 年度の途中で新規登録、抹消登録(廃車)、移転登録(名義変更)した場合の取扱いは

## 新規登録した場合

新規登録した月の翌月から月割りで課税する

抹消登録(廃車)した場合 抹消登録(廃車)した月まで月割りで課税する。納付された自動車税は、月割り

# 移転登録(名義変更)した場合

計算により還付される。

の所有者にその年度の1年分が課税される。ただし、前所有者が非課税等によ 当該年度の末日に所有者の変更があったものとみなし、賦課期日午前 0 時現在 り課税されていない場合は、新所有者に移転登録した月の翌月から月割りで課

#### 納税方法

税される。

での納付方法に加え、平成21年度からクレジットカードによるネット納付が可能となっ 岐阜県では、金融機関窓口や平成19年度から本格導入しているコンビニエンスストア

### グリーソ代税制

て、自動車税の税額を軽くしたり、重くしたりする「自動車税のグリーン化」を実施して 環境に優しい自動車の普及を図るため、自動車の排出ガスの環境への負担の程度に応じ

#### 税率の軽減

具体的な内容は下表のとおりであるが、主な内容は次のとおりである。

成22年度燃費基準 + 25%達成車」の自動車だけが対象となる 低排出ガス認定車( )でかつ低燃費自動車のうち、燃費基準について「平

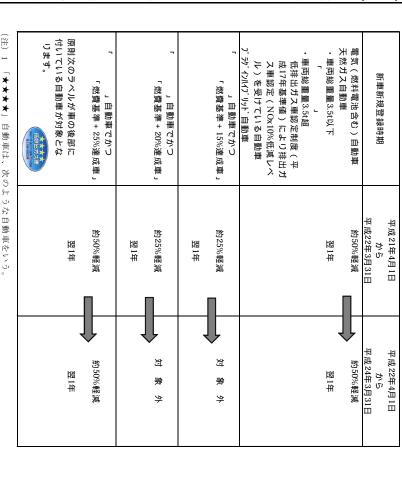
度1年間分の自動車税を軽減する。 平成22・23年度 (H22.4.1~H24.3.31) に新車新規登録した自動車について、翌年 (注) 1

低燃費自動車は、次のような自動車をい ガソリン車、LPG車:平成22年度燃費基準

ディーゼル車:平成17年度燃費基準

- 記燃費基準を+25% 以上達成している自動車(平成22年4月より)

「★★★★」:平成17年基準値より有害物質を75%以上低減させた低排出ガス車



税率の重課

次の自動車については、平成22年度以降自動車税が約10%高くなる。 初度登録から13年を超えるガソリン車又はLPG車(平成9年3月以前の登録) 初度登録から11年を超えるディーゼル車(平成11年3月以前の登録)

グリーン化税額の影響

(単位 台数:台、金額:円)

178,205,000	312,315,000	23,560	490,520,000	157,198	21
-329,965,000	663,244,000	28,960	333,279,000	110,925	20
37,149,000	388,200,000	28,936	425,349,000	137,570	19
-322,616,000	712,132,000	45,240	389,516,000	127,274	18
-139,211,000	481,133,000	37,256	341,922,000	113,199	17
影響額(A) - (B)	軽課税金額(B)	軽課税台数	重課税金額(A)	重課税台数	年度

#### 減免制度

の他、身体や精神に一定の基準に該当する障害がある者が所有する自動車について自動 車税が減免される。申請の期間は、毎年3月1日から5月31日(自動車税の納期限) までとなっている。 岐阜県では、天災等による減免、公的医療機関の所有による減免、 公益等による減免

自動車税 (定期賦課時)の減免台数及び減免金額の推移 (単位 台数:台、 金額:百万円))

Ĥ	小井田田田	近々く考(ロ)	(V)/(G) 45-41-416-77	小井田神田へ紹(こ)	温 (1) (1)	(2) (1) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4
阿井	正期賦課台数(A)	減免旨数(B)	台数比率(B)/(A)	正期賦課金額(C)	減免金額(リ)	<b> </b>
18	1,070,641	31,282	2.9%	36,663	1,257	3.4%
19	1,062,160	31,950	3.0%	36,677	1,294	3.5%
20	1,042,089	33,503	3.2%	36,048	1,283	3.6%
21	1,019,289	33,603	3.3%	35,342	1,290	3.7%
22	1,003,377	33,915	3.4%	34,350	1,283	3.7%

## 2.岐阜県における状況 自動車税課税状況

自動車税の課税台数と調定額は以下のとおりである。

【図表2-30】定期賦課台数と調定額の推移

<u>Z</u>	$\mathfrak{X}$	Ē	Z	$\mathcal{E}$	1	S S	1	2	7	<u>ې</u>	-	10	5	200	年度		
定期賦課調定額:課税免除、減免、	年度増減額の減額要因:抹消登録、	年度増減額の増額要因:新規登録、	定期賦課台数上段(	定期賦課台数:課稅免除、	1,003,377	(1,011,105)	1,019,289	(1,026,972)	1,042,089	(1,049,952)	1,062,160	(1,070,146)	1,070,641	(1,078,742)	20	(登録台数) 定期賦課台数	定期賦課
	<b>ē因:抹消登録、減免、</b>	<b>ē因:新規登録、減免取消、</b>	〔登録台数 ):定期賦記	党免除、減免、課税保留、	36,443,103,800		37,507,059,700		38,151,440,700		39,012,251,900		39,058,422,900		迅	調定額	<b>武</b> 課
課税保留、除却車を含む。	、課税保留、除却など。	取消、課税保留取消など。	定期賦課台数上段 ( 登録台数 ) : 定期賦課台数に非課税車を含む。	留、除却車を含む。			-2,637,671,864		-2,753,703,800		-1,099,688,991		-2,807,412,500		迅	年岌増減額	<u> </u>
	16	ŗ,	Ġ.				34,869,387,836		35,397,736,900		37,912,562,909		36,251,010,400		田	年度未調定額	
						_			_		_		_				

調定額・収入額・収入未済額の概況 自動車税の最近4年間の調定額、徴収率、収入未済額に関する推移は以下のとおりであ

		年度	18		19		20		1.2	
?			(件数)	対前年	(件数)	対前年	(件数)	対前年	(件数)	対前年
總體	<b>===</b>	定額	(1,142,794)	08 80	(1,129,543)	99 7	(1,106,609)	07.8	(1,079,230)	97.6
듓	×	入額	(1,081,073)	98 80	(1,072,575)	100.0	(1,060,575)	98 8	(1,038,017)	98.0
K	営	欠 損 額	(9,560) 200,708		(5,931) 184,092		(5,227) 158.079		(3,986) 123,672	
χh	×χ	未済額	(52,161) 1 816 691	99 0	(51,037) 1 696 004	93 4	(40,807) 1 339 781	0 62	(37,227) 1 218 784	.6
計徴	<u> </u>	収率	94.7		95.0		96.0		96.3	
	<b>==</b>	定額	(1,087,005) 36,251,010	98.9	(1,075,365) 36,148,190	99.7	(1,056,242) 35,441,656	98.0	(1,038,892) 34,903,207	98
Δh	X	入額	(1,066,900) 35,518,031	98.8	(1,057,285) 35,484,400	99.9	(1,043,403) 34,983,229	9.86	(1,026,872) 34,479,355	
اید	光密	欠 損 額	(23) 289		(31) 427		(15) 228		(30) 632	
딮	<b>∀</b> ×	未済額	(20,082)	100 0	(18,049)	90 A	(12,824)	60 1	(11,990)	00 /
年徴	ÇQ#	収率	98.0	00.0	98.2	c.	98.7	00.	98.8	
樂	OH)	定額	(55,789) 1,782,084	97.4	(54,178) 1,764,373	99.0	(50,367) 1,654,413	93.8	(40,338) 1,307,802	79.0
듓	×	入額	(14,173) 497 664	96 4	(15,290) 548,067	110 1	(17,172) 614 980	112.2	(11,145) 389 198	63.3
K	党	欠 損 額	(9,537) 200,419		(5,900) 183,665		(5,212) 157,851		(3,956) 123,040	
Ω		未済額	(32,079) 1.084.001	97.8	(32,988) 1.032.641	95.3	(27,983) 881,583	85.4	(25,237) 795,563	90.2
越後	<b>E</b>	収率	27.9		31.1		37.2		29.8	
			収入状況(総額)				収入状況 (現年)	(現年)		
38,000,000	38,000,000	1			9	000,000,000	ļ		98.80	9
371	37,500,000		X		95 86	35.500,000		X	98.90	-
362	36,000,000	Ī		/	88	25,000,000		Χ,	98.40	-
354	35,500,000	1	\ }	/	00,000	34,000,000	\	,	98.20	-
344	34,500,000				94.50	34,500,000	1		98.00	-
341	34,000,000				94.00	34,000,000			97.80	-
331	33,000,000				93.50	33,500,000		-	97.60	-
		± 8 H 8	H19   H20     M12前   -■	H21			H18 H19 → 脚定額 -	₩収入額	H21	
			収入状況(繰越)							
1.5	1,800,000	1			35.00 (%)					
<u>.</u>	1,600,000		\	/	30.00					
: =	1,400,000	1			25.00					
5 5	1,200,000				20.00					
_ ;	800,000				15.00					
_	600,000	7	<u> </u>		10.00					
	400,000	,			500					
	200,000				000					
					0.00					

岐

効率の良い軽自動車への乗り換えや、若年層の自動車離れが原因であることが予想され 額が毎年度減少傾向にあることがわかる。これは、燃料であるガソリンの高騰により燃費 上記データから、平成18年度から平成21年度にかけて、定期課税台数及び現年分の調定

98.0%であった徴収率が、平成19年度98.2%、平成20年度98.7%、平成21年度98.8%と毎 年度、右肩上がりなのが読み取れる。 度では96.3%と1.6ポイント上昇している。現年課税分についても、平成18年度では 徴収率に着目すると、総額ベースで平成18年度では徴収率が94.7%であったが平成21年

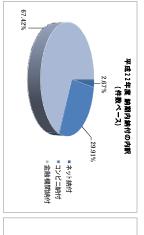
での窓口による納付に加え、24時間利用できるコンビニエンスストアでの納付、クレジッ い環境づくりに努めるとともに納期内納付の徹底と徴収対策の強化による成果が表れてい トカードを利用したネット納付といった納税手段の多様化があり、納税者が納税をしやす このように徴収率が上昇している背景には、先に述べたように、岐阜県では、金融機関

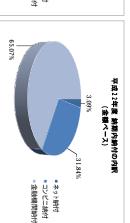
以下の表は、納期内納付における納税手段別での納税件数及びその金額である

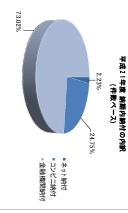
【図表2-32】納期内納付とその納税手段

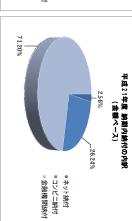
(単位:千円)

						п	谘	뮆		
同上利用率	金融機関納付	同上利用率	コンパコ第合	同上利用率	ネット納付	/ 納付率	納付内納付の状況	課税の状況	240 F 3 R 3 R 3 I 3	%+ #B + %+ /+
67.4%	478,420	29.9%	212,212	2.7%	18,970	76.6%	709,602	926,143	件数	平成22年度
65.1%	16,101,301	31.8%	7,879,790	3.1%	764,762	73.8%	24,745,853	33,523,412	税額	2年度
73.0%	519,494	24.8%	176,079	2.2%	15,830	74.3%	711,403	957,335	件数	平成21年度
71.2%	17,914,589	26.2%	6,603,438	2.6%	644,272	72.8%	25,162,299	34,571,501	税額	1年度
77.9%	538,178	22.1%	152,892			70.5%	691,070	980,304	件数	平成2
76.4%	18,446,090	23.6%	5,703,390			68.7%	24,149,480	35,145,514	税額	平成20年度







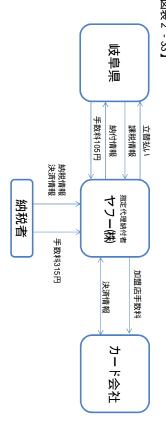


が可能となり、納税者の利便性が向上する制度である で、クレジット納付の申込み期間中は、金融機関等へ出向くことなく終日申込みし、納付 クレジット納付は、クレジット会社と納税者の契約により立替え納税がなされるもの

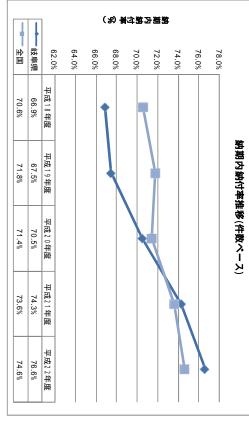
を支払いたいが資金が無いために納付が遅れていた納税者にとっては、納期限までに納付 が可能となる利点もある。 納税者とクレジット会社との契約によっては、納税者は分割支払いも可能となり、税金

制度の仕組みを図示すると以下のとおりである。

【図表2-33】



【図表 2 - 34】納期内納付率の推移



岐阜県は、平成20年度までは納期内納付率が全国平均以下であったが、企業への納期内納付の協力に関する働きかけや徴収対策の強化、また、新たにクレジットカードを利用したネット納付の導入などにより平成21年度から全国平均を上回っている。

マット納付は現在、納期限内での利用しかできないが、平成22年度において利用率はネット納付は現在、納期限内での利用しかできないが、平成22年度において利用率は2.7%と前年比で0.5ポイント上回っており、納税者に浸透しつつある。ヤフー㈱へ手数料総額420円のうち、岐阜県が105円を負担しているが、納期内納付の改善に一定の効果が出ているため、今後もクレジットカードによる納付を継続して県民にPRし、納期内納付率の向上に取組んでもらいたい。

# 3.外部監査の結果 納税通知書の封入作業について 無悪

現在、納税通知書の封入作業に関しては、事務負担が多大であることから外部委託を行っている。平成22年度における自動車税納税通知書のデータ件数及び発送件数は次のとおりである。

【図表 2 - 35】納税通知書の発送件数

(単位:円)

6,375,400	(6)	1,702,083,600	58,760 (1,163)	1,708,459,000	59,009 (1,169)	15~通
518,400	(1)	69,543,800	2,338 (167)	70,062,200	2.352	14通
261,200	(1)	82,503,000	2,730 (210)	82,764,200	2,743	13通
778,100	(2)	75,270,700	2,496 (208)	76,048,800	2,520 (210)	12通
762,100	(3)	91,046,000	3,113	91,808,100	3,146 (286)	11通
745,000	(2)	101,310,500	3,450	102,055,500	3,470	10通
320,600	(1)	129,050,600	4,257	129,371,200	4,266	9通
623,400	(4)	143,805,800	4,752	144,429,200	4,784	8通
1,054,600	(5)	183,788,900	6,167	184,843,500	(886)	7通
2,094,600	72 (12)	224,798,800	7,482 (1,247)	226,893,400	7,554	6通
2,385,500	(18)	311,336,900	10,135 (2,027)	313,722,400	10.225	5通
3,809,100	(34)	532,200,400	16,816 (4,204)	536,009,500	16,952 (4,238)	4通
11,926,000	384 (128)	1,372,656,700	40,314 (13,438)	1,384,582,700	40,698 (13,566)	3通
50,331,100	1,486 (743)	4,826,337,600	134,780 (67,390)	4,876,668,700	136,266 (68,133)	2通
434,916,400	11,437 (11,437)	23,509,540,600	623,568 (623,568)	23,944,457,000	635,005 (635,005)	1通
金額	データ件数 (通数)	金額	データ件数 (通数)	金額	データ件数 (通数)	通数別
磁振楼田(B)	幸 当 如 一	一般用(A)	3.0k —	)+ (B)	全休(A)+(B	

平成22年度定期納税通知書の作成検査(1回目)として、自動車税事務所の担当者が委託業者へ赴き、 データの引渡件数と受け入れ件数が一致しているか、 各種帳票(定期納税通知書(一般分) 定期納税通知書(口座振替分) 口座振替用納付書、郵便振込取扱票、大口保有一覧表、窓開き封筒1、2・角一封筒)が仕様書のとおり印刷されているか、という観点につき検査を行っている。検査の結果、重大なエラーは発見されなかった。 の検査については以下のようにサンブルを抽出し、検査を行っている。

# 【図表2-36】定期納税通知書の作成検査(1回目)

<一般納税通知書>	
岐阜県内分	岐阜県外分
・郵便番号上3桁500のもの50枚	断角来记为罗明龙公一人一是治疗100岁
・郵便番号上5桁501-02のもの50枚	野民国 5 名弁原 CノードO、取が301004X
<口座振替用八ガキ>	
郵便番号を昇順でソートし、最初の50枚	'ートし、最初の50枚
<口座振替用納付書>	
郵便番号を昇順でソートし、最初の50枚	'ートし、最初の50枚
<郵便局用払込取扱票>	
郵便番号を昇順でソ	郵便番号を昇順でソートし、最初の50枚
<口座振替用納付書送付兼口座振替報告書>	
最初の1件分	11件分
<自動車保有一覧表>	
最初の1件分	11件分

また、第2回目の検査内容として、開封検査を以下のとおり行っている

# 定期納税通知書の作成検査(2回目)

<県内>	V		< 県外 (東海4県内) >
_	封入3枚	1件(一般)	
		1件(口振ハガキ)	
2	2 封入7枚	1件(一般)	1 #4 \ 2*ti
		1件(口振ハガキ)	XL2\\EX
ω	3 封入10枚	1件(一般)	
		1件(口振ハガキ)	
4	4 角一封筒13枚	1件(一般)	<県外(東海4県外)>
		1件(口振ハガキ)	1 封入2枚
σı	5 角一封筒15枚	1件(一般)	2 封入6枚
		1件(口振ハガキ)	3 封入7枚
6	6 ゆうパック簡易書留便	1件(銀行送付用のもの)	4 角一封筒14枚
			5 由 4 4 4 4 5 4 5

# 監査の結果(意見)

委託業者が県の仕様に従い依頼のとおりに作業を行っているかどうか検証している点は評価できる。ただし、約90万件の課税内容を誤りなく正しく通知しなければならないため、担当者の異動等によって検査レベルが低下しないように、これまでの実績を踏まえ、年度ごとの税制改正や様式変更等に応じた検査計画等を策定するなどにより、検査精度の向上を図ることが望ましい。

# 督促状・差押予告書の発送について

#### 魏姆

岐阜県税条例本法附則第3条の3において、納期限後20日以内に督促状を発送するように求められている。平成22年度は7月12日に発送している。

最近6年間における督促状の発送件数及び滞納整理票の作成枚数は次のとおりであっ

【図表 2 - 37】督促状・滞納整理票作成状況

21	20	19	18	17	16		年度
969,644	992,520	1,003,985	1,010,612	1,010,333	1,007,976	弁	納税通知書送付件数 A
163,595	155,284	160,817	170,797	171,639	177,090	件	督促状発付件数 B
16.87	15.65	16.02	16.90	16.99	17.57	%	督促状発付率 B/A
38,321	59,956	61,734	68,667	73,376	72,991	弁	滞納整理票作成枚数 C
3.95	6.04	6.15	6.79	7.26	7.24	%	滞納整理票作成率 C/A

また、条例等で明文化されていないが、平成21年度は、差押処分を行う旨の催告状(差押予告書)を8月に1回送付している。なお、平成20年度は8月と11月に催告状を送付したが、平成21年度は送付回数を1回とし、郵送料などのコスト削減を図った

( 送付件数 平成20年度 8月:73,250件(現年) 11月:82,554件(現年+ 滞繰) 平成21年度 8月:103,498件(現年+滞繰))

が、徴収率は上昇している。

【図表2-38】差押予告書の発送件数

446		2,938	3,384	金額(百万円)
9,562		61,090	70,652	滞納者数(人)
10,462		93,036	103,498	件数(件)
(H21 H22)	増減(H21	平成22年度	平成21年度	差押予告書

# 監査の結果(意見)

納税手段の拡大や納期内納付のPR促進等により、督促状及び差押予告書の発送件数及び金額は減少している。しかしながら依然として、督促状の発送件数は15万件を超え、差押予告書についても9万件を超えている。督促状、差押予告書それぞれの発送につき80円程度の郵便料金が徴収コストとして、県の財源から支払われている。また、当該経費の平成22年度実績は、封入作業に係る外部委託料金と郵送料金と合わせて16百万円程度である

現在、岐阜県においては、「督促手数料」を徴収する規定はなく、このような督促手

徴収コストを費やすことは、納税意欲の低下をもたらしかねない 数料を県が負担している。また、延滞金についても1,000円未満は賦課されない。納税者の多 くは納期限内に納付を行っているにもかかわらず、一部の滞納者のために県の貴重な財源から

修などの必要性等も含め、総合的な費用対効果を勘案し検討する必要がある。 県の条例を改正して延滞金をも含めた督促手数料を徴収することについて、税務システム改

# 第7.軽油引取税

# 1 . 軽油引取税の概要

軽油引取税の定義

準として課税を行う。 軽油引取税は、都道府県が課税する「県税」であり、軽油の引取りに対し、量を基

# また、特別徴収を原則とし、申告により納入される

課税要件

納税義務者…当該引取りを行う者 課税客体…特約業者又は元売業者からの軽油の引取りで現実の納入を伴うもの

課税権者…当該軽油の納入地所在の道府県

税率…1キロリットルにつき、3万2千百円

元売業者 (総務大臣の認可)

♡ 軽油を製造することを業とする者

(イ) 軽油を輸入することを業とする者 国内軽油の流通の出発点

(ウ) 軽油を販売することを業とする者\_

特約業者(都道府県知事の指定 元売との販売契約に基づき、継続的に軽油の供給を受け、販売することを業

とする者

石油製品販売業者

元売、特約以外の石油製品の販売業者

申告・納税方法

の13 》 ただし、法第144条の2第3項から第6項まで、または法第144条の3の規定に 付の方法によるものとする。 よって軽油引取税を課する場合その他特別の必要がある場合における徴収は、申告納 軽油引取税の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない(法第144条

## 【特別徴収制度】

制度。軽油引取税の特別徴収義務者は、元売または特約業者。 特別徴収義務者が、納税義務者から税を徴収し、納税義務者にかわって、申告する

軽油の現実の納入を伴う納入を行う際に、徴収する。

#### N 12 C PS

輸出または二重課税の排除のための課税免除

- 軽油の引取りで本邦からの輸出として行われたもの
- (イ) 既に軽油引取税を課された軽油に係る引取り

用途による課税免除等=免税証に関わること

#### 张干

- 道路の使用に直接関連しない
- 生産費中に占める軽油の消費額が比較的高率
- 他の石油製品と代替が困難
- 免税手続きが簡単で脱税防止が容易
- その業種が他に道路の使用に関連する用途に流用できないこと
- 課税庁側にとって過重な負担とならないこと

### 用途による免除

軽油は、原則課税である。しかし、ある一定の条件を満たした用途は、政策的な見地か課税免除される。

運用にあたっては、法令の拡大解釈等をせず、厳格に行われなければならない。 免税軽油使用者証の交付

免税軽油を使おうとする場合、まず免税軽油使用者証の交付を受けなければならない.

この申請により、条件に一致している用途か、適格者か、機械は良いかなどが審査される。

### 免税証の交付

免税軽油使用者証を提示して、免税証の交付を受ける。

免税証の交付については、その申請数量が適正かどうか審査される

## 免税軽油の引取り

**免税軽油使用者は、免税証を石油製品販売業者に提示して、免税価格にて軽油を購入できる。** 

免税軽油使用者に課せられる義務と禁止事項

免税軽油使用者は、免税軽油の引取、免税軽油の日ごとの使用などに関して、 帳簿に記録し、報告しなければならない。

免税証を譲渡してはならない。

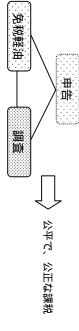
承認なくして、免税軽油を譲渡してはならない。

# 軽油引取税に関する調査等

軽油引取税を担当する所属の事務は、大別して以下の3つである申告事務・・・・・申告書の処理、申告指導、調定、統計など

免税軽油事務・・・申請書の審査、免税証の交付、免税軽油調査など 調査事務・・・・需要家、路上などの抜取調査など

これら3つの事務を連携することにより、公平で公正な課税を行う



軽油引取税は、特別徴収義務者または納税者の自主的な申告・納税を基本とする。しかしながら、地方税法の不知や誤解、または意図的な行為によって、税を免れることが発生する。

。 こうした状況は、税負担の公平さ・公正さを欠く要因となり、適正に申告を行うものか

らすれば、許し難いことである。

そこで、地方税法は、第144条の44において、適正を欠く納税者等に対しては、更正・決定処分を行うと規定している。そして、それら情報を収集するために調査を行うのである。調査とは、税負担の公平さ・公正さを保持するために不可欠な行為と言っても過言ではない。

地方税法(軽油引取税)の調査は、その目的によって「通常調査」と「犯則調査」とに分けられる。また、これらの法的根拠、調査対象およびその形態も違う。

### グ 通常調査

軽油引取税の課税標準量を把握し、税額を確定させ、納税義務を課すための調査 法第 144 条の 11 を根拠とし、相手方の任意の協力により行われる。

### 仁) 犯則調査

軽油引取税をほ脱し、または納税秩序維持のための義務に違反する犯罪を明らかにする調査。

		1	
手法	的		
任意による質問、検査	税義務を課するため	課税標準量を把握し、税額を確定させ、	通常調査
任意:質問、検査、領置 強制:臨検、捜索、差押	反する犯罪を明らかにする。	ほ脱し、また納税秩序維持のための義務	犯則調査

偨	착	桓	鴫
		のに金品の給付等を行う者	特別徴収義務者、納税者、これらのも
			嫌疑者および参考人

### 特別徴収報償金

県税特別徴収制度の円滑な運営を図り、県税収入の確保を期するため特別徴収義務者に対し、報償金を交付している。

期限内申告納入:2.5% 、それ以外:1.8%

1	1			1				l .	
平成 3年平成 4年	平成 2年	昭和 61 年	昭和 60 年	昭和 60 年	昭和 57 年	昭和 56 年	昭和 55年	昭和 48年	昭和 32 年
期限内申告納入:2.4% それ以外:1.8% [通達・他県の動向を踏まえながら、段階的に交付率を引き上げ] 期限内申告納入:2.5% それ以外:1.8% [通達・他県の動向を踏まえながら、交付率を引き上げ] 現在に至る	旧自治省通達 「交付率を2.5%を目途として定めるように」	: 期限内申告納入:2.0% それ以外:1.8% [通達・他県の動向を踏まえながら、段階的に交付率を引き上げ] (期限内申告納入時の交付率のみ、以降同じ)	旧自治省通達 [交付率を2.2%を目途として定めるように]	: 期限内申告納入:1.9% それ以外:1.8% [昭和55年通達達成のため、それぞれ0.1%引き上げ]	間税特別徴収報償金要綱を整理(税目ごと3要綱に分離) [料理飲食等消費税に係る報償金が既に2つの交付率(「期限内申告納入」と「それ以外」)を設定していたことから、軽油引取税に係る報償金も2つの交付率を設定] 期限内申告納入:1.8% それ以外:1.7%	ジ付率 1.7% [通達・他県の動向を踏まえながら、段階的に交付率を引き上げ]	旧自治省通達 「交付率を2.0%に引き上げるように」	旧自治省通達 「交付率(軽油)1.0%を下らない率にするように」	間税特別徴収報償金要綱創設 (料理飲食等消費税、娯楽施設利用税、軽油引取税の3間税分を含む) 交付率(軽油)1.0%

## 外部監査の結果

2

年度計画について

#### 概要

各県税事務所では「軽油引取税調査計画」を策定し、年間の見通しを立てるとともに、それを実行し、年度末にはその結果と計画を比べ、その分析結果を次年度の計画に反映させる、という体制を考えている。これは少ない資源で最大の効果を得るために必要なことである。

この調査計画は四半期別に策定することとなっているが、単純に年間調査件数等を 均等に按分しているような県税事務所もある。

また、その場その場の判断で、より効果的な調査方法を行い対応しているが、そのために計画と乖離するような結果になることがある。しかし、調査計画と実績との差異、理由が必ずしも書面にて明確になっておらず、それを次年度の計画に反映させるような、今後の改善に関する明確な方針が定められていない。

# 監査の結果 (指摘)

「軽油引取税調査計画」に関し、県では四半期別に具体的な計画を策定することが必要であると判断していることから、それに見合った適正な計画を策定することが必要である。

また、目的に対しより効果的な調査方法を行うことによって計画と乖離する場合、乖離することが問題ではない。乖離した理由、次年度への改善点を明らかにすることが重要と考えられる。年度の途中にても担当者の異動がないとは言えないため、少ない資源で最大の効果を得るために、計画と実績の分析を行い、調査方針を書面にて明確にし、調査結果の有効性及び調査担当者のあらゆる業務への時間配分の有効性を確保することが必要である。

# 軽油流通情報管理システム

#### 超州

県では軽油流通情報管理システムが使用されている。軽油流通情報管理システムの閲覧・検索を行うことにより、軽油の元売・特約業者等の調査に有効な情報を得ることができる。現状では軽油流通情報管理システムを有する端末は税務課と岐阜県税事務所に設置されているのみで、他の県税事務所では端末が設置されていないためタイムリーに利用をすることができない。税務課あるいは県税事務所で、軽油流通情報管理システムのエラーリスト・未登録リストを紙ベースで打ち出しそれを郵送して活用せしている。当該エラーリストには、軽油流通情報管理システムへの納税者情報登録ミス等に関する情報が記載されている。

また、軽油流通情報管理システムからエラーリスト、未登録リストが出力されるが、当該リスト記載の情報に対してメンテナンスの頻度が少なく、メンテナンスがタイムリーに行われていない場合がある。

## 監査の結果(指摘)

軽油流通情報管理システムの閲覧・検索が祝務課と岐阜県税事務所以外で実施できないことで軽油流通情報管理システムから紙ベースのエラーリストを打ち出し、当該エラーリストを各事務所に郵送するための時間及び労力がかかっているが、関係する範囲での経済性を考えた場合、望ましい方法ではないと考えられる。

軽油流通情報管理システムの閲覧・検索を税務課、岐阜県税事務所以外においても実施できるようにする必要がある。当該システムの運用業務に関する契約書の仕様書において、3台以上の設置を希望する場合は当事者間で協議することとなっており、設置が禁止されているわけではない。端末を設置あるいは移設するのにコストがかかるが、長期的な利用を行うにあたり、現在の不便性との比較を行う必要はあろう。

なお、この点については、軽油流通情報管理システムの変更が予定されており、各県税事務所の端末から情報の入力、訂正、閲覧、検索ができるようになり、長期的な利便性の向上が図られることが予想される。

また、軽油流通情報管理システムからエラーリスト、未登録リストが出力された場合、何らかのメンテナンスが必要な状況が生じているのであるから、有効に利用するために、遅滞なくフォローを行い、適宜、適切なメンテナンスを行う必要がある。

#### 抜取調査

岐

#### 裁舞

税負担の公平さ・公正さを保持するため調査行為を行っている。路上抜取調査の主な目的は地方税法の不知や誤解、または意図的な行為によって、税を免れることや不正軽油の流通を防止することである。路上抜取調査では、不正軽油の取り締まりの他、不正に対する牽制の目的も考えられる。

現状においては、路上抜取調査を実施しているため、一定の牽制効果があるが、より 一層牽制効果を高める余地があると言える。

# 監査の結果(意見)

路上抜取調査の主たる効果が牽制であれば、より牽制効果を高めるために新聞、チラシ、ボスターなどの費用を最小限に抑え、パブリシティを積極的に活用することによって牽制効果をより高めていくことが望ましい。

#### 調査対象

#### 魏舞

軽油引取税は、引取り課税であり、その商流の性質から通常調査が重要である。しかしながら、「軽油引取税(免税軽油)課税調査計画書及び調査実施経歴書(平成21年度)」及び「平成21年度 軽油引取税 課税調査実施計画及び調査実績一覧」によると、平成13年度以後平成21年度までの間に一度も課税調査が行われていない免税軽油使用者が存在している。

税額の誤りまたは脱税が生じていたとしても通常調査が行われない免税軽油使用者について、その発見が遅延する可能性や徴収漏れが生ずる可能性がある。

# 監査の結果(指摘)

免税軽油使用者について計画的なローテーション制度を設けて、定期的な調査を行うよう計画を策定し、実施することが必要である。

### 調査対象期間

#### , }

「軽油引取税調査要領」(一部改正 平成21年4月1日)第4 によると、「調査対象期間は1ヶ年以上とすべきであり、この期間は、調査開始日の属する月の前々月から起算してさかのぼるものとする。」とある。しかしながら、調査開始日の属する月の前月から起算して18ヶ月間遡って調査を行っている案件が見受けられた。

上記のように、現状としては、調査開始日の属する月の前月から起算して過去に遡って調査を行うことがある。この点が、「軽油引取税調査要領」上、明確ではないが、脱税防止という調査本来の趣旨からすると、調査開始日の属する月の「前月」から起算して過去に遡って調査を行うことがあるべき調査の姿である。ただし、どのような場合に調査開始日の属する月の「前月」から起算して過去に遡って調査を行うことができるかという点を明確に規定しないと、各県税事務所間で制度の運用面に差が生じることになり妥当ではない。

## 監査の結果(意見)

特別徴収義務者に対する調査の指標である「軽油引取税調査要領」の中に、特別徴収義務者における前月分の月次決算が確定している場合には、調査開始日の属する月の「前月」から起算して過去に遡って調査を行うことができるという点を追加しておくことが望ましい。

# 【 図表 2 - 39 】調査対象期間のイメージ



現行「軽油引取税調査要領」が定める調査対象期間

「軽油引取税調査要領」の中に、特別徴収義務者における前月分の月次決算が確定している場合には、この期間についての調査も可能であるという点を追加しておくことが必要。

『軽油売上月間集計表』(その2)「軽油売上月間集計表』「軽油仕入月間集計表 概要

軽油引取税は、脱税しやすい税目であり、通常調査が重要である。そして、当該調査の結果は、「軽油引取税課税調査書(特別徴収義務者用)」という形でまとめられる。

そこで、任意の「軽油引取税課税調査書(特別徴収義務者用)」(通常調査に係るものであり、調査対象期間が、「平成20年4月1日~平成21年9月30日」と記載されている。)を閲覧したところ、以下の問題点が検出された。

「軽油引取税課税調査書(特別徴収義務者用)」の添付書類である「軽油売上月間集計表」(その2)上、申告数量、調査数量、差量について、平成20年4月分~平成21年2月分の数値しか記載されていない。

「軽油引取税課税調査書(特別徴収義務者用)」の添付書類である「軽油売上月間集計表」上、平成20年4月~平成20年6月分の申告等に関する数量が記載されていない。

「軽油引取税課税調査書(特別徴収義務者用)」 の添付書類である「軽油仕 入月間集計表」上、平成20年4月~平成20年6月分の申告等に関する数量が 記載されていない。

「軽油売上月間集計表」(その2)「軽油売上月間集計表」「軽油仕入月間集計表」が正確に作成されていない場合には、後日改めて事実確認が必要になった際に、当該案件に係る事実を正しく把握することができなくなる。

# 監査の結果(意見)

「軽油売上月間集計表」(その2)「軽油売上月間集計表」「軽油仕入月間集計表」 記載の数値が調査対象期間における数値を網羅していないような場合には、当該集計 表の中に注釈を入れる等により数値が抜けている旨、その理由及びその内容を記載し、 当該集計表に不備が無いようにすることが望ましい。 岐

# 第8.ゴルフ場利用税

. ゴルフ場利用税の概要 ゴルフ場利用税の定義

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場の利用に対して課税される税金である。

#### 沿車

娯楽施設利用税の創設(昭和29年度税制改正)

娯楽施設の利用に対して課される税。課税対象施設は、ゴルフ場、パチンコ場、まあ、146.146 たまつき 46 ボーコング1964

じゃん場、たまつき場、ボーリング場等

娯楽施設利用税からゴルフ場利用税へ(昭和63年度税制改正)

消費税の導入に伴い、間接税の整理がなされ、課税対象をゴルフ場だけに限定したゴルフ場利用税に改められた(標準税率1,100円 800円に引下げ)

#### 課税要件

納稅義務者(条例第99条、法第75条)

ゴルフ場の利用者

ゴルフ場とは、(取扱通知第7章第1一)

ホール数が18ホール以上であり、 かつコースの総延長をホール数で除して得た数値(ホールの平均距離)が100m以上の施設(施設の総面積が10万㎡未満のものを除く、、

ホール数が9ホール以上18ホール未満の場合は、ホールの平均距離が概ね120m以上の結論

[岐阜県内のゴルフ場施設数(平成 22年4月1日現在)]

岐阜 16 東濃 68	_

#### 税率

利用の日ごとに定額で課税(定額課税)

1人1日の利用行為に対して課税するため、ゴルフ場を利用する限り半ラウンドプレーしても2ラウンドプレーしても1人が納める税額は同じ。

標準税率(法第76条第1項)

1人1日につき800円

制限税率 (法第76条第2項)

1人1日につき1,200円

ゴルフ場の整備の状況等に応じて、税率に差等を設けることができる(法第76条第3 項 』 ゴルフ場の利用料金の相違、ホール数、施設の整備の状況等の相違を勘案し

て数段階の税率区分を設けることができる(取扱通知第7章第2三

### 岐阜県の税率

ゴルフ場の等級ごとに6段階の税率区分を設けている(条例第100条第1項)。 等級は、ホール数及び利用料金を基準として決定(規則第91条第1項)。

非会員制のゴルフ場の等級は1級下位の等級(規則第91条第2項)

「利用料金」は、平日の非会員の利用料金(グリーンフィー等)及び利用の際にその対価または負担として支払うべき金額の合計額(規則第91条第3項)

]			
<b>华</b> /几	حة <del>با</del>		基準項目
4	4九/平	9 ホール以上 18 ホール未満	18 ホール以上
1 級	1,100円		利用料金 10,000 円超
2 級	950円		利用料金 8,000 円超 10,000 円以下
3 級	800円		利用料金 6,000 円超 8,000 円以下
4級	650円		利用料金 4,500 円超 6,000 円以下
5 級	500円		利用料金 3,000 円超 4,500 円以下
6級	350円	全施設	利用料金 3,000 円以下
₩Ш₩			

#### 1±X4X

#### 徴収方法

特別徴収の方法による(法第82条、条例第102条 )

## 特別徴収の手続

- グ ゴルフ場の経営者を特別徴収義務者として指定(条例第103条第1項、規則第91条の3)
- (イ) 特別徴収義務者は、毎月15日までに前月の1日からその月の末日までの期間において徴収すべきゴルフ場利用税についてその課税標準の総数(利用人員 ) 税額等を記載した納入申請書を提出し、 及びその納入金を納入しなければならない (条例第104条第1項、規則第92条 ) ただし、ゴルフ場の営業を廃止した場合は、その廃止した日から5日以内に廃止した日までに徴収すべきゴルフ場利用税

について申告納入する(取扱通知第7章第3四 ٦

# 特別徴収義務者としての登録

- ゴルフ場利用税の特別徴収義務者として指定された者は、ゴルフ場の経営を開始し 105条第 3 項後段、規則第93条第 1 項 ) は、変更を生じた日から5日以内に登録の変更を申請しなければならない(条例第 第105条第1項・第3項前段、 ようとする日前5日までに登録を申請しなければならない(法第84条第1項、条例 規則第93条第1項 》登録事項に変更を生じた場合
- $\mathcal{Z}$ 特別徴収義務者は、ゴルフ場の経営を休・廃止または再開したときは、当該休・廃 止または再開した日から5日以内に報告しなければならない(条例第105条第4 規則第93条第2項》
- Ð 県税事務所長は、登録の申請を受理した場合は、申請者に対して特別徴収義務者で 例第106条、規則第93条、第146条第1項~第3項》 あることを証する証票を交付しなければならない(法第84条第2項~第5項、 条

料金別の利用者数及び利用料金の総額

ゴルフ場利用税額

報

間保存しなければならない(条例第111条第1項、 <帳簿記載事項> 帳簿記載義務 特別徴収義務者は、毎日次の事項を帳簿に記載し、当該帳簿を使用最終の日から1年 第2項)

## 外部監査の結果

#### 課税調査

課税調査を行うこと自体が牽制機能を有している。 課税調査は、特別徴収義務者が、条例に従って徴収すべきゴルフ場利用税を正確 かつ漏れなく申告納付しているか否かを確かめることを目的としている。また、

おいて、平成13年度以降平成21年度まで一度も課税調査が実施されていない特別徴収 義務者が散見された しかし、「平成22年度 ゴルフ場利用税(課税調査実施計画及び調査実績一覧」に

なる。 実施していない特別徴収義務者については、仮に税額の誤りや脱税が生じていたとし する課税調査が計画、実施されている。しかし、過去長期間にわたり全く課税調査を 県では、過去の課税処分歴や通報事案を考慮して重要性の高い特別徴収義務者に対 当該事実の発見が遅延し、課税調査による牽制機能が有効活用されないことに

# 監査の結果 (指摘)

め、各特別徴収義務者に対して漏れなく定期的に課税調査を実施すべきである。 申告納付が正確に行われていることを確かめ、さらに十分な牽制機能を発揮するた 岐

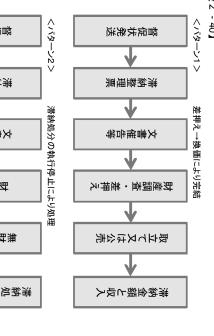
# 第9.滞納整理事務

#### . 滞納整理事務の概要 滞納整理事務手続き

地方公共団体が納税者に対して確定した納税義務の履行を求めることを税の徴収という。県税は原則として納期限内に納めなければならない。しかし、納税者の中には諸々の理由により納期限までに徴収金を完納せずに滞納している者が存在する。このような滞納者について、納期限後20日以内(自動車税は50日以内)に、督促状を発送する。督促を行っても納税がない場合は、滞納事案として以下に示したように、一連の事務手続きが行われる。これを滞納整理という。

滞納整理の流れは大きくわけて次の2パターンに分類される

### 【図表2-40】



海径状発送滞納整理票文書催告等文書催告等財産調査無財産を確認無財産を確認

督促状が発送され、催告を実施しても自主的な納税がない場合には「強制的な」手段で納税という目的を果たすことになる。そのための準備が「財産調査」である。財産調査で換価価値のある財産が見つかれば、差押えをはじめとする滞納処分で強制的に税を徴収することになる<パターン1>。

一方で、財産調査の結果、財産がない場合や、所得がなく納付そのものが客観的に困難

な場合には、地方税法第15条の7の規定に基づき、 滞納処分の停止という処理を行うこととなる<パターン 2 >。

# 滞納処分の執行停止

## 執行停止の要件

滞納処分の執行停止とは、滞納者が無財産である等一定の事由があると認められる場合に、当該滞納者からの申請を要することなく、職権により滞納処分の執行を停止するものである。

滞納処分の停止を判定するときに、次のいずれかに該当すると認められるときは、滞納処分の執行を停止する(法第15条の7第1項)

- 滞納処分をすることができる財産がないとき
- 2号 滞納処分をすることによって、滞納者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき
- 3号 滞納者の所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であると <sub>キ</sub>

### 事務手続き

県税事務所長は、滞納処分の執行停止の調査基準に照らし合わせ、滞納処分の執行停止の要件に該当することを確認したときは、「滞納処分執行停止決議書」を作成し、決議する。また、滞納処分執行を停止したときは、「滞納処分執行停止等通知書」により、滞納者へ通知する。

# 滞納処分の執行停止の効果

# ) 差押えの禁止及び解除

執行停止期間中は、その停止に係る滞納徴収金について、新たな滞納処分 (交付要求、参加差押を除く)をすることができない。

# 執行停止期間中の納付等

執行停止期間中であっても、滞納者が自発的にその執行停止に係る滞納徴収金を納付・納入したときは、その納付・納入した金額を収納し、また、過誤納金等の還付金または交付要求等に係る受入金を執行停止に係る滞納徴収金に充当して差し支えない。

#### / HJ/J

県税徴収金の消滅時効は、滞納処分の執行停止期間中も進行するので、消時効が完成すれば執行停止期間中でも、納税義務は消滅する。

## 以 延滞金の免除

滞納処分の執行停止をした場合に、その停止をした県税徴収金に係る延滞金

額のうち、執行停止期間中に対応する金額は全額免除する。

### 納税義務の消滅

## ⑦ 3年間の継続

執行停止が取り消されることなく、3年間継続したときは、その執行停止に係る県税徴収金(延滞金も含む)の納税義務は当然に消滅する。

# ) 直ちに消滅させることができる場合

地方税法第15条の7第5項に規定する「その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるとき」に該当する場合、執行停止後、直ちにその執行停止に係る県税徴収金(延滞金も含む)の納税義務を消滅させることができる。

# 執行停止後の事後調査

## )事後調査の目的

滞納処分の執行停止は、納付能力を一時的に喪失したもの、または所在不明の者につき、その資力が回復するまで、または所在が判明するまでの一定期間を限度として、滞納処分の執行を見合わせる趣旨の制度である。執行停止後に、事後の状況を調査しないで放置することは、税負担の公平性を欠くことになるため、執行停止を継続することの適否を継続して監視する必要がある。

# () 事後調査の対象及び手続

調査の対象は、前年度以前に滞納処分の執行を停止したものである。原則として1年に1回は滞納者の財産状況等を調査する。当該年度中に納税義務が消滅する予定の者については、納税義務消滅予定日前に調査を実施する。

## 執行停止の取消し

# ) 執行停止の取消し(資力回復調査

執行停止後に、その執行に係る滞納者について、地方税法第15条の7第1項各号のいずれにも該当する事実がないと認めるときは、執行停止をした日から3年以内にその執行を取り消さなければならない。

資力回復調査の結果、執行停止を取り消すときは、「滞納処分執行停止取消決議書」に調査復命書を添付して、決裁を得る。

### 取消しの通知

滞納処分の執行停止を取り消したときは、「滞納処分執行停止取消等通知書」により、滞納者に通知する。

### 不納欠損処理

不納欠損処理とは、既に調定した税金が督促等を行ったにもかかわらず納付されずに時効が到来する場合や、滞納処分執行停止中の事案について3年間継続した場合、もしくは、納税義務を即時に消滅させる場合において、納税義務を免除するものである。

不納欠損処理ができる場合は、地方税法によって以下のとおりに定められている。

# 時効完成 (法第18条第1項)

地方税法第18条第1項の規定により法定納期限の翌日から起算して5年間行使 しないことによって、時効により消滅する。

3 カ年継続による納税義務の消滅(法第15条の7第4項)

滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が3年間継続したときは、消滅する。

直ちに納税義務を消滅させたもの(法第15条の7第5項)

滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるときその他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

#### 出油出

延滞金は、税金が納期限を過ぎてから納付された場合に、納期限より遅れた分の日数に応じて一定の金額を徴収するものである。

延滞金の割合は以下のとおりである。

年14.6%	# G
年 7 3%	納期限の翌日から1ヵ月を経過する日まで

地方税法本法附則第3条の2の規定に基づき、平成21年中においては、年4.5%の割合で計算する。

# 財産調査・財産の差押え

#### |産調査

徴税吏員は、滞納処分のため、滞納者の財産を調査する必要がある場合には、滞納者に対して質問し、または帳簿書類などを検査することができる「質問・検査」の権限(国税徴収法第141条)と、質問・検査によっても十分な結果が得られない場合などに、滞納者等の住居等について調査することができる「捜索」の権限(国税徴収法第142条)が認められている。

徴税吏員がこれらの権限を行使する場合には、必ず「徴税吏員証」を携帯し、関係者からの請求があった時は、これを呈示しなければならない(国税徴収法第147条第1項》

#### 財産差押え

(62)

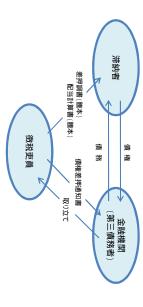
督促に係る税金を完納しないときは、滞納者の財産を差押さえなければならない。 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその

差押換え」といった制限規定を設けている。 裁量による。ただし、必要な範囲を超えた差押えを制限するため、「超過差押えの禁止」 「無益な差押えの禁止」「第三者の権利保護」「第三者の権利の目的となっている財産の 滞納者の財産を差押さえるにあたって、差押さえる財産の選択やその時期は徴税吏員の

#### $\mathcal{E}$ 預金債権の差押え

押えは、預金者である滞納者が持っている債権を差押え、滞納者が受け取る預金 債権を強制的に滞納税に充てる処分である 滞納整理の中で最も行われているのが預金債権の差押えである。 預金債権の差

### 【図表2-41】

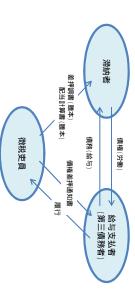


#### $\mathcal{Z}$ 給与の差押え

岐

を納付書や振り込みにより、給料支払日に滞納者に代わって支払ってもらう。 送達して行う。給与支払者が「給与等差押可能金額算出表」により計算した金額 給与の差押えは、 第三債務者である給与支払者に対して、「債権差押通知書」を

### 【図表2-42】



# ・岐阜県における状況

2

大口滞納事案の状況

平成19・20・21年度の事務所別の大口滞納事案額は次のようになっている

### 【図表2-43】

1						(単位:件、円)
	Ŧ	H20.5.31現在	Н	H21.5.31現在	I	H22.5.31現在
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
岐阜県税事務所	79	514,597,495	71	479,944,506	67	480,290,138
西濃県税事務所	19	82,064,331	19	42,636,618	16	30,461,815
中濃県税事務所	9	20.375.061	12	45,081,861	11	42,060,045
東濃県税事務所	29	196,098,066	36	219,761,961	24	248,725,052
飛騨県税事務所	5	9.257.779	7	20.617.700	8	30,331,931
自動車税事務所	1	2,722,800	1	3,019,554	0	0
<b>事</b> 計	142	825 115 532	146	811 062 200	126	831.868.981

- 大口滞納は県税の滞納金額(本税及び加算金)が100万円以上の事案をい入件数、金額は各基準日現在の数字である。 上記の数字(件数、金額)には執行停止中の大口滞納事案は含まない。

に滞納整理方針を決定し、 金額的には、岐阜県税事務所が多い。件数も多く、1件当たりの滞納金額も高額であ 大口の滞納事案は複雑で困難な事案が多いため、多くの県税事務所では、所長を中心 年に4回、 その進捗状況を県の税務課へ報告している。

# 差押処分の実施状況

平成19・20・21年度の事務所別の県税差押件数は次のようになっている

### 【図表2-44】

						(単位:任、円)
	H19.4.1-H20.3.31	H20.3.31	H20.4.1-H21.3.31	H21.3.31	H21.4.1-H22.3.31	H22.3.31
	差押件数	換価金額	差押件数	換価金額	差押件数	換価金額
岐阜県税事務所	1,186	159,022,703	1,597	110,234,866	)8	114,037,605
西濃県税事務所	554	32,024,131	926	38,933,791	1,251	29,017,595
中濃県税事務所	543	22,295,004	1,098	38,058,306	1,750	53,758,967
東濃県税事務所	394	31,214,589	1,215	79,916,755	2,164	108,614,862
飛騨県税事務所	170	3,434,635	364	8,880,202	644	14.078.117
自動車税事務所	294	8,603,700	643	16,552,195	620	19,683,683
税務課	1,516	194,728,887	1,311	233,834,027	1,714	414,100,612
鼎計	4,657	451,323,649	7,154	7,154 526,410,142		10,251 753,291,441
· + 1   + 1	1					

差押件数は、差押調書の数である。 ・換価金額は、期間中に換価した金額である。(預金なら取立て、不動産なら公売による換価など) ・東濃県税事務所及び税務課には、個人住民税分を含む。

5.5倍、換価金額は3.4倍になっている。差押件数の増加率と換価金額の増加率に乖離がみ する処分方針が、数値にも表れていると考えられる られるのは、少額の案件でも積極的に差押え、換価によって滞納税額に充当していこうと と推察できる。特に東濃県税事務所においてその傾向が顕著に現われており、差押件数は 平成19年度から平成21年度にかけて、差押件数及びその換価金額が大幅に増加してい 滞納事案の早期解決に向け、差押えを中心とした滞納整理を積極的に行っているもの

# 差押財産の内訳は以下のとおりである。

【図表2-45】

# 24 EC	THE PARTY AND ADDRESS OF THE PARTY AND ADDRESS						##		#	1	<b>!</b>
<b>⇒</b> 75HT	电话加入性	頂催	預貯金	売掛金	給与	その他	个则性	期 生	日訓串	その他	Di
岐阜県税事務所	7	897	676	149	0	72	62	32	163	25	1,186
西濃県税事務所	9	408	373	3	10	22	41	2	72	22	554
中濃県税事務所	0	334	319	1	5	9	13	3	192	_	543
東濃県税事務所	0	323	288	10	6	19	6	12	51	2	394
飛騨県税事務所	4	150	148	0	1	1	10	2	4	0	170
自動車税事務所	0	291	290	0	0	_	0	0	ω	0	294
税務課	2	1,398	1,223	6	53	116	37	14	46	19	1,516
마	22	3,801	3,317	169	75	240	169	65	531	69	4,657

20年度実績(H20.4.1~H21.3.31)

# 24 CC							<b>+</b>		} #	N F	<u>}</u>
事務///	電話加入惟	頂惟	預貯金	売掛金	給与	その他	个则生	期 )生	日則早	その世	Di
岐阜県税事務所	0	1,638	1,494		19	118	48	21	367	34	2,108
西濃県税事務所	0	767	695	0	45	27	56	0	408	20	1,251
中濃県税事務所	0	1,484	866	16	569	33	16	3	247	0	1,750
東濃県税事務所	0	2,007	1,929	14	8	56	27	6	111	13	2,164
飛騨県税事務所	0	384	374	_	6	ω	9	0	251	0	644
自動車税事務所	0	617	614	0	2	1	2	0	_	0	620
税務課	_	1,613	1,343	12	52	206	31	25	34	10	1,714
<u> </u>	_	0 510	7 0 4 5	70	701		200	n	4 4 4 0	77	10 051

差押手続き及び換価価値が最も合理的に行える預貯金の差押えが最も多く、次いで自動車、給与となっている。財産の差押えについては、小口滞納事案(30万円以下)の場合、個別の事案に応じて行われる。岐阜県では、県税事務所ごとに県税滞納整理事務の運営方針にて年間の差押件数目標を定めており、職員別の差押え実績を管理している。近年の差押件数及び換価金額の増加はこのような徴収担当職員の徴収努力にあり、徴収率の向上を図った積極的な徴収・滞納整理事務に今後も期待したい。

# 不納欠損額の状況

平成21年度において発生した不納欠損額は以下のとおりである。

【図表2-46】

														(単位:件、円)
区分			執行停止中	H										
	100	時効完成	時効完成	<del>21</del>	3年間	3年間継続による納		声ない	二纳税费	直ちに納税義務を消滅させたもの	9			畔
					热	祝義務の消滅	20	限定承認	/平	法人の解散等	会社員	会社更正法関係		
税目	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
個人県民税	0	278,301,503	0	0	0	0	0	0	0	31,986,780	0	0	0	310,288,283
均等割及び所得割	0	278,301,503	0	0	0	0	0	0	0	31,986,780	0	0	0	310,288,283
医半頭	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
株式等譲渡所得割	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法人県民税	0	0	22	534,800	21	454,702	0	0	204	5,056,290	56	1,416,286	E 0.E	7,462,078
県民税利子割	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
個人事業税	0	0	62	3,364,293	108	8,291,816	23	1,378,600	3	1,894,300	18	1,242,411	214	16,171,420
法人事業税	0	0	2	631,100	2	290,800	0	0	28	5,916,716	18	3,430,384	50	10,269,000
不動産取得税	1	152,400	31	49,309,846	42	13,405,872	1	4,500	20	3,244,827	11	2,070,567	106	68,188,012
県た ばこ税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ゴルフ場利用税	0	0	0	0	2	1,700,000	0	0	0	0	0	0	2	1,700,000
自動車取得税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
軽油引取税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自動車税	2,540	82,148,770	621	19,234,447	234	6,479,856	423	11,745,040	168	4,063,746	0	0	3,986	123,671,859
鉱区税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
狩猟税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乗鞍環境保全税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(旧法)特別地方消費税	0	0	45	159,505	6	10,318	0	0	5	326,961	0	0	56	496,784
(旧法)自動車取得税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(旧法)軽油引取税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
<u>=</u>	2,541	360,602,673	783	73,233,991	415	30,633,364		447 13,128,140	428	428 52,489,620	103	8,159,648	4,717	538,247,436

執行停止中でないものの不納欠損(法第18条第1項)の過去3年間における推移を示す と以下のとおりである。

# 【図表2-47】過去3年間の不納欠損額

(64)

年度	计	平成19年度	世	平成20年度	北	平成21年度
税目	件数	税額	件数	税額	件数	税額
固人県民税		234,107,267		199,870,277		278,301,503
均等割及び所得割	-	234,107,267		199,870,277		278,301,503
配当割		0		0		0
株式等譲渡所得割		0		0		0
法人県民税	0	0	0	0	0	0
ж	0	0	0	0	0	0
固人事業税	2	119,000	0	0	0	0
法人事業税	0	0	0	0	0	0
不動産取得税	0	0	2	445,800	1	152,400
<b>県たばこ税</b>	0	0	0	0	0	0
ゴルフ場利用税	0	0	0	0	0	0
自動車取得税	0	0	0	0	0	0
軽油引取税	0	0	0	0	0	0
自動車税	4,774	151,285,527	4,137	128,696,826	2,540	82,148,770
鉱区税	0	0	0	0	0	0
狩猟税	0	0	0	0	0	0
乗鞍環境保全税	0	0	0	0	0	0
特別地方消費税	3	13,430	1	33,006	0	0
<b>"</b>	4,779	385,525,224	4,140	329,045,909	2,541	360,602,673

	1	→ 個人県民税以外の県税	→●税額	
0	平成21年度	平成20年度	平成19年度	0
				50,000,000
1,000				100,000,000
2,000			1	150,000,000
9,000				200,000,000
200				250,000,000
4,000				300,000,000
0,000	7	<b>//</b>	<i> </i>	350,000,000
74 200			7	400,000,000
(単位:件) 6,000		不納欠損額の推移		(単位:円) 450,000,000

自動車税の不納欠損件数及び金額が減少しているが、タイヤロックや差押えなどの滞納整理が行われ、不納欠損となる事案の減少に結び付いたことが推測できる。

# 滞納者支援の取組み

平成21年度4月から市町村と県は、岐阜県弁護士会の協力を得て、県内全域で多重債務を抱える税滞納者の支援として「多重債務者の解消」や「生活再建」、及び「滞納税の解消」に取組んでいる。この取組みに関して平成22年9月までの実績は、以下のとおりであって

# 多重債務を抱える税滞納者からの納税相談実績

相談受付 405名(県対応分62名、市町村対応分343名) うち、64名が弁護士による法的手続きを開始、28名が解決

法的手続きにより解決した28名分の効果

債務整理により解消した借金

過払い金回収額

72,679,803円

43,368,371円

うち、納税額

14,016,435円

(個人住民税 8,586,435円、固定資産税 790,700円、国民健康保険税3,940,400円、軽自動車税 16,000円、自動車税 512,700円など)

# 過払い金回収により税滞納が解消された案件

#### 事例(a)

相談者:A さん(西濃地域在住の 50 歳代男性)

借入先:消費者金融 X

Aさんは、平成11年から借入をした消費者金融Xに毎月返済を続けていた(消費者金融Xの貸付利息は年20%以上)が、毎月の返済に追われ、市の固定資産税が数年にわたり滞納となっていた。

平成21年7月、市役所を訪れたAさんから相談を受けた職員が、消費者金融へ取引履歴を請求することをアドバイス、後日、Aさんから提供された取引履歴をもとに法定利息(18%)で計算し直したところ、消費者金融Xに過払い金が発生していることがわかった。

Aさんは、平成21年9月、県から紹介された弁護士に相談し、消費者金融Xに払いすぎた利息(過払い金)の返還を弁護士に依頼した。

その後、依頼を受けた弁護士により、消費者金融Xから約130万円が回収され、Aさんは滞納となっていた固定資産税421,500円をすべて納税された。

#### 事例(b)

相談者:B さん(岐阜地域在住の 60 歳代女性)

借入先:消費者金融 3社

Bさんの夫には、個人住民税、固定資産税の滞納があり、平成21年9月、夫の代わりに納税相談に町役場を訪れたBさんから話を聞く中で、Bさんが昭和60年頃から消費者金融3社から借り入れ、毎月返済に追われていることが判明した。相談を受けた職員が支援策の説明をしたところ、返ってきた自身の過払い金で夫の税滞納を解消したいとの申し出があり消費者金融へ取引履歴を請求することをアドバイスし、後日、消費者金融から開示された取引履歴をもとに法定利息(年18%)で計算し直したところ、消費者金融3社に過払い金が発生していることが判明した。

その後、依頼を受けた弁護士により、1社から過払い金100万円が回収され、B さんにより滞納となっていた夫の個人住民税369,300円、固定資産税78,400円、計447,700円はすべて納税された。

払い過ぎた利息(過払い金)の返還を弁護士に依頼した。

Bさんは、平成21年10月、県から紹介された弁護士に相談し、消費者金融3社に

多重債務者の多くは、返済のために借金を繰り返し、日々の取り立てに追われ、誰に相談していいかも分からず苦しんでいる。そのような多重債務者を県と市町村が連携して支援を行い、その回収金の一部を納税に充当している。

## 外部監査の結果

ω

沿帯金に ひいて

税金は納期内に一括して現金で納付するのが原則であり、これを守ることは国民の義務である。納期内に納付しない納税者に対しては、一種のペナルティとして延滞金が課される。

延滞金は、本税が完納されたことにより金額が確定するため、確定後に納付書を送付し滞納者に支払いを求めているが、未納として残っている場合が多く発生している。

務所とも本税の滞納がある者に対する催告等に比べ接触が少ない。 なお、延滞金が誤効はウとない債権回収の機会が失われたものは以下のとおいで

これら延滞金の滞納整理としては、文書催告だけで終わっている例もあり、各県税事

、延滞金が時効成立となり債権回収の機会が失われたものは以下のとおりであ

【図表2-48】確定延滞金の欠損の状況

自動車税事務所 飛騨県税事務所 東濃県税事務所 中濃県税事務所 西濃県税事務所 岐阜県税事務所 事務所 弁 2,848 数 1,242 251 253 199 893 H21.4 ~ H22.3 10 73,108,229 35,449,884 14,544,092 1,196,255 6,313,631 5,456,467 離 147,900 弁 3,588 1,759 数 351 H20.4 ~ H21.3 266 336 866 ₩ 10,010,236 27,590,942 75,193,481 18,090,764 10,079,090 1,702,580 7,719,869 瘤 3,510 1,726 数 247 319 380 H19.4 ~ H20.3 825 佣 28,748,528 66,421,865 8,815,018 15,813,238 5,777,443 6,902,77 盤 364,867

なお、上記【図表 2 - 48】においては、個人県民税に係る確定延滞金を含んでいない。延滞金は、入金額により調定されるため、回収できなかったものを把握するのは困難であり、税務課に特別に依頼して算出していただいた結果が上表である。ちなみに、平成21年度の調定実績は452,666千円であり、これには、上表の数値と違い、個人県民税に係る延滞金が含まれており、単純な比較はできない。また、上表には、本税が不納欠損となり、回収できなかった者に対する未確定の延滞

また、上表には、本税が不納欠損となり、回収できなかった者に対する未確定の延金が含まれていないため、これを考慮すると、さらに金額は増加する。

# 監査の結果 (指摘)

延滞金の滞納が本税に比べて、少額である等の理由により厳格な徴収がなされず時効を迎えるならば、期限内納付をした者との課税の公平性が図れないといえる。よって、 滞納が延滞金か本税かにかかわらず、適切な滞納整理手続きを実施しなければならない。

特に、岐阜県においては、平成22年度の各県税事務所滞納整理方針の基本方針に「延滞金の適正徴収」が掲げられているため、この方針に従い、延滞金の未納額を圧縮する必要がある。

# 関連帳票の保管に関して

#### 報

各県税事務所において「滞納処分の執行停止」案件や「不納欠損」案件のみを集めた ファイルを作成し、滞納整理票をはじめ、関連する帳票を保管している。

しかし、県税事務所ごとにその保管方法に差があり、本来「不納欠損」案件のファイルに保存していなければならない書類を、「滞納処分の執行停止」案件のファイルに保管している県税事務所もみられた。

また、時効成立間近の滞納債権については、不用意に時効とならないように、時効成立6ヶ月前に税務システム上で警告が発せられ、調査が促されるような仕組みとなっている。しかし、この調査書類が綴じられていないものがあり、時効管理調査の実施が確認できない県税事務所があった。

# 監査の結果 (指摘)

滞納整理の過程で作成・収集した書類等については、県の文書管理規則に従い、完全性・秩序性・網羅性・正確性等に注意し適切に保管しなければならない。また保管はすべての県税事務所について統一した方法による必要がある。

# 滞納処分執行停止者の継続調査の実施

岐

#### 超州

滞納処分の執行停止は納付能力を一時的に喪失したもの、または所在不明の者につき、その資力回復まで、または所在が判明するまでの一定期間を限度として、滞納処分の執行を見合わせる制度である。

岐阜県税事務処理規程第15条第5頃において、滞納処分の執行停止をした滞納者の状況を、毎年度1回以上調査することが求められている。しかし、一部の県税事務所ではこれらに関する書類が綴じられておらず、当該調査が行われていたのか不明な案件が散見された。

# 監査の結果(指摘)

各県税事務所長は、滞納処分の執行停止中の滞納者が執行停止要件を継続して満たしていることを毎年度1回以上調査しなければならない。このため、未実施の県税事務所

があるならば、早急に対応を検討する必要がある。

また、滞納処分執行停止者リストを作成し、漏れなく事後調査が実施されたか管理し、 調査状況を上司がレビューすることにより、執行停止要件を継続して充足していることを 監視する必要がある。

# 管理者による案件の把握とレビュー

#### 用

滞納整理の運営方針として分割納付を認める場合は、原則として1年(最長2年)以内の完結を目指した分割納付額を設定することとしている。しかし、平成19年度からの分割納付月額が5万円から10万円という数千万円単位の大口案件が存在しており、当該案件に関しては、想定される毎月の発生延滞金が、分割納付月額をはるかに超えていた。多くの県税事務所では、すべての大口案件について、県税事務所長を中心とした合議制により対応方針を決定し、管理者全員に情報が共有された上で、案件に着手している。しかし、当該県税事務所では、大口案件の数が多く、同様の対応がなされていないようであった。管理者により、案件の把握が適切に行われているか、危惧されるところである。

また、滞納整理の情報が個別に集約される滞納整理票は、管理者による査閲が適時に行われる必要があるが、平成22年度について、査閲印が押されていないものが散見された。

# 監査の結果(指摘)

滞納案件数とその金額の圧縮を図り、課税の公平性を確保するためには、県税事務所として組織的に業務を遂行することが重要であり、所轄の県税事務所によりその対応が異なってはならない。管理者は、滞納案件のレビューを随時行い、案件の把握を適切に行う必要がある。特に、滞納整理票への処理経過の記載と上司の決裁は、滞納整理事務の進行管理を行うために必要である。よって、管理監督者は、徴収担当職員からの、滞納整理票による処理経過の報告の徹底を図り、滞納整理の進捗状況を把握し、適時、的確な指導を行う必要がある。

また、県税は、財政の基礎となっている重要な部署であるため、県税組織としての能力を維持・向上できるような人材の配置等への考慮も必要である。

# 執行中の滞納整理票のたな卸と保管

#### 類

滞納整理票は、すべての滞納案件において作成され、滞納者ごとに経過を記録した滞

納管理の中心となる帳票である。また、徴収担当職員は滞納整理票をもとに、滞納者との 折衝を行っている。

よって、滞納整理票は網羅的に正確に保管される必要があることから、各県税事務所においては自主的に年に一度、税務システムから出力される未納者リストと滞納整理票の一致を確認している、とのことである。

しかし、滞納整理票のたな卸は、県の規程等で実施が定められたものではないため、各県税事務所で、たな卸実施に対する重要性の認識の程度は異なっているようである。

また、鍵の無い個人の机等に滞納整理票を保管している県税事務所が存在した。

# 監査の結果(指摘)

滞納整理票が網羅的に正確に管理・保管されているか否かを検証する手段として、実地たな卸は有効な方法である。

たな卸により滞納整理票の紛失や未対応案件を発見・防止することが可能となるため、すべての県税事務所で滞納整理票のたな卸を義務付け、滞納者の氏名や住所だけでなく、その金額の一致までの確認を義務づけるべきである。

また、滞納整理票は、個人情報が記載されている重要書類であり、散逸しないようファイリングし、鍵のかかる場所に保管する等、慎重な扱いが必要である。昨今、パソコン関連の個人情報については、危険性が頻繁に指摘され、取扱いも慎重になってきているが、今一度、紙媒体の個人情報についても危険性を再認識する必要がある。

# 分割納付における納税誓約書

岐

#### 魏

滞納者のなかで、税金を支払う意思はあるものの、一括して納付することが資金的に 困難である場合は、分割納付が可能である。

この分割納付は、法令や条文に規定されている徴収方法ではない。しかし、徴収率を上げ、納税者の誠実な納税意思を尊重するため、換価の猶予に準じた徴収方法として、実務上は多用されている。

分割納付にあたり、大口の案件に関しては、納税誓約書を作成し、納税義務者の署名と捺印を入手したうえで、案件ごとにファイルを作成し管理を行っている。しかし、小口の案件の多くは、口頭による分割納付約束のみであり、納税誓約書まで入手していない。

また、小口案件の徴収・管理については、滞納整理票の裏に納税計画を記載し管理している場合もあれば、分割納付を約束した旨だけ記載している場合もあり、事案により管理方法が異なっている。

# 監査の結果 (指摘)

納税誓約書の締結は、時効を中断させる「承認」(民法第147条3)事由に該当するため、大口・小口にかかわらず納税誓約書の入手を徹底する必要がある。また、口約束だけでは後日約束の存在を証明することが困難となり、トラブルの原因となるため、納税誓約書を文書として残しておくことは有効なリスク防止手段となる。

# 換価の猶予と分割納付

#### 根押

地方税法第15条の5で規定されている、「換価の猶予」を行う場合は、滞納者の申請によらず、職権によってその財産の換価を猶予し分割納付を認めることができる。なお、50万円超の滞納額がある場合は、担保を徴すこととなっており、その猶予期間は、1年をこえることができない。また、「換価の猶予」に該当する場合は、延滞金の2分の1または全部が免除の対象となる。

しかし、実務上「換価の猶予」による分割納付はほとんど利用されておらず、徴収担当職員と滞納者の間で約束された任意の分割納付の方法によっていることが大半である。なお、任意の分割納付においては、担保を徴していない。

# 監査の結果(意見)

猶予期限を定めた分割納付とともに、「換価の猶予」制度のより積極的な活用により、確実な担保の徴取による徴収確保に努める必要がある。具体的には、県税事務所内での「換価の猶予」制度の周知と、適用すべき案件があるかどうか、県税事務所内でより一層検討することが望まれる。

# 過年度文書の倉庫管理

#### 類

各県税事務所は、建物内の一室を文書保管倉庫として利用しており、過年度における 滞納整理票や各種決裁帳票などを段ボールやファイルにまとめ、種類・期間ごとに分けて保管している。

しかし、文書保管倉庫に入れている段ボールやファイルの保管総数を把握しておらず、保管文書のたな卸についての規程もないため、紛失していても直ちに判明しないリスクがある。その他、文書保管倉庫は他の部局も使用する場合があるため、書類が混同するリスクもある。また、県側の立会なしに、清掃業者が文書保管倉庫に入室している事実があった。

# 監査の結果(指摘)

税金に関連する書類は、個人情報を含み、その情報管理を厳格に行う必要がある以下、管理の方法の具体例を示すので、参考にしていただきたい。

書類保管ファイルに総数と連番を記し、倉庫保管リストを整備する, 短年年 一字の時期にもか知るにき

毎年度、一定の時期にたな卸を行う。

定の期日を経過したものは、破棄する。

倉庫室の入退室管理を行い、外部者が立ち入るときは、立会人をつける

### 領収書の管理

#### 救援

岐阜県税事務処理規程の第51条第1項は、次のように定めている。

「出納員等は、知事から領収書の用紙の送付を受け、若しくは現金収納員にこれを交付し若しくは現金収納員からその返納を受けたとき、又は第3項の規定による領収書の謄本の提出を受けたときは、別記第百四十三号様式による県税領収書用紙等受払簿に所要事項を記載して、その受払いの状況を明らかにしておかなければならない。」

出納員等が納税者等から徴収金を領収したときは、領収書を当該納税者等に交付しなければならないが、上記規程にあるとおり、知事から領収書の用紙の送付を受けた場合や、現金収納員にこれを交付した場合などは、その受払いの状況を明らかにするため、県税領収書用紙受払簿で管理する必要がある。

# 監査の結果(指摘)

監査の結果、受払簿での管理が徹底されておらず、明文規定のような運用がなされていないケースが存在した。領収書の不正使用を防ぐためにも、受払簿での管理は必要である。

## 差押物件の管理

#### 報報

岐阜県税事務処理規程の第30条第3項は、次のように定めている。

「徴税吏員は、差押えに係る動産又は有価証券を搬出したときは、別記第五十号様式による整理票を付して出納員に引き継ぎ、搬出調書の副本(差押調書を作成するときは、その副本)にその引受印を受けておかなければならない。」

上記規程にあるとおり、徴税吏員は、差押えに係る動産等を搬出したときは、整理票を付して出納員に引き継がなければならない。

# 監査の結果(指摘)

監査の過程で実査した動産について、整理票が付されていないケースが存在した。 押物件を特定し、現物管理を適切に行うためにも整理票を付す必要がある。

雅

# 第10.税務システム

システムの構成

税務システムの概要

つのシステムで構成されている

税務事務情報管理システム(通称:TOP)

年間約180万件の課税・収納債権情報を管理する全税目を対象とした税務事務の 基幹システムである。

職員等に配布した税務パソコン(行政情報ネットワーク用パソコンの機能を兼備)により、各種データの入力や照会・納税証明書発行等をオンラインリアルタイムで行うことを基本とするシステムで、ネットワークにはRENTAI(岐阜県行政情報ネットワーク)を使用している(平成12年4月稼働)。

現契約のリース期限は平成22年12月末まで、平成23年1月にサーバ、PC等の機器を更改した。なお、事務所プリンタは、平成21年8月に機種更新済である。

# 電子申告審査システム

納税者からの電子申告は、インターネットを介して地方税ポータル(呼称:
#FLTAX (社)地方税電子化協議会(全都道府県、全市区町村で構成)が運営)で受け付け、各地方団体(共同利用の場合は事業者)に送信される。

岐阜県分の申告データ(法人二税・地方法人特別税)は、同ポータルセンターを通じて岐阜県の審査システムで受信してTOPに送られる(審査システムは、平成22年4月1日に機種更新を行い、新機種でサービスを開始している) 県税事務所にとってのメリットは、職員の申告書入力負荷が軽減されることであ

全都道府県、788市区町村(県内は42市町村)で稼働中であり、電子申告率は次のとおりである。

法人二税(地方法人特別税含む) 平成 21年度 平成 22年3月末現在 岐阜県 31.5%(前年度 22.0%)

き 国 26.6%(全都道府県を含む先行実施 66 団体の合計)

稼動当初は、法人及び税理土にとっては、法人税(国税)と法人二税(県税)は電子申告ができるが、法人市町村民税(市町村税)は電子申告ができなかったため、メリットが少なかった。

平成21年12月から、県内の全市町村でサービスが開始され、市町村県民税関係

(給与支払報告書等)の電子申告が可能となり、事業者及び税理士の利便性が高 きった.

サービスの充実により、県税にかかる電子申告の利用率は年々向上しており、今後も利用率向上が期待できる。

電子納税については、国税及び地方税では愛知県など9団体で稼働しているが実現には多額の経費を要し、利用率はまだまだ低い(1%以下である)ことから岐阜県及び県内市町村では未稼働となっている。

岐阜県では、総合財務会計システムで手数料、寄付金等の電子納付を実施しているため、この利用率を参考にしながら導入についての検討を継続することとなっている。

# 国税連携システム

所得税(国税庁)と住民税(市区町村)・個人事業税(都道府県)のデータ連携が 平成23年1月に開始された。

国税庁から地方税電子化協議会を経由して、全国の地方公共団体にデータ配信が開始されたが、国税庁と地方税電子化協議会との仕様調整と機器調達に遅れが出ていたために、TOPシステムの改修準備が遅れた結果、TOPシステムとの連携は平成22年度末となる見込である。

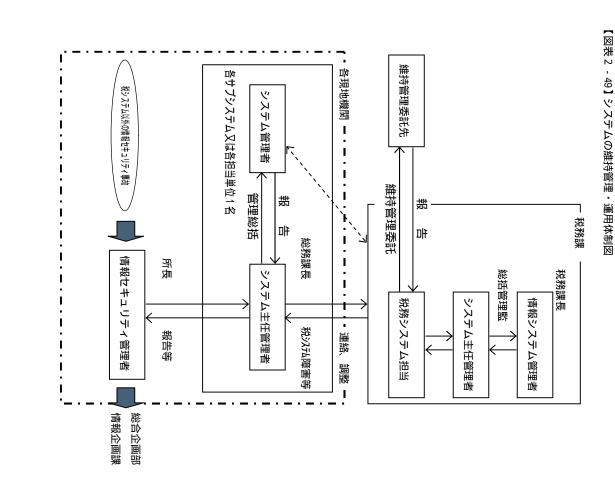
# システムの維持管理・運用体制

情報システム管理者の税務課長以下、システム主任管理者の総括管理監と税務システム担当4名の体制となっている。

日々の維持管理、オペレーション等及び税制改正など小規模仕様変更は、委託業者に委託している。

県税事務所の体制は、電算事務処理要領(事務処理規程第4条第4項)により、各事務 所にシステム主任管理者及びシステム管理者を設置し、システムの安定運用を図ることと している。

体制図は次頁のとおりである。



## セキュリティ管理

岐阜県情報セキュリティポリシーにより管理している。

平成18年 8月 平成18年 4月 税務事務情報管理システムの危機管理対応マニュアル策定 岐阜県情報セキュリティポリシーによる外部監査受検

平成19年 10月 岐阜県情報セキュリティポリシーの改正を受け委託契約等

1 危機管理対応マニュアルの分冊として応急対応マニュアル の見直し

平成20年

## 平成22年度計画

平成22年度税制改正等に伴う対応

自動車二税証紙徴収の廃止

システムは歳入簿と月報のみの対応

(システム対応) (総口対応)

H22.4.1

自動車税のグリーン化特例、自動車取得税のエコカー減税等

H22.4.1 H22.5

清算所得課税の廃止…詳細が明らかになり次第対応

H22.10.1施行

軽油引取税のトリガー条項

随時対応

税率テーブル変更による対応

国が推進する施策

OSSの導入検討(自動車保有手続き(新車新規)のワンストップサービス) 平成24年度までに全国展開の意向(国交省と総務省) - 運輸支局での電子

的納税確認を条件に計画

eLTAXでの電子納税の検討

平成21年度から愛知県でサービス開始

法人税は導入済 振替納税方式(通称ダイレクト納付)も導入済

収分(市町村が取扱)への期待と考えられ、県税(法人二税)への導入は費 税理士から導入を求める意見はあるが、主に毎月納付が必要な住民税特別徴

用対効果の点で慎重な検討が必要

その街

税務システムの大改修が想定されるもの(時期未定)

納税者番号制度の本格導入

自動車関係税の抜本見直し

## 外部監査の結果

2

システム開発・保守手続の明文化

#### 及女

システムの開発・保守に関する管理手続の基本方針は、「岐阜県情報セキュリティ対策基準(平成19年10月9日 制定版)の6 」に規定されているが、より詳細な手順を規定した手順書・マニュアル等が作成されておらず、運用ルールの明文化がなされていない

# 監査の結果 (指摘)

詳細な運用ルールが明文化されていないと業務の引継ぎが口頭のみで行われ正確な引継ぎがなされない可能性がある。また、運用ルールの周知徹底が行われず規定手続から逸脱した適切な承認のない不当なプログラム変更が行われることによりシステムの信頼性を喪失する可能性がある。

したがって、システムの開発・保守に関する業務内容の明確化、正確な業務の引継ぎ、ノウハウの継承、運用ルールの周知徹底、規定された手続からの逸脱を防ぐために、例えば、起案から変更完了確認までの承認ルール、プログラム変更に関する各書類の作成ルール等より詳細な手順を規定した手順書・マニュアル等を整備することが必要である。

#### テスト検証

#### 棚男

「岐阜県情報セキュリティ対策基準(平成19年10月9日 制定版)の6 イ」において、「新たに情報システムを導入する場合、既に稼働している情報システムに接続する前に十分な試験を行わなければならない」とある。実際のテスト検証は、システムの開発・保守の外部委託業者(以下、「X社」と言う。)で行われているが、県ではそのテスト検証の内容を十分に把握・確認していない。

# 監査の結果 (指摘)

テスト検証の内容を十分に把握・確認していないと要求どおりの変更となっていないことをプログラム登録前に発見することができない。仮に、要求水準を満たさないプログラムが登録されてしまうと、プログラムの再修正が必要になる可能性があるとともにプログラム再修正に関する追加コストが発生することになる。

また、検証不十分なプログラムが登録されることによる不具合を未然に防ぐことが難いたかる

したがって、正確なシステム開発・保守実施のために、X社で実施されたテスト検証

の内容を十分に把握・確認することが必要である

## 本番移行後の検証

#### 開

プログラムに不具合があった場合、現場からの報告に基づき税務課税務システム担当が不具合状況を把握し、必要に応じてX社にプログラム変更を依頼している。X社では変更依頼の内容を税務課税務システム担当と調整・確認し、プログラム変更が完了すると、「本番リリース報告書」で変更内容の報告を行う。

県では「本番リリース報告書」を入手後、最終的なプログラム変更内容を十分に検証しておらず、プログラム変更後に現場から不具合の報告がなければ、問題がないものと取り扱っている。また、検討を行う場合でもその検討証跡が残されていない。

# 監査の結果(意見)

本番移行後においても本番登録前のテスト検証の段階では想定されなかった重要な不 具合が発生することが考えられる。

したがって、不具合・問題点の早期発見の観点からは、「本番リリース報告書」を入手後、税務課税務システム担当によりその報告内容の十分な検討を行い、かつ検討証跡を残していくことが必要である。なお、各県税事務所からの依頼案件である場合には必要に応じて依頼元の県税事務所においても報告内容の検討を行うことが望ましい。

# 不正プログラム改ざんの防止・発見手続

#### 地拉

県はプログラムの開発・保守をX社に委託している。県はX社に対して契約上の履行義務を謀しているのみで、X社による不正プログラム改ざんを防止・発見するための手続を整備していない。

# 監査の結果(意見)

県はプログラムの開発・保守をX社に委託しており、X社はその契約の範囲内において適切に業務を履行する義務を負っているため、X社内には不正プログラム改ざんを防止・発見するための手続が整備されているものと考えられる。

しかし、プログラムの開発・保守を外部委託していたとしても、県の不正プログラム 改ざんによる損害発生等を防止する責任が免れるわけではないため、不正プログラム改ざんを防止・発見するための手続を整備することが必要であると考えられる。

そのため、例えば、不正プログラム改ざんを防止・発見するためにX社内に整備され

ている内部牽制体制の確立状況を確認する、あるいは、X社からプログラムの変更ログを 入手し、定期的に変更ログの内容を確認する手続を整備することが望ましい。

# アクセス権管理手続の明文化

#### 奴贵

アクセス権管理に関する管理手続(ID・権限登録・変更・削除、パスワード管理等)は、「岐阜県情報セキュリティ対策基準(平成19年10月9日 制定版)の6 」に規定されているが、より詳細な手順を規定した手順書・マニュアル等が作成されておらず、運用ルールの明文化がなされていない。

# 監査の結果 (指摘)

詳細な運用ルールが明文化されていないと業務の引継ぎが口頭のみで行われ正確な引継ぎがなされない可能性があるとともに運用ルールの周知徹底が行われず規定手続から逸脱する可能性が高くなる。また、適切なID・パスワード管理がなされないと不正アクセス、IDの不正利用の可能性が高くなる。

したがって、アクセス権管理に関する業務内容の明確化、正確な業務の引継ぎ、ノウハウの継承、運用ルールの周知徹底を行い規定された手続からの逸脱を防ぐとともに、不正アクセスを防止しセキュリティを強化するために、ID・権限の改廃申請の承認ルール、申請書類の作成ルール等より詳細な手順を規定した手順書・マニュアル等を整備することが必要である。

#### IDの管理

岐

#### 期期

人事異動時には異動者を対象にIDと権限の妥当性確認が実施されているが、全職を対象とした定期的なIDと権限の妥当性を確認する手続が整備されていない。

# 監査の結果 (指摘)

IDと権限の妥当性を定期的に確認する手続がない場合、不要なIDや長期未使用IDが残されたままとなり不正アクセスの可能性が高まる。また業務内容に応じた権限付与がなされず、特に過大権限が付与されたまま長期間放置されるとIDの不正利用の危険性が高まることになる。

したがって、不要IDの長期間放置の防止・業務内容に応じた適切な権限付与のため 、定期的にIDと権限の妥当性を確認する手続を実施することが必要である。

# パスワードの設定状況

#### 魏

パスワードの設定については、「岐阜県情報セキュリティ対策基準(平成19年10月9日 制定版)の5 オ」において「パスワードは定期的に、若しくはアクセス回数に基づいて変更し、古いパスワードを再利用してはならない。」とあるが、一定期間経過後のパスワード及び古いパスワードを無効化するシステム機能は存在しない。

また、パスワードの文字数は、運用上最低6文字が推奨されているが、システム上の設定はそれよりも少ない最低4文字の設定となっている。

さらに、「岐阜県情報セキュリティ対策基準(平成19年10月9日 制定版)の5ウ」において「パスワードの長さは十分な長さとし、文字列は想像しにくいものにしなければならない」とあるが設定ルールが具体的ではなく、パスワードの強度や管理が個人任せとなっている。

# 監査の結果 (指摘)

一定期間経過後にパスワードを無効化するシステム機能が存在しないと、同一パスワードの長期間使用によりパスワードの漏洩が生じ、不正アクセスの危険性が高まることになる。したがって、パスワードの有効期限を定め、有効期限の切れたパスワードではログインできないようにシステム上の設定を変更することが望ましい。

また、パスワードの文字数については、税務システムの運用上のルールとシステム上の設定とが整合していないため、両者の整合性をとることが必要である。

さらに、パスワードの設定ルールが具体的ではないため、簡易で類推されやすいパスワードが設定された場合には、不正アクセスの危険性が高まるため、簡易で類推されやすいパスワードを設定してはならないといった具体的なパスワードの設定ルールを整備することが必要である。

# パスワード管理規程の遵守状況確認

#### 報

パスワード管理については、「岐阜県情報セキュリティ対策基準(平成19年10月9日制定版)の5 」に規定されているが、規程の遵守状況の確認が定期的に実施されていなかった。

このため、平成22年度に、規程の遵守状況の確認を行うとともに今後の定期的な実施を規定した。

# 監査の結果(指摘)

パスワード管理規程の遵守状況確認が定期的に実施されていない場合、不適切なパス

ワード使用が長期間放任される可能性があり、不正アクセスの危険性が高まる。 | キがニアーぱつローは短知句がではいまではかにな物す?ことが必要。

したがって、パスワード管理規程の遵守状況を定期的に確認することが必要であり、規程を遵守していない者に対しては改善を求め改善状況を確認していくことが必要である。

### ログイン制限

#### 放火

「岐阜県情報セキュリティ対策基準(平成19年10月9日 制定版)の6 」に、ログイン試行回数の制限、アクセスタイムアウトの設定規定があるが、システム上の設定はなされていない。

なお、端末のOS(Windows)の機能により離席等20分間操作のない場合は画面がロックされ、パスワードによりログインする必要がある。

# 監査の結果(意見)

ログイン試行回数の制限や、アクセスタイムアウトに関するシステム上の設定がない と正当なアクセス権を持つ職員以外の不正アクセスの可能性が高まる。

したがって、正当なアクセス権を持つ職員のみがアクセスすることを担保するためには、システム上、ログイン試行回数、アクセスタイムアウトに関する設定をすることが望ましい。

# アクセスログの検証

#### 魏舞

システムの設定上ユーザーのアクセス・操作ログを取得することができ、税務課では月に1回パソコンの画面上でアクセスログを目視で確認している。目視での確認のため、確認証跡が残されておらず、アクセスログ検証に関する運用ルールが明文化されていない

# 監査の結果 (指摘)

アクセスログの検証は適切なアクセス権限者による適切な操作であるか否かを確認するために実施される。特に、X社への依存が高い状況においてはアクセスログの適切な検証体制を確立し、牽制機能を働かせることが重要となる。

したがって、アクセスログ検証の運用ルールを明確化し、ルールの徹底を図ることが、要である。

### パソコンの管理

#### 魏

「岐阜県情報セキュリティ対策基準(平成19年10月9日 制定版)の4(4)」において、「情報セキュリティ責任者は、執務室等のパソコン等の端末について、盗難防止のための必要な措置を講じなければならない。」とある。しかしながら、現状は、執務室等のパソコン盗難防止として執務室の施錠が行われているのみとなっている。

# 監査の結果 (意見)

教務室内に保管されているパソコンには納税者情報等の重要な情報が多数含まれており、パソコンの盗難が発生した場合には、重大なデータ流出につながる可能性がある。したがって、執務室等のパソコン盗難防止のために、執務室の施錠以外に例えば、退室、離席時には鍵のかかるロッカーにパソコンを保管する、ワイヤーロックをかける等の措置を講じることが望ましい。

# パソコン内のデータのたな卸

#### 推删

各個人が使用するパソコンは部署別管理となっており、異動時には異動前の部署でパソコンが回収され異動後の部署で新たにパソコンが貸与されるルールとなっている。その際に回収されたパソコン内の不要データは削除されるが、異動がなければ不要なデータは削除されずに各個人のパソコン内に保管されたままとなる。

パソコン内にはさまざまなデータが保管されており、不要なデータについては適時に削除することが規定されているが、その運用は個人任せとなっている。また、パソコンの管理は、他の備品管理と同程度の保管状況にあるため、パソコンの紛失及び盗難等があった場合、重要データの流出につながるおそれがある。

# 監査の結果 (意見)

パソコンの紛失及び盗難等に伴う重要なデータの流出を防ぐためには、定期的にパソコン内のデータのたな卸を実施し、不要なデータの削除を適時に実施することが必要である。

また、重要なデータについては、各個人のパソコンには保管せず、共有ファイルサーバ等に保管することが望ましい。

# 外部記録媒体の管理

#### K

外部記録媒体としてUSBメモリ等が利用されており、その管理は「公的記録媒体管理簿」でなされている。しかしながら、外部記録媒体の定期的なたな卸が実施されていない。

また、外部記録媒体の利用状況を確認した結果、不要と判断された外部記録媒体の返却・廃棄等に関する取り決めが明確ではない。

# 監査の結果 (指摘)

外部記録媒体は一度に大量のデータを外部に持出すことができるため、紛失した場合には、個人情報を含む大量の重要情報が流出し、多大な影響を与えることになる。そのため、外部記録媒体の定期的なたな卸が重要となる。また、定期的なたな卸が実施されていないと不正なデータの持出しや外部記録媒体の紛失があっても当該事実の把握が遅れ、対策を講じるまでに時間がかかるおそれがある。

したがって、外部記録媒体の定期的なたな卸を実施することが必要である。また、外部記録媒体の利用状況を確認し、確認の結果、不要と判断された外部記録媒体を適時に返却・廃棄することが必要である旨の規程を作成し、実施することが必要である。

# 「公的記録媒体管理簿」等の運用ルールの明文化

#### 救业

岐

「岐阜県情報セキュリティ対策基準(平成19年10月9日 制定版)の5 」において、パソコン等の端末等の持ち出し及び持ち込みの制限が規定されている。県では、パソコン、私物パソコン等の持ち出し、持ち込みについて「パソコン・端末等の持出、私物パソコン等の持込・使用に関する申請・承認簿」で記録を作成している。

また、外部記録媒体の購入は所属ごとで行われており、「公的記録媒体管理簿」を作成して外部記録媒体の管理を行っている。

しかしながら、「パソコン・端末等の持出、私物パソコン等の持込・使用に関する申請・承認簿」「公的記録媒体管理簿」に関する運用ルールが明文化されていない。

# 監査の結果(指摘)

運用ルールが明文化されていないと運用ルールの周知徹底が不十分となる可能性がある。そのため、「公的記録媒体管理簿」等の作成要領・承認手順等を規定した手順書・マニュアル等を整備することが必要である。

# 「公的記録媒体管理簿」について

#### 想要

外部記録媒体の管理簿として「公的記録媒体管理簿」が作成されているが、管理簿の中に払出期間、払出理由(用途)が記載されていない。

# 監査の結果(指摘)

期限を定めない外部記録媒体の払出は、管理を不十分にする原因となり外部記録媒体の不正な持出し、紛失等が発生してもその実態を適切に把握できない可能性がある。

したがって、外部記録媒体の払出期間に関する規程を整備するとともに、「公的記録 媒体管理簿」上、払出期間、払出理由を明記するようにする必要がある。

# 情報セキュリティ監査

#### 開

情報セキュリティ監査は、「岐阜県情報セキュリティ監査実施要綱」に基づき、情報セキュリティ監査統括責任者が任命する内部監査員によって実施されている。ただし、情報セキュリティ監査統括責任者が監査目的を達成するうえで必要又は適切と判断する場合には、外部の専門家による監査を実施することと規定されている。

税務事務情報管理システムについては、情報セキュリティポリシー等に基づき実施している情報資産管理、各種情報システムの保守・運用手順の整備、職員研修等の情報セキュリティ対策について、外部専門機関の点検・評価を平成18年度に受けている。

その結果、第三者による独立かつ専門的な立場から、基準等に準拠した運用が実施されているか否かが点検・評価され、問題点の確認、改善方法等についての検討、助言、指導が行われ、県における情報セキュリティの向上がなされている。

# 監査の結果(意見)

情報セキュリティ監査を受けることにより、情報セキュリティ対策の整備・運用における問題点を適時に把握することができるため、セキュリティ監査を定期的に実施するとともに専門性が高いと判断される場合には外部専門機関の点検・評価を受けることがはましい

#### 自己点検

「岐阜県情報セキュリティ対策基準(平成19年10月9日 制定版)の8 」において、情報システム管理者、情報セキュリティ責任者の自己点検の実施が規定されており、一般職員、情報システム管理者、情報セキュリティ責任者を対象に「情報セキュリティチェックシート」による自己点検が実施されている。

# 監査の結果(指摘)

「情報セキュリティチェックシート」による自己点検は、職員等への情報セキュリティポリシーの周知徹底に一定の効果があると考えられるが、より効果をあげるためには自己点検結果を税務課担当者が定期的に確認するといったモニタリング手続を実施することが必要である。

# 研修参加者の情報共有

#### 裁署

税務システム担当職員1名がLASDEC((財)地方自治情報センター)のe-ラーニング研修に参加しているが、研修後に報告書類が回覧されるのみで情報共有が十分になされていない。

# 監査の結果(意見)

税務システム担当職員が限られた予算の中で研修を受けているにもかかわらず、その情報共有が十分になされないと研修のための費用と時間が有効活用されないことになる。また、研修結果に関する情報共有が十分に行われないと税務システム担当職員間の知識の平準化が図れず、効率的な業務遂行やシステム上の問題点への十分な対応が図れない可能性がある。

したがって、研修に参加し重要と判断される研修結果がある場合には、報告会を実施 し、研修結果に関する情報共有を十分に行うことが望ましい。

# 各県税事務所に対する内部監査

#### 电格

各県税事務所に対して税務課による内部監査が実施されていない。

# 監査の結果(意見)

各県税事務所において情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ対策実施手順 書に沿っていない運用が行われていたとしても定期的な内部監査が実施されていない現

> 状のもとでは、当該事実の十分な把握が困難となり、問題点が放置される可能性がある。 したがって、各県税事務所に対する税務課による内部監査を一定の計画に基づいて実施することが望ましい。

## 外部データ送信

#### 大田

「岐阜県情報セキュリティ対策基準(平成19年10月9日 制定版)の6 」において、「職員等は、外部に送るデータの機密性又は完全性を確保することが必要な場合には、暗号化又はパスワード設定等の方法を使用して、送信しなければならない」と規定されている。しかしながら、暗号化またはパスワード設定等に関する具体的な手順書が作成されておらず、暗号化の方法またはパスワードの設定方法が各個人の判断に委ねられている。

# 監査の結果(意見)

職員ごとに暗号化またはパスワードの設定水準が異なると、セキュリティ確保が不十分なまま外部にデータ送信が行われ、データ流出の可能性が高まる。

したがって、データを外部に送信する際の暗号化の方法またはパスワードの設定方法 に関する具体的な手順書・マニュアル等を整備することが望ましい。

# 無許可ソフトウエアの導入状況の確認について

#### 要掰

(21)

「岐阜県情報セキュリティ対策基準(平成19年10月9日 制定版)の6 」において、「職員等は、パソコン等に指定または許可されたアプリケーションソフト以外のソフトのインストールを行ってはならない。」とある。しかしながら、当該規定の遵守状況を定期的に確認する仕組みが存在せず、パソコン等へのソフトウエアのインストール状況が十分に把握されていない。

# 監査の結果 (指摘)

無許可のソフトウエアを導入するとシステムに想定外の不具合を発生させるおそれがあり、復旧のための追加的コスト負担が発生する可能性がある。

したがって、ソフトウエアの導入状況を定期的に確認することが必要である旨の規程を整備し、運用することが必要である。

報

#### (22)

税務システム

処理の執行に資するためにX社に維持管理業務を委託している。 ム (通称:TÓP) に関し、当該システムの適正かつ安定的な運用を図り、効率的な事務 活用して稼働している。税務事務を行うために最も根幹となる税務事務情報管理システ 目的とし、県税にかかる大量のデータを短時間に処理するために高度な情報処理技術を 税務事務情報管理システム(通称:TOP)は適正かつ効率的に税務事務を行うことを

うに検討している。 維持管理業務に関しX社とは随意契約を取り交わしているが、県はその理由を次のよ

- ▽ X社は当該システムの開発業者であり、運用開始後の維持管理業務も引き続き受託 しており、十分な知識と経験の蓄積がある。
- $\mathbb{Z}$ 小規模開発や仕様変更には、システムに対する高いレベルの知識や経験が求められ
- Ð 仮にX社以外の者が供給することとなった場合には、システム分析から着手するこ な達成が見込めない。 ととなり、事務処理の適切な履行や納税者サービスの維持、向上の確実かつ速やか
- E X社は、システムの著作権を県と共有しており、システムを改変する際は、著作権 事実上困難な状況にある。 者であるX社の同意が不可欠であり、X社以外の業者による運用、変更が現状では

# 監査の結果(指摘)

岐

い限り永久的にX社以外に変更する選択肢はないものと考えられる。 であるX社の同意が不可欠であるとの状況であれば、この状況を改善あるいは解消しな (エ)のようにシステムの著作権が共有されており、システムを改变する際は、著作権者 随意契約を取り交わす理由は、上記のとおり⑦~午に集約されているが、結局は、

をきたす可能性がある ステムが税務業務の根幹を担う役割であるがゆえに、一時的に業務の継続性の点で支障 る。また、X社側の事情、リソース等の点で契約継続が困難になった場合には、当該シ 十分な交渉が難しく、妥当なコストであるかどうかの吟味が十分に行えない可能性があ 変更する選択肢がないような状態では、当該システムの維持管理にかかる契約に関し

告を受けると同時に業務の評価を行い、すべての業務の完了時点で再度業務の過不足に 必要があると考えられる。毎年継続して維持管理業務を受けるような場合は、対象がシ ついて見直す必要があると思われる 随意契約が妥当と結論付けられる場合であっても、契約額の吟味、交渉を十分に行う 提供される業務の必要性、十分性を計画し、定期的に業務内容の報

> っているものの、詳細な吟味・評価が不十分であると考えられる。 月次において作業完了報告を受け、それが契約書通りに履行されたかどうかの検査を行

例えば次のような点で不十分である

- システムの開発で小規模開発・仕様変更や故障対応での不具合データの修正調査はウ かどうかの吟味、一日のうちの部分的な時間で足りるのかどうか等の吟味、評価。 イークデーに、ほぼ毎日一定の作業時間が費やされているが、毎日一定の時間が必要
- 毎日のルーチン的な作業でなく、臨時的に発生するような作業については、その作業 が当該月日に発生した理由や必要な頻度の妥当性の吟味、評価。
- ない時間で行われている場合もあるのであるから費やされた時間の妥当性の吟味、評 システムの運転開始作業に関しほぼ毎日一定の時間が費やされているが、それより少
- 月次の維持管理作業報告書の時間集計に誤りがあるにもかかわらずそれが看過されて おり、作業時間に対するチェック体制。
- 全体として、毎月、あるいは毎年実施するような作業であれば、通常同じ効果を上げ るために、前年度より少ない時間での対応が可能と考えられるがその点の吟味。
- 複数年にわたり維持管理作業項目の積算が同じであり、翌年度の予算に対する吟味

目的は十分に達成されていない。 め、システムを改变する際は、著作権者であるX社の同意が不可欠との理由により、その 約額の内訳を明確にし、他との比較を行うための交渉は行われているが、随意契約のた なお、契約に際し、事前に庁内関係課で構成するシステム導入審査会の審査を受け、契

回避することが可能になると考えられる。 このように複数の相手先の可能性を作ることにより、業務停止に関するリスクを少しでも 正性を確保するためには他から参考見積もりを入手することを検討することが望ましい。 業務の履行にあたり、1社しかないと想定される場合であっても、契約額の妥当性、公

平成二十三年三月二十八日発行

号 外

(1)

岐阜市薮田南二丁目一番一号 岐 岐

阜

県

発 発 行 行 所者

庁 県 編

> 集 各務原市テクノプラザー ー ブイ・アール・テクノセンター